

軽自動車検査協会検査事務規程（昭和 48 年 9 月 26 日協会規程第 16 号）の一部改正について

1. 改正理由

自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式を定める省令（昭和 45 年 2 月 20 日運輸省令第 8 号）の一部改正により申請書等への押印が廃止され、申請書等へ記載する内容が見直されたこと、独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程（平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号）の第 33 次及び第 34 次改正が行われたこと、及び審査事務規程を準用する規定が多数あり、齟齬を生じさせないために審査事務規程と極力合わせた構成にする必要があること等から軽自動車検査協会検査事務規程の一部改正を行います。

2. 改正概要

- (1) 自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式を定める省令の一部改正に伴う改正について
 - 法人が申請等する場合の役職名及び氏名の記載を必要としないこととします。
- (2) 独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程の一部改正に伴う改正について
 - 「共通構造部型式指定自動車」から「多仕様自動車」へ用語の定義の変更が行われたことから、書きぶりの適正化等を行います。
 - 量産型超小型モビリティについては、衝突基準等の一部を適用しないことができることから、当該車両の検査の方法について追加します。
 - 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」への適合性を確認する書面を追加します。
- (3) その他、書きぶりの適正化等所要の改正について
 - 規定の構成を審査事務規程と合わせることにします。

3. 施行日

令和 3 年 4 月 1 日

軽自動車検査協会検査事務規程の一部を改正する新旧対照表

○ 軽自動車検査協会検査事務規程（昭和 48 年 9 月 26 日協会規程第 16 号）

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2章 検査の実施方法</p> <p>第3章 <u>自動車検査証等</u>及び軽自動車検査票の記載又は高度化システムへの記録</p> <p>第4章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査</p> <p>第5章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）</p> <p>第6章 車両番号の指定等、自動車検査証等の交付等に係る処理</p> <p>第7章 電子情報処理組織による軽自動車検査ファイルへの記録</p> <p>第8章 臨時検査</p> <p>第9章 雑則</p> <p>別表</p> <p>様式</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2章 検査の実施方法</p> <p>第3章 <u>自動車検査証、自動車予備検査証、限定自動車検査証、自動車検査証返納証明書</u>及び軽自動車検査票の記載又は<u>検査の</u>高度化システムへの記録</p> <p>第4章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査</p> <p>第5章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）</p> <p>第6章 車両番号の指定等、自動車検査証等の交付等に係る処理</p> <p>第7章 電子情報処理組織による軽自動車検査ファイルへの記録</p> <p>第8章 臨時検査</p> <p>第9章 雑則</p> <p>別表</p> <p>様式</p>
<p>第1章</p> <p>1-1 目的</p> <p>この軽自動車検査協会検査事務規程は、軽自動車の検査事務の実施に関する規程を定め、適正かつ確実な実施を図ることを目的とする。</p> <p>1-2 適用</p> <p>軽自動車の検査については、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）、道路運送</p>	<p>第1章</p> <p>1-1 目的</p> <p>この軽自動車検査協会検査事務規程 <u>（以下「規程」という。）</u>は、軽自動車の検査事務の実施に関する規程を定め、適正かつ確実な実施を図ることを目的とする。</p> <p>1-2 適用</p> <p>軽自動車の検査 <u>（以下「検査」という。）</u>については、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。<u>以下「法」という。）</u>、道路運送車両法施行規</p>

車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和 45 年運輸省令第 8 号）及びこれらの法令に基づく国の関係通達並びに独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項に基づく審査事務規程によるほか、この規程の定めるところによる。

なお、理事長が軽自動車の検査事務に当分の間適用する取扱いとして別に定めたものについては、当該取扱いによることとする。

1-3 用語の定義

この規程における用語の定義は、法、施行規則、保安基準、様式省令及びこれらの法令に基づく国の関係通達並びに審査事務規程によるほか、下表に定めるところによるものとする。

なお、審査事務規程 1-3「用語の定義」中、「保安検査コース」の内容は、下表に定めるものとし、「地方検査部及び地方事務所」は「事務所、支所及び分室」と、「審査時車両状態」は「検査時車両状態」と読み替えるものとする。

分類	用語	内容
か	<u>改造自動車等</u>	<u>改造自動車、試作車又は組立車をいう。</u>
	<u>改造自動車等審査結果通知書等</u>	<u>改造自動車等審査結果通知書、外観図、改造部分詳細図（装置の詳細図を含む。）及びその他特に指示された資料をいう。</u>
	<u>改造自動車等の取扱い</u>	<u>「改造自動車等の取扱いについて」（平成 7 年 11 月 21 日付け自技第 239 号）及び「改造自動車等の取扱いについて」</u>

則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和 45 年運輸省令第 8 号。以下「様式省令」という。）及びこれらの法令に基づく国の関係通達並びに独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項に基づく審査事務規程（以下「審査事務規程」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

なお、理事長が軽自動車の検査事務に当分の間適用する取扱いとして別に定めたものについては、当該取扱いによることとする。

1-3 用語の定義

この規程における用語の定義は、法、施行規則、保安基準、様式省令及びこれらの法令に基づく国の関係通達並びに審査事務規程によるほか、次に定めるところによるものとする。

なお、審査事務規程 1-3「用語の定義」中、「地方検査部及び地方事務所」は「事務所、支所及び分室」と、「審査時車両状態」は「検査時車両状態」と読み替えるものとする。

- (1) 「電子情報処理システム」とは、車両法第 72 条第 1 項に規定された軽自動車検査ファイルに記録するための電子情報処理組織をいう。
- (2) 「軽自動車 OSS インターフェースシステム」とは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 6 条第 1 項の規定により電磁的に作成された申請データを受け付け、申請手続を進めるためのシステムをいう。
- (3) 「軽検協接続サブシステム」とは、軽自動車 OSS インターフェースシステムから送信された、法に基づく申請に係る申請データを審査するためのシステムをいう。
- (4) 「検査の高度化システム」とは、検査状況等を電磁的に記録する

		<u>に係る細部取扱いについて」(平成7年11月21日付け自技第240号)をいう。</u>	<u>ためのシステムをいう。</u>
	<u>解体等届出書</u>	<u>様式省令に定められた軽第4号様式の2及び様式7-4-2をいう。</u>	(5) <u>「画像取得装置」とは、2-22-2の規定により受検車両の画像を取得するための装置をいう。</u>
	<u>解体届出書</u>	<u>様式省令に定められた軽第4号様式の3及び様式7-4-3をいう。</u>	(6) <u>「持込検査」とは、検査のうち自動車の提示が必要な新規検査、予備検査、継続検査、構造等変更検査又は臨時検査をいう。</u>
	<u>画像取得装置</u>	<u>受検車両の画像を取得するための装置をいう。</u>	(7) <u>「改造自動車等審査結果通知書等」とは、改造自動車等審査結果通知書、外観図、改造部分詳細図(装置の詳細図を含む。)及びその他特に指示された資料をいう。</u>
	<u>完成検査終了証</u>	<u>法第75条第4項の規定による完成検査終了証をいう。</u>	
き	<u>規程</u>	<u>軽自動車検査協会検査事務規程(昭和48年9月26日協会規程第16号)をいう。</u>	
け	<u>軽自動車検査票</u>	<u>様式4-1の軽自動車検査票1及び様式5-1の軽自動車検査票2をいう。</u>	
	<u>軽自動車検査票1</u>	<u>様式4-1によるものをいう。</u>	
	<u>軽自動車検査票2</u>	<u>様式5-1によるものをいう。</u>	
	<u>継続検査</u>	<u>法第62条の規定による継続検査をいう。</u>	
	<u>計測検査コース</u>	<u>主として軽自動車検査票2に係る検査を行う検査コース又は検査担当者が指定した検査場所をいう。</u>	
	<u>継続検査申請書</u>	<u>様式省令に定められた軽第3号様式及び軽専用第2号様式をいう。</u>	
	<u>検査</u>	<u>軽自動車の検査をいう。</u>	
	<u>検査記録事項等証明書 交付請求書</u>	<u>様式省令に定められた軽第3号様式をいう。</u>	

	<u>検査結果通知書</u>	<u>様式 4-2 の検査結果通知書 1 及び様式 5-2 の検査結果通知書 2 をいう。</u>
	<u>検査結果通知書 1</u>	<u>高度化システムにより出力された、保安基準不適合箇所が記載された様式 4-2 によるものをいう。</u>
	<u>検査結果通知書 2</u>	<u>高度化システムにより出力された、自動車の諸元等が記載された様式 5-2 によるものをいう。</u>
	<u>検査当日</u>	<u>自動車が表示された日をいう。</u>
	<u>検査標章再交付申請書</u>	<u>様式省令に定められた軽第 3 号様式をいう。</u>
	<u>限定自動車検査証</u>	<u>法第 71 条の 2 の規定による限定自動車検査証をいう。</u>
	<u>限定自動車検査証再交付申請書</u>	<u>様式省令に定められた軽第 3 号様式をいう。</u>
<u>こ</u>	<u>構造等変更検査</u>	<u>法第 67 条第 3 項の規定による構造等変更検査をいう。</u>
	<u>高度化システム</u>	<u>検査状況等を電磁的に記録するためのシステムをいう。</u>
<u>さ</u>	<u>再輸入見込届出書</u>	<u>様式省令に定められた軽第 4 号様式の 2 及び様式 7-4-2 によるものをいう。</u>
<u>し</u>	<u>自動車重量税印紙</u>	<u>自動車重量税法（昭和 46 年法律第 89 号）第 8 条の規定による印紙をいう。</u>
	<u>自動車重量税納付書</u>	<u>様式 6 の自動車重量税納付書をいう。</u>
	<u>自動車検査証</u>	<u>法第 58 条の規定による自動車検査証をいう。</u>

<u>自動車検査証再交付申請書</u>	<u>様式省令に定められた軽第3号様式をいう。</u>	
<u>自動車検査証記入申請書</u>	<u>様式省令に定められた軽第1号様式、軽第2号様式、軽第3号様式、軽第5号様式及び軽専用第1号様式をいう。</u>	
<u>自動車検査証交付申請書</u>	<u>様式省令に定められた軽第1号様式、軽第2号様式及び軽第5号様式をいう。</u>	
<u>自動車検査証等</u>	<u>自動車検査証、自動車予備検査証及び限定自動車検査証をいう。</u>	
<u>自動車検査証返納証明書</u>	<u>法第69条の規定による自動車検査証返納証明書をいう。</u>	
<u>自動車検査証返納証明書交付申請書</u>	<u>様式省令に定められた軽第4号様式及び様式7-4によるものをいう。</u>	
<u>自動車検査証返納届出書</u>	<u>様式省令に定められた軽第4号様式、軽第4号の2、様式7-4及び様式7-4-2によるものをいう。</u>	
<u>自動車予備検査証</u>	<u>法第71条の規定による自動車予備検査証をいう。</u>	
<u>自動車予備検査証再交付申請書</u>	<u>様式省令に定められた軽第3号様式をいう。</u>	
<u>自動車予備検査申請書</u>	<u>様式省令に定められた軽第1号様式、軽第2号様式及び軽第5号様式をいう。</u>	
<u>自動車予備検査証記入申請書</u>	<u>様式省令に定められた軽第1号様式、軽第2号様式及び軽第5号様式をいう。</u>	
<u>収納計器</u>	<u>手数料令に基づき検査手数料を収納する計器をいう。</u>	

	<u>収納済印影</u>	<u>収納計器により印字された様式 1 の印影をいう。</u>
	<u>所有者変更記録申請書</u>	<u>様式省令に定められた軽第 1 号様式をいう。</u>
	<u>新規検査</u>	<u>法第 59 条の規定による新規検査をいう。</u>
	<u>新規検査申請書</u>	<u>様式省令に定められた軽第 1 号様式、軽第 2 号様式及び軽第 5 号様式をいう。</u>
	<u>審査事務規程</u>	<u>独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定による独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程（平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号）をいう。</u>
	<u>申請審査書</u>	<u>様式 2 の手数料納入補助シートをいう。</u>
	<u>申請手数料一括納付書</u>	<u>複数件数の手数料を一括表示する様式 3 をいう。</u>
<u>て</u>	<u>電子情報処理システム</u>	<u>法第 72 条第 1 項の規定による軽自動車検査ファイルに記録するための電子情報処理組織をいう。</u>
<u>ほ</u>	<u>保安検査コース</u>	<u>主として軽自動車検査票 1 に係る検査を行う検査コース又は検査担当者が指定した検査場所をいう。</u>
	<u>保険証明書</u>	<u>自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書をいう。</u>
<u>も</u>	<u>持込検査</u>	<u>検査のうち自動車の提示が必要な新規検査、予備検査、継続検査、構造等変更検査</u>

		<u>査（記載事項変更を含む。）又は臨時検査をいう。</u>
ゆ	<u>輸出予定届出証明書交付申請書</u>	<u>様式省令に定められた軽第4号様式の2及び様式7-4-2によるものをいう。</u>
	<u>輸出予定届出証明書返納届出書</u>	<u>様式省令に定められた軽第4号様式の2及び様式7-4-2によるものをいう。</u>
よ	<u>様式省令</u>	<u>自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和45年運輸省令第8号）をいう。</u>
	<u>予備検査</u>	<u>法第71条の規定による予備検査をいう。</u>
り	<u>臨時検査</u>	<u>法第63条第2項の規定による臨時検査をいう。</u>
	<u>臨時検査申請書</u>	<u>様式省令に定められた軽第3号様式をいう。</u>
0	<u>OSS申請</u>	<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定による同項に規定する電子情報処理組織を使用する検査の申請をいう。</u>

1-4 二輪車の基準を適用する自動車

審査事務規程 1-4 を準用する。

1-4 二輪車の基準を適用する自動車

次に掲げる全ての要件を満たすものは、二輪自動車の基準を適用するものとする。

- ① 三個以上の車輪を備えるもの
- ② 車輪が車両中心線に対して左右対称の位置に配置されているもの
- ③ 同一線上の車軸における最外側の車輪の接地部中心点を通る直線の距離が460mm未満であるもの
- ④ 車輪及び車体の一部又は全部を傾斜して旋回する構造を有するもの

1-5 燃料の規格

審査事務規程 1-5 を準用する。

の

1-5 燃料の規格

この規程の燃料の性状又は燃料に含まれる物質と密接な関係を有する技術基準は、次表の左欄に掲げる燃料の種類ごとに設けられた右欄に掲げる基準を満たす燃料が使用される場合に自動車又は原動機付自転車の安全性の確保及び公害の防止が図られるよう定めるものである。

<u>燃料の種類</u>	<u>基準</u>
<u>ガソリン</u> <u>(E10 ガソリンを</u> <u>除く。)</u>	<u>鉛が検出されないこと。</u>
	<u>硫黄が質量比 0.001%以下</u>
	<u>ベンゼンが容量比 1%以下</u>
	<u>メチルターシャリーブチルエーテルが容量比 7%以下</u>
	<u>メタノールが検出されないこと。</u>
	<u>エタノールが容量比 3%以下</u>
	<u>酸素分が質量比 1.3%以下</u>
	<u>灯油の混入率が容量比 4%以下</u> <u>実在ガムが 100ml 当たり 5mg 以下</u>
<u>E10 ガソリン</u>	<u>鉛が検出されないこと。</u>
	<u>硫黄が質量比 0.001%以下</u>
	<u>ベンゼンが容量比 1%以下</u>
	<u>メチルターシャリーブチルエーテルが容量比 7%以下</u>
	<u>メタノールが検出されないこと。</u>
	<u>エタノールが容量比 10%以下</u>
	<u>酸素分が質量比 3.7%以下</u>
	<u>灯油の混入率が容量比 4%以下</u>

		<u>実在ガムが 100ml 当たり 5mg 以下</u>
	<u>軽油</u>	<u>硫黄が質量比 0.001%以下</u>
		<u>セタン指数が 45 以上</u>
		<u>90%留出温度が 360℃以下</u>
		<u>次に掲げるいずれかの要件を満たすものであること。</u>
		<u>(1) 脂肪酸メチルエステルが質量比 0.1%以下</u>
		<u>(2) 脂肪酸メチルエステルが質量比 0.1%超 5%以下であり、かつ、次に掲げる要件を全て満たすこと。</u>
	<u>① メタノールが質量比 0.01%以下</u>	
	<u>② 酸価が 0.13 以下</u>	
	<u>③ ぎ酸、酢酸及びプロピオン酸の合計が質量比 0.003%以下</u>	
	<u>④ 酸価の増加量が 0.12 以下</u>	
	<u>トリグリセリドが質量比 0.01%以下</u>	
<u>備考</u>		
<u>1 「鉛が検出されないこと」とは、日本産業規格 K2255 の原子吸光 A 法又は原子吸光 B 法で定める試験方法により測定した場合において、その結果が当該方法の適用区分の下限値以下であることをいう。</u>		
<u>2 「メタノールが検出されないこと」とは、メタノールの混入率を容量比で測定でき、かつ、メタノールの混入率の定量下限が容量比 0.5% 以下である分析設備により測定した場合において、その結果が当該方法の適用区分の下限値以下であることをいう。</u>		
<u>3 「酸素分」とは、日本産業規格 K2536 号の 2、日本産業規格 K2536 号の 4 又は日本産業規格 K2536 号の 6 に定める方法により測定した場合における数値とする。</u>		

第2章 検査の実施方法

2-1 構内における掲示等 (略)

2-2 自動車検査場における掲示等 (略)

2-2の2 自動車検査場における検査時間及び検査コースの閉鎖 (略)

2-2の3 持込検査の予約 (略)

2-3 持込検査時における指示等 (略)

2-4 不適切な補修等 (略)

2-5 製作年月日

自動車の製作年月日については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 新規検査又は予備検査に係る検査を行う場合（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る検査を行う場合を除く。）

- ① 型式指定自動車については、完成検査終了証の発行日
- ② ①に規定する自動車以外の自動車については、原則として、初め

4 「セタン指数」とは、日本産業規格 K2280 で定める方法で算出した軽油の性状をいう。

5 「90%留出温度」とは、日本産業規格 K2254 に定める方法で測定した軽油の性状をいう。

6 「酸価」とは、軽油 1g のうちに含まれる酸の中和に要する水酸化カリウムの mg 数をいい、日本産業規格 K2501 号の電位差滴定法（酸価）により測定した数値とする。

7 「酸価の増加量」とは、軽油中の酸価の増加の測定方法として経済産業大臣が定める方法（平成19年経済産業省告示第81号）により測定した数値とする。

第2章 検査の実施方法

2-1 構内における掲示等 (略)

2-2 自動車検査場における掲示等 (略)

2-2の2 自動車検査場における検査時間及び検査コースの閉鎖 (略)

2-2の3 持込検査の予約 (略)

2-3 持込検査時における指示等 (略)

2-4 不適切な補修等 (略)

2-5 製作年月日

自動車の製作年月日については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 法第59条の規定による新規検査又は法第71条の規定による予備検査に係る検査を行う場合（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る検査を行う場合を除く。）

- ① 型式指定自動車については、完成検査終了証の発行日
- ② ①に規定する自動車以外の自動車については、原則として、初め

ての検査に係る申請書の提出年月日。ただし、次の各号のいずれかに該当する自動車にあっては、それぞれ当該各号に掲げる製作年月日、発行年月日等とする。この場合において、複数の製作年月日となる場合は、そのうちの最も古い年月日とする。

ア 新型届出自動車と同一のもの（新型届出自動車と異なる荷台等の架装を行ったものを除く。）であって、自動車製作者の証明により当該自動車の製作日が明らかとなるものにあつては、当該証明書に係る製作年月日

イ 在日外国政府大使館等が使用していた自動車であつて、日本国外務省が発行した登録証により当該自動車の登録年月日が明らかとなるものにあつては、当該登録証に係る登録年月日

ウ 輸入自動車にあっては、自動車通関証明書（自動車の車台又は原動機のみを輸入したものを除く。）又は税関の押印がある輸入（納税）申告書（自動車の車台又は原動機のみを輸入したものを除く。）に記載された輸入許可年月日（輸入許可年月日の記載がないものは発行年月日）

エ 輸入された小型二輪自動車（自動車の車台及び原動機のみを輸入したものを除く。）であつて、法第 30 条第 1 項の規定に基づき輸入自動車等の打刻届出書が届け出された自動車にあっては、打刻届出書の受理年月日

オ 輸入自動車であつて、次に掲げる証明書により当該自動車の製作年、製作年月又は製作日が明らかとなるものにあつては、当該証明書に係る製作年若しくは製作年月の末日又は製作年月日

(ア) 輸出国の権限ある政府機関その他の公的機関（アメリカ合衆国において製作された自動車にあっては、日本国国土交通省によりあらかじめ指定されたアメリカ合衆国の公証人を含む。）の自動車検査証、自動車登録証その他の証明書

ての検査に係る申請書の提出年月日。ただし、次の各号のいずれかに該当する自動車にあっては、それぞれ当該各号に掲げる製作年月日、発行年月日等とする。この場合において、複数の製作年月日となる場合は、そのうちの最も古い年月日とする。

ア 新型届出自動車と同一のもの（新型届出自動車と異なる荷台等の架装を行ったものを除く。）であつて、自動車製作者の証明により当該自動車の製作日が明らかとなるものにあつては、当該証明書に係る製作年月日

イ 在日外国政府大使館等が使用していた自動車であつて、日本国外務省が発行した登録証により当該自動車の登録年月日が明らかとなるものにあつては、当該登録証に係る登録年月日

ウ 輸入自動車にあっては、自動車通関証明書（自動車の車台又は原動機のみを輸入したものを除く。）又は税関の押印がある輸入（納税）申告書（自動車の車台又は原動機のみを輸入したものを除く。）に記載された輸入許可年月日（輸入許可年月日の記載がないものは発行年月日）

エ 輸入された小型二輪自動車（自動車の車台及び原動機のみを輸入したものを除く。）であつて、法第 30 条第 1 項に基づき輸入自動車等の打刻届出書が届け出された自動車にあっては、打刻届出書の受理年月日

オ 輸入自動車であつて、次に掲げる証明書により当該自動車の製作年、製作年月又は製作日が明らかとなるものにあつては、当該証明書に係る製作年若しくは製作年月の末日又は製作年月日

(ア) 輸出国の権限ある政府機関その他の公的機関（アメリカ合衆国において製作された自動車にあっては、日本国国土交通省によりあらかじめ指定されたアメリカ合衆国の公証人を含む。）の自動車検査証、自動車登録証その他の証明書

- (イ) 日本自動車輸入組合が発行する輸入自動車製作日証明書
- (ウ) 自動車製作者による製作日証明書
- (エ) COC ペーパー

カ 輸入自動車であって、船荷証券又は航空貨物証書により当該自動車の輸出年月日が明らかとなるものにあつては、当該証明書等に係る輸出年月日

キ 輸入自動車であって、FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルにより製作年月が表示されているものにあつては、当該表示に係る製作年月の末日

ク 輸入自動車であって、自動車製作者が付与した車台番号又は車両識別番号 (VIN) により当該製作年が明らかとなるものにあつては、その製作年の末日

ケ 昭和 47 年以前に製作されたことが外観及び自動車製作者が付与した製作番号等から明らかな輸入自動車であつて、自動車製作者等の資料により製作年を特定することができるものにあつては、その製作年の末日

- (2) (1) 以外の場合には、自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証の初度検査年月欄や備考欄に記載されている情報を基に判断するものとする。

ただし、上記書面に記載されている情報だけでは審査事務規程の各項における従前規定の適用の可否を判断することが困難な場合にあっては、(1) に準じて判断するものとする。

2-6 検査の受付等

2-6-1 持込検査の受付

- (1) 持込検査は、6-8 の規定に基づき、申請書の記載事項に不備がないこと及び添付書面 (2-12 に規定する書面を含む。) を確認のうえ、

- (イ) 日本自動車輸入組合が発行する輸入自動車製作日証明書
- (ウ) 自動車製作者による製作日証明書
- (エ) COC ペーパー

カ 輸入自動車であつて、船荷証券又は航空貨物証書により当該自動車の輸出年月日が明らかとなるものにあつては、当該証明書等に係る輸出年月日

キ 輸入自動車であつて、FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルにより製作年月が表示されているものにあつては、当該表示に係る製作年月の末日

ク 輸入自動車であつて、自動車製作者が付与した車台番号又は車両識別番号 (VIN) により当該製作年が明らかとなるものにあつては、その製作年の末日

ケ 昭和 47 年以前に製作されたことが外観及び自動車製作者が付与した製作番号等から明らかな輸入自動車であつて、自動車製作者等の資料により製作年を特定することができるものにあつては、その製作年の末日

- (2) (1) 以外の場合には、自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証 (法第 71 条の 2 の規定により交付を受けた場合に限る。) の初度検査年月欄や備考欄に記載されている情報を基に判断するものとする。

ただし、自動車検査証等に記載されている情報だけでは各項における従前規定の適用の可否を判断することが困難な場合にあっては、(1) に準じて判断するものとする。

2-6 検査の受付等

2-6-1 持込検査の受付

- (1) 持込検査は、6-8 の規定に基づき、申請書の記載事項に不備がないこと及び添付書面 (2-11 に規定する書面を含む。) を確認のうえ、

軽自動車検査票に受付日付印を押印し、開始するものとする。この場合において、2-6-2(2)の規定による検査担当者印を当該受付日付印に代えることができるものとし、事務所等の長が別途認めた手続きにより持込検査の予約が行われたものにあつては、軽自動車検査票に受付日付印が押印されたものとみなすことができる。

- (2) 軽自動車検査票の検査実施日欄、車両番号欄、原動機の型式欄及び車台番号欄については、ボールペン等容易に消すことができないものを用いて記載されていることを確認する。

なお、記載が無い場合は、原則として申請者に対して記載するよう依頼するものとする。

2-6-2 検査手数料の納付及び消印

- (1) 手数料令により検査手数料の納付が必要とされた自動車について、収納計器による収納済印影が申請書、申請審査書若しくは申請手数料一括納付書（以下2-6-2において「申請書等」という。）に表示され、かつ、提出があつた場合又は、OSS申請をする場合であつて、協会に納められた予納金から精算するものとして申請者による検査手数料の納付手続が完了した場合若しくは検査手数料収納業務に係る契約を締結した者を通じて申請者から納付された検査手数料の納付情報を取得した場合には、検査手数料の納付があつたものとして検査を行うものとする。

この場合において持込検査（出張検査によるものを除く。）にあつては、複数件数の手数料を一括表示することはできないものとする。

軽自動車検査票に受付日付印を押印し、開始するものとする。この場合において、2-6-2(2)の規定による検査担当者印を当該受付日付印に代えることができるものとし、事務所等の長が別途認めた手続きにより持込検査の予約が行われたものにあつては、軽自動車検査票に受付日付印が押印されたものとみなすことができる。

- (2) 軽自動車検査票の検査実施日欄、車両番号欄、原動機の型式欄及び車台番号欄については、ボールペン等容易に消すことができないものを用いて記載されていることを確認する。

なお、記載が無い場合は、原則として申請者に対して記載するよう依頼するものとする。

2-6-2 検査手数料の納付及び消印

- (1) 手数料令により検査手数料の納付が必要とされた自動車について、検査手数料収納計器（以下「収納計器」という。）による様式1の検査手数料収納済印影（以下「収納済印影」という。）が申請書、様式2の申請審査書若しくは様式3の申請手数料一括納付書（以下2-6-2において「申請書等」という。）に表示され、かつ、提出があつた場合又は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検査の申請（以下「OSS申請」という。）をする場合であつて、協会に納められた予納金から精算するものとして申請者による検査手数料の納付手続が完了した場合若しくは検査手数料収納業務に係る契約を締結した者を通じて申請者から納付された検査手数料の納付情報を取得した場合には、検査手数料の納付があつたものとして検査を行うものとする。

この場合において持込検査（出張検査によるものを除く。）にあつては、複数件数の手数料を一括表示（以下「手数料一括納付」という。）することはできないものとする。

(2) 収納済印影の消印は、手数料令に規定する額の有効な収納済印影が表示されていることを確認し、別に定める受付日付印又は部署及び日付を表示した検査担当者印を用いて、表示された収納済印影の表示と申請書等の紙面にかけて印影の半分程度が当該収納済印影にかかるように朱印、青インク又は黒インクにより明瞭に行うものとする。なお、特段の理由がある場合に限り、朱印、青インク又は黒インク以外の色を使用することができる。

この場合において、持込検査にあつては、検査コースへの初回の入場の際に同様の消印を行うものとする。

2-6-3 持込検査の実施

(1) 持込検査は、検査当日に行うものとする。ただし、天災その他の事由により検査が困難になった場合は、この限りでない。

(2) 持込検査は、軽自動車検査票を使用して行うものとし、軽自動車検査票は、軽自動車検査票1及び軽自動車検査票2の2種類とする。ただし、限定自動車検査証の交付を受けている場合にあつては、限定自動車検査証を使用して行うことができるものとする。

(3) 持込検査において、保安基準適合性について疑義が生じた等により2-7(1)に規定する検査が完了せず、検査当日中に検査担当者が速やかに判定を行うことができない場合にあつては、次により取扱うものとする。

① 3-4-5(1)の規定に基づき検査中断として通知する事例に該当しないときは、(1)の規定にかかわらず、検査継続(検査当日から15日以内(証明書等について真正性の照会を行っている期間

(2) 収納済印影の消印は、検査コースへの初回の入場において、手数料令に規定する額の有効な収納済印影が表示されていることを確認し、別に定める受付日付印又は部署及び日付を表示した検査担当者印を用いて、表示された収納済印影の表示と申請書等の紙面にかけて印影の半分程度が当該収納済印影にかかるように朱印、青インク又は黒インクにより明瞭に行うものとする。なお、特段の理由がある場合に限り、朱印、青インク又は黒インク以外の色を使用することができる。

2-6-3 持込検査の実施

(1) 持込検査は、当該自動車が提示された日(以下「検査当日」という。)に行うものとする。ただし、天災その他の事由により検査が困難になった場合は、この限りでない。

(2) 持込検査は、軽自動車検査票を使用して行うものとし、軽自動車検査票は、様式4-1の軽自動車の諸元事項以外に係る軽自動車検査票1(以下「軽自動車検査票1」という。)及び様式5-1の諸元に係る軽自動車検査票2(以下「軽自動車検査票2」という。)の2種類とする。ただし、法第71条の2の規定による限定自動車検査証の交付を受けている場合にあつては、限定自動車検査証を使用して行うことができるものとする。

(3) 持込検査において、保安基準適合性について疑義が生じた等により2-7(1)に規定する検査が完了せず、検査当日中に検査担当者が速やかに判定を行うことができない場合にあつては、次により取扱うものとする。

① 3-4-5(1)の規定に基づき検査中断として通知する事例に該当しないときは、(1)の規定にかかわらず、検査継続(検査当日から15日以内(証明書等について真正性の照会を行っている期間

は除く。)を限度として検査を継続することをいう。)とすることが出来る。

② 検査継続とした場合には、受検者に対しその旨通告するとともに、軽自動車検査票 1 又は軽自動車検査票 2 の備考欄に、検査継続の旨及び理由を記載するものとする。

③ 証明書等について真正なものであるか疑義がある場合には、本部に照会のうえ判断するものとする。

なお、受検者に対し「証明書等の真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については検査期間の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。

④ 検査担当者は、この期間内に可及的速やかに判定を行うことができるよう努めるものとし、判定を行うことができた際には、軽自動車検査票 1 又は軽自動車検査票 2 の備考欄に記載された理由を抹消することなく、当該箇所に検査担当者印の押印を行うものとする。

⑤ 受検者に対し求めた書面の提出又は提示が検査当日から 15 日を超えても行われない場合には、総合判定を「中断」とするものとする。

(4) カーボン紙による複写等でなく、軽自動車検査票に直接ボールペン等により車台番号が記載されている場合には、車台番号の文字の一部を消しゴム、指等で擦り、擦った部分の文字が消えないことを確認する。

2-7 検査の実施方法

(1) 検査は、別表 1「検査の実施の方法」に定めるところにより実施するものとする。この場合において、持込検査にあつては第 4 章及び第 5 章に規定する項目について実施する。なお、書面等により審査を行う項目については、受検者に対し必要な書面の提出又は提示

は除く。)を限度として検査を継続することをいう。)とすることが出来る。

② 検査継続とした場合には、受検者に対しその旨通告するとともに、軽自動車検査票 1 又は軽自動車検査票 2 の備考欄に、検査継続の旨及び理由を記載するものとする。

③ 証明書等について真正なものであるか疑義がある場合には、本部に照会のうえ判断するものとする。

なお、受検者に対し「証明書等の真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については検査期間の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。

④ 検査担当者は、この期間内に可及的速やかに判定を行うことができるよう努めるものとし、判定を行うことができた際には、軽自動車検査票 1 又は軽自動車検査票 2 の備考欄に記載された理由を抹消することなく、当該箇所に検査担当者印の押印を行うものとする。

⑤ 受検者に対し求めた書面の提出又は提示が検査当日から 15 日を超えても行われない場合には、総合判定を「中断」とするものとする。

(4) カーボン紙による複写等でなく、軽自動車検査票に直接ボールペン等により車台番号が記載されている場合には、車台番号の文字の一部を消しゴム、指等で擦り、擦った部分の文字が消えないことを確認する。

2-7 検査の実施方法

(1) 検査は、別表 1「検査の実施の方法」に定めるところにより実施するものとする。この場合において、持込検査にあつては第 4 章及び第 5 章に規定する項目について実施する。なお、書面等により審査を行う項目については、受検者に対し必要な書面の提出又は提示

を求め審査するものとする。

(2) 第4章における書面等による審査は、次に掲げる自動車の種類に
応じて、それぞれに定めるとおり取扱うものとする。(施行規則第36
条第5項、第6項、第14項、第37条の2第1項、第37条の2の2
第3項、第38条第9項及び第42条第1項並びに「道路運送車両法
施行規則第三十六条第14項等に基づき国土交通大臣が指定する自
動車及び基準」(平成19年国土交通省告示第857号)関係)

① 指定自動車等(④の自動車を除く。)

ア 新規検査又は予備検査(自動車予備検査証の交付を受けた自
動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は
法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動
車の新規検査又は予備検査を除く。以下、2-7において「新規検
査等」という。)に係る審査を行う場合には、2-12、2-13及び2-
15の規定によるものとする。

イ ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はそ
の部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する
行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認
められる場合には、2-12及び2-15の規定によるものとする。

② 試作車又は組立車(④の自動車を除く。)

ア 新規検査等に係る審査を行う場合には、2-12及び2-15の規定
によるものとする。

イ ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はそ
の部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行
為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認めら
れる場合には、2-12及び2-15の規定によるものとする。

③ 並行輸入自動車(使用の過程にある④の自動車を除く。)

ア 新規検査等に係る審査を行う場合には、2-12及び2-14の規定

を求め審査するものとする。

(2) 第4章における書面等による審査は、次に掲げる自動車の種類に
応じて、それぞれに定めるとおり取扱うものとする。(施行規則第36
条第5項、第6項、第12項、第37条の2第1項、第37条の2の2
第3項、第38条第9項及び第42条第1項並びに「道路運送車両法
施行規則第三十六条第12項等に基づき国土交通大臣が指定する自
動車及び基準」(平成19年国土交通省告示第857号)関係)

① 指定自動車等(④の自動車を除く。)

ア 新規検査又は予備検査(法第71条の規定による自動車予備検
査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登
録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検
査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下、
2-7において「新規検査等」という。)に係る審査を行う場合に
は、2-11、2-12及び2-13の規定によるものとする。

イ ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はそ
の部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する
行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認
められる場合には、2-11及び2-13の規定によるものとする。

② 試作車又は組立車(④の自動車を除く。)

ア 新規検査等に係る審査を行う場合には、2-11及び2-13の規定
によるものとする。

イ ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はそ
の部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行
為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認めら
れる場合には、2-11及び2-13の規定によるものとする。

③ 並行輸入自動車(使用の過程にある④の自動車を除く。)

ア 新規検査等に係る審査を行う場合には、2-11及び2-14の規定

によるものとする。

イ ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には、[2-12](#)及び[2-15](#)の規定によるものとする。

④ 使用の過程にある自動車、自動車予備検査証の交付を受けた自動車（審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」4.(3)及び(4)に掲げる自動車に限る。）であって、新規検査、予備検査又は構造等変更検査に係る審査を行う場合には、[2-12](#)、[2-13](#)及び[2-15](#)の規定によるものとする。

(3) 有効な限定自動車検査証の提示がある自動車については、当該限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分を整備した場合における当該整備に係る部分を検査するものとする。

(4) 持込検査において、視認等による方法で判定することが困難な場合は、当該自動車にかかる点検整備記録簿又は特定整備記録簿の提示を求め、当該記録簿の記載事項を検討する等の方法により確認することができる。

(5) 持込検査に際して、受検車両が検査時車両状態にない場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

2-8 検査状況の電磁的な記録

2-8-1 検査状況の記録

(1) この章の規定に基づく受検車両の検査状況については、別に定める方法により高度化システムを用いて検査の経過と同時に記録するものとする。

(2) 出張検査又は障害等により高度化システムを使用できない場合

によるものとする。

イ ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には、[2-11](#)及び[2-13](#)の規定によるものとする。

④ 使用の過程にある自動車、[法第71条の規定による](#)自動車予備検査証の交付を受けた自動車（審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」4.(3)及び(4)に掲げる自動車に限る。）であって、新規検査、予備検査又は構造等変更検査に係る審査を行う場合には、[2-11](#)、[2-12](#)及び[2-13](#)の規定によるものとする。

(3) 有効な限定自動車検査証の提示がある自動車については、当該限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分を整備した場合における当該整備に係る部分を検査するものとする。

(4) 持込検査において、視認等による方法で判定することが困難な場合は、当該自動車にかかる点検整備記録簿又は特定整備記録簿の提示を求め、当該記録簿の記載事項を検討する等の方法により確認することができる。

(5) 持込検査に際して、受検車両が検査時車両状態にない場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

※2-22 から移動

2-22 検査状況の電磁的な記録

2-22-1 検査状況の記録

(1) この章の規定に基づく受検車両の検査状況については、別に定める方法により[検査の高度化システム（以下「高度化システム」という。）](#)を用いて検査の経過と同時に記録するものとする。

(2) 出張検査又は障害等により高度化システムを使用できない場合

は、軽自動車検査票に記録を行うものとする。

2-8-2 画像の取得及び保存

(1) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査（完成検査終了証の発行後9月を経過した型式指定自動車、自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査であって、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものを除く。以下2-8-2において「新規検査等」という。）の受検車両にあつては、画像取得装置を用いて、画像の取得及び高度化システムへの保存を行うものとする。

ただし、自動車検査上屋に入場できない自動車に係る新規検査等の場合又は画像取得装置に障害が発生した場合にあつては、デジタルカメラ等により当該自動車の外観を撮影し、取得した画像を高度化システムに保存すればよい。

この場合において、高度化システムへの画像の保存は、画像の取得後速やかに行うこと。

(2) 次回検査時に活用するための記録として、検査した次に掲げる部位をデジタルカメラ等を用いて撮影し、取得した画像を高度化システムに保存すること。

- ① 座席の変更に係る書面審査（座席、座席ベルト、座席ベルト取付装置、内装材料）を実施した自動車の座席まわり
- ② 審査事務規程7-100（8-100）に規定する鏡その他の装置を備えている自動車（指定自動車等であつて審査事務規程7-100（8-100）に規定する鏡その他の装置に変更がない自動車を除く。）の当該装置の取付状況（新規検査等の受検車両に限

は、軽自動車検査票 1 及び軽自動車検査票 2 に記録を行うものとする。

2-22-2 画像の取得及び保存

(1) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査（完成検査終了証の発行後9月を経過した型式指定自動車、法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査であつて、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものを除く。以下2-22-2において「新規検査等」という。）の受検車両にあつては、画像取得装置を用いて、画像の取得及び高度化システムへの保存を行うものとする。

ただし、自動車検査上屋に入場できない自動車に係る新規検査等の場合又は画像取得装置に障害が発生した場合にあつては、デジタルカメラ等により当該自動車の外観を撮影し、取得した画像を高度化システムに保存すればよい。

この場合において、高度化システムへの画像の保存は、画像の取得後速やかに行うこと。

(2) 次回検査時に活用するための記録として、検査した次に掲げる部位をデジタルカメラ等を用いて撮影し、取得した画像を高度化システムに保存すること。

- ① 座席の変更に係る書面審査（座席、座席ベルト、座席ベルト取付装置、内装材料）を実施した自動車の座席まわり
- ② 審査事務規程7-100（8-100）に規定する鏡その他の装置を備えている自動車（指定自動車等であつて審査事務規程7-100（8-100）に規定する鏡その他の装置に変更がない自動車を除く。）の当該装置の取付状況（新規検査等の受検車両に限

る。)

③ その他撮影記録が必要と判断した部位

(例) 改造自動車の改造部位、特種用途自動車の特種な設備、
乗用から貨物へ改造した自動車の座席及び物品積載設備

(3) (1)及び(2)において取得する画像は、保安基準に適合している状態のものとする。

なお、画像を保存する際には、当該自動車に備えている装置を撮影したものであることを十分に確認すること。

(4) (1)及び(2)において取得した画像は、電磁的方法により国土交通省へ提供するものとする。

(5) 画像の取得に際して、受検者が画像の撮影を拒否した場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

2-9 受検車両と書面の同一性確認

(1) 持込検査にあたっては、自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、次に掲げる検査の種別毎に定める書面に記載されている車台番号及び原動機の型式と同一であることを確認するものとする。

なお、型式の異なる原動機に変更する改造自動車の場合には、当該自動車の原動機の型式については、改造自動車等審査結果通知書等及び軽自動車検査票に記載されている原動機の型式が同一であることを確認するものとする。

① 新規検査又は予備検査（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の場合

る。)

③ その他撮影記録が必要と判断した部位

(例) 改造自動車の改造部位、特種用途自動車の特種な設備、
乗用から貨物へ改造した自動車の座席及び物品積載設備

(3) (1)及び(2)において取得する画像は、保安基準に適合している状態のものとする。

なお、画像を保存する際には、当該自動車に備えている装置を撮影したものであることを十分に確認すること。

(4) (1)及び(2)において取得した画像は、電磁的方法により国土交通省へ提供するものとする。

(5) 画像の取得に際して、受検者が画像の撮影を拒否した場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

2-8 受検車両と書面の同一性確認

(1) 持込検査にあたっては、自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、次に掲げる検査の種別毎に定める書面に記載されている車台番号及び原動機の型式と同一であることを確認するものとする。

なお、型式の異なる原動機に変更する改造自動車の場合には、当該自動車の原動機の型式については、改造自動車等審査結果通知書等及び軽自動車検査票1及び軽自動車検査票2（この項において「軽自動車検査票1、2」という。）に記載されている原動機の型式が同一であることを確認するものとする。

① 新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の場合

ア 指定自動車等

完成検査終了証、出荷検査証、排出ガス検査終了証、輸入自動車特別取扱届出済書、譲渡証明書（譲渡人の押印不要。以下同じ。）又は自動車製作者による証明書及び軽自動車検査票

イ 並行輸入自動車

自動車通関証明書、輸入申告書又は打刻届出書及び軽自動車検査票

ウ 試作車又は組立車

改造自動車等審査結果通知書等及び軽自動車検査票

この場合において、改造自動車等審査結果通知書は、写しをもって代えることができる。

- ② 新規検査又は予備検査（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に限る。）の場合

自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証及び軽自動車検査票

- ③ 構造等変更検査の場合

自動車検査証及び軽自動車検査票

- ④ 継続検査の場合

自動車検査証又は限定自動車検査証及び軽自動車検査票 1

- (2) 持込検査において、自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、(1)の書面に記載されている車台番号及び原動機の型式と相違する場合又は相違するおそれがある場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告するものとす

ア 指定自動車等

完成検査終了証、出荷検査証、排出ガス検査終了証、輸入自動車特別取扱届出済書、譲渡証明書（譲渡人の押印不要。以下同じ。）又は自動車製作者による証明書及び軽自動車検査票 1、2

イ 並行輸入自動車

自動車通関証明書、輸入申告書又は打刻届出書及び軽自動車検査票 1、2

ウ 試作車又は組立車

改造自動車等審査結果通知書等及び軽自動車検査票 1、2

この場合において、改造自動車等審査結果通知書は、写しをもって代えることができる。

- ② 新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に限る。）の場合

自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証（法第 71 条の 2 の規定により交付を受けた場合に限る。）及び軽自動車検査票 1、2

- ③ 構造等変更検査の場合

自動車検査証及び軽自動車検査票 1、2

- ④ 継続検査の場合

自動車検査証又は限定自動車検査証（法第 71 条の 2 の規定により交付を受けた場合に限る。）及び軽自動車検査票 1

- (2) 持込検査において、自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、(1)の書面に記載されている車台番号及び原動機の型式と相違する場合又は相違するおそれがある場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告するものとす

る。

- (3) 検査コース移動後の入場時及び再入場時の場合には、その都度、提示のあった自動車に打刻されている車台番号について、軽自動車検査票 1 に記載されている車台番号と同一であることを確認するものとする。
- (4) 並行輸入自動車、試作車又は組立車であって車台番号が特定されていないものについては、(1)から(3)までにおいて、「打刻されている車台番号」を「表示されているシリアル番号又は製造番号」に、「記載されている車台番号」を「記載されているシリアル番号又は製造番号」に読み替えるものとする。

2-10 走行距離計表示値の確認

- (1) 走行距離計を備える自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被けん引自動車を除く。）であって、次に掲げる持込検査に際しては、走行距離計の確認を行うものとする。
- ① 新規検査及び予備検査（法第 16 条第 1 項の規定による一時抹消登録を受けた自動車及び法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査及び予備検査に限る。）
 - ② 継続検査
 - ③ 構造等変更検査
- (2) 走行距離計の確認は、次により行うものとする。
- ① 検査当日の初回の入場において、同一性確認を開始した際の受検車両の走行距離計の表示値を確認する。

2-11 再入場

検査当日の持込検査において、自動車の構造又は装置が保安基準に適合しないと認められた場合には、当該検査を行った事務所等において、検査当日の検査時間内に限り、再入場について、次に掲げる検査の種別毎に定める回数を限度として認めるものとする。

る。

- (3) 検査コース移動後の入場時及び再入場時の場合には、その都度、提示のあった自動車に打刻されている車台番号について、軽自動車検査票 1 に記載されている車台番号と同一であることを確認するものとする。
- (4) 並行輸入自動車、試作車又は組立車であって車台番号が特定されていないものについては、(1)から(3)までにおいて、「打刻されている車台番号」を「表示されているシリアル番号又は製造番号」に、「記載されている車台番号」を「記載されているシリアル番号又は製造番号」に読み替えるものとする。

2-9 走行距離計表示値の確認

- (1) 走行距離計を備える自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被けん引自動車を除く。）であって、次に掲げる持込検査に際しては、走行距離計の確認を行うものとする。
- ① 新規検査及び予備検査（法第 16 条第 1 項の規定による一時抹消登録を受けた自動車及び法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査及び予備検査に限る。）
 - ② 継続検査
 - ③ 構造等変更検査
- (2) 走行距離計の確認は、次により行うものとする。
- ① 検査当日の初回の入場において、同一性確認を開始した際の受検車両の走行距離計の表示値を確認する。

2-10 再入場

検査当日の持込検査において、自動車の構造又は装置が保安基準に適合しないと認められた場合には、当該検査を行った事務所等において、検査当日の検査時間内に限り、再入場について、次に掲げる検査の種別毎に定める回数を限度として認めるものとする。

この場合において、軽自動車検査票 1 又は検査結果通知書 1 に適合しない旨の記載がある項目以外の項目（保安基準に適合しない部分を整備した場合における当該整備に係る部分を除く。）については、検査を省略することができる。

また、再入場回数は、軽自動車検査票 1 の所定の欄の検査担当者印の押印により確認するものとする。

なお、検査当日に新たな検査を行う場合にあつては、改めて回数を数えるものとする。

① 新規検査、予備検査及び構造等変更検査にあつては、保安検査コース及び計測検査コースについて、それぞれ 2 回まで

② 継続検査にあつては、保安検査コース及び計測検査コースについて 2 回まで（同一性の検査を受けるため、計測検査コースに入場した回数を除く。）

2-12 検査における書面の提出又は提示等

2-12-1 保安基準への適合性を証する書面（略）

2-12-2 検査に必要な書面

- (1) 自動車検査証返納証明書等（略）
- (2) 完成検査終了証（略）
- (3) 出荷検査証

① **多仕様**自動車の新規検査又は予備検査は、当該自動車の出荷検査証の提出がある場合は確認のうえ、諸元表を参考として検査するものとする。

この場合において、書面等その他適切な方法により検査する項目については、諸元表と同一であり、かつ、その機能を損なうおそ

この場合において、軽自動車検査票又は様式 4-2 の検査結果通知書 1（以下「検査結果通知書 1」という。）に適合しない旨の記載がある項目以外の項目（保安基準に適合しない部分を整備した場合における当該整備に係る部分を除く。）については、検査を省略することができる。

また、再入場回数は、軽自動車検査票 1 の所定の欄の検査担当者印の押印により確認するものとする。

なお、検査当日に新たな検査を行う場合にあつては、改めて回数を数えるものとする。

① 新規検査、予備検査及び構造等変更検査にあつては、保安検査コース（主として軽自動車検査票 1 に係る検査を行う検査コース又は検査コース外の検査場所をいう。）及び計測検査コース（主として軽自動車検査票 2 に係る検査を行う検査コース又は検査コース外の検査場所をいう。）について、それぞれ 2 回まで

② 継続検査にあつては、保安検査コース及び計測検査コースについて 2 回まで（同一性の検査を受けるため、計測検査コースに入場した回数を除く。）

2-11 検査における書面の提出又は提示等

2-11-1 保安基準への適合性を証する書面（略）

2-11-2 検査に必要な書面

- (1) 自動車検査証返納証明書等（略）
- (2) 完成検査終了証（略）
- (3) 出荷検査証

① **共通構造部型式指定**自動車の新規検査又は予備検査は、当該自動車の出荷検査証の提出がある場合は確認のうえ、諸元表を参考として検査するものとする。

この場合において、書面等その他適切な方法により検査する項目については、諸元表と同一であり、かつ、その機能を損なうおそ

れのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。

ア(削除)

イ(削除)

② (略)

(4) ~ (10) (略)

2-13 新規検査等の提出書面審査

2-13-1 審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」の準用

(1) 当日提出書面審査

① 指定自動車等(事前届出対象自動車を除く。)の新規検査又は予備検査(自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。2-13-1(1)②において「新規検査等」という。)に係る検査は、この規程の定めるところによるほか、審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」附則1により実施するものとする。

② 指定自動車等(事前届出対象自動車を除く。)の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、審査事務規程別添2「新規検査

れのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。

なお当分の間、出荷検査証に類別区分番号が記載できないもの
にあつては、次に掲げるものが備考欄に記載されていることを確認
するものとする。

ア 共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領第3号様式の出
荷検査証の備考欄「類別設定無」又は「当該型式で認証を受けて
いない仕様に変更有」

イ 「排出ガス検査終了証」の備考欄を利用した出荷検査証(排出
ガス検査終了証備考欄) 類別設定がないものとして「型式指定番
号 ※1」又は当該型式で認証を受けていない仕様に変更がある
ものとして「型式指定番号 ※2」

② (略)

(4) ~ (10) (略)

2-12 新規検査等の提出書面審査

2-12-1 審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」の準用

(1) 当日提出書面審査

① 指定自動車等(事前届出対象自動車を除く。)の新規検査又は予備検査(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。2-12-1(1)②において「新規検査等」という。)に係る検査は、この規程の定めるところによるほか、審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」附則1により実施するものとする。

② 指定自動車等(事前届出対象自動車を除く。)の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、審査事務規程別添2「新規検査

等提出書面審査要領」附則 1 に定める新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を提出することを求めるものとする。

- ③ 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料に不備があった場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

(2) 事前提出書面審査

- ① 事前届出対象自動車（審査事務規程別添 2「新規検査等提出書面審査要領」4. (1)又は(2)の自動車に限る。）の新規検査又は予備検査（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）に係る検査は、この規程の定めるところによるほか、審査事務規程別添 2「新規検査等提出書面審査要領」附則 2 により実施するものとする。

- ② 事前届出対象自動車（審査事務規程別添 2「新規検査等提出書面審査要領」4. (3)又は(4)の自動車に限る。）の新規検査、予備検査又は構造等変更検査に係る検査は、この規程の定めるところによるほか、審査事務規程別添 2「新規検査等提出書面審査要領」附則 3 により実施するものとする。

- ③ 事前届出対象自動車の新規検査、予備検査又は構造等変更検査（以下 2-13-1(2)④、⑤及び⑥において「新規検査等」という。）の申請を行おうとする者に対しては、新規検査等に先立って、審査事務規程別添 2「新規検査等提出書面審査要領」に定める新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を、新規検査等を申請する事務所等（審査事務規程別添 2「新規検査等提出書面審査要領」4. (2)及び(4)の代表届出の自動車にあっては主管事

等提出書面審査要領」附則 1 に定める新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を提出することを求めるものとする。

- ③ 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料に不備があった場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

(2) 事前提出書面審査

- ① 事前届出対象自動車（審査事務規程別添 2「新規検査等提出書面審査要領」4. (1)又は(2)の自動車に限る。）の新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）に係る検査は、この規程の定めるところによるほか、審査事務規程別添「新規検査等提出書面審査要領」附則 2 により実施するものとする。

- ② 事前届出対象自動車（審査事務規程別添 2「新規検査等提出書面審査要領」4. (3)又は(4)の自動車に限る。）の新規検査、予備検査又は構造等変更検査に係る検査は、この規程の定めるところによるほか、審査事務規程別添 2「新規検査等提出書面審査要領」附則 3 により実施するものとする。

- ③ 事前届出対象自動車の新規検査、予備検査又は構造等変更検査（以下 2-12-1(2)において「新規検査等」という。）の申請を行おうとする者に対しては、新規検査等に先立って、審査事務規程別添 2「新規検査等提出書面審査要領」に定める新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を、新規検査等を申請する事務所等（審査事務規程別添 2「新規検査等提出書面審査要領」4. (2)及び(4)の代表届出の自動車にあっては主管事務所又は沖

務所又は沖縄事務所)に提出することを求めるものとする。

- ④ 事前届出対象自動車の新規検査等の申請を行おうとする者から、提出した新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を取下げの旨の申告があった場合には、審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」に定める取下願出書を、当該届出書等を提出した事務所等に提出することを求めるものとする。
- ⑤ 事前届出対象自動車の新規検査等に係る検査は、新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料の書面審査が新規検査等の前日までに終了したものについて実施するものとする。
- ⑥ 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない事前届出対象自動車の新規検査等の申請があった場合又は書面審査が終了した新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料の内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり、検査当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

2-13-2 審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」の読み替え
 審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」中(3.④を除く。)、
下表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

新規検査等 提出書面要 領	中欄	右欄
(略)		
附則1 3.1.	本則4-13-1(2)	規程2-13-1(1)②
附則1 3.1. (備考) <u>(13)</u>	本則 4-15(2)に基づき別添4「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書	規程 2-15-1(2)に定める様式9の改造自動車等届出書、様式10の改造概要等説明書

縄事務所)に提出することを求めるものとする。

- ④ 事前届出対象自動車の新規検査等の申請を行おうとする者から、提出した新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を取下げの旨の申告があった場合には、審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」に定める取下願出書を、当該届出書等を提出した事務所等に提出することを求めるものとする。
- ⑤ 事前届出対象自動車の新規検査等に係る検査は、新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料の書面審査が新規検査等の前日までに終了したものについて実施するものとする。
- ⑥ 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない事前届出対象自動車の新規検査等の申請があった場合又は書面審査が終了した新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料の内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり、検査当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

2-12-2 審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」の読み替え
 審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」中(3.④を除く。)、
次の表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

新規検査等 提出書面要 領	中欄	右欄
(略)		
附則1 3.1.	本則4-13-1(2)	規程2-12-1(1)②
附則1 3.1. (備 考) <u>(10)</u>	本則 4-15(2)に基づき別添4「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説	規程 2-13-1(2)に定める様式9の改造自動車等届出書、様式10の改造概要等説明書

以下同じ			以下同じ	明書	
(略)			(略)		
(略)			(略)		
附則1 4.2. (6) 以下同じ	自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること	二次元コードの表示については、当分の間、記載を要しない	附則1 4.2. (5) 以下同じ	自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること	二次元コードの表示については、当分の間、記載を要しない
<u>附則1</u> <u>4.10. (2)</u> <u>以下同じ</u>	<u>本則4-12-1(1)</u>	<u>規程2-12-1(1)</u>	<u>附則1 5.</u> <u>以下同じ</u>	<u>現車審査</u>	<u>現車検査</u>
<u>附則1 5.</u> <u>以下同じ</u>	<u>現車審査</u>	<u>現車検査</u>	<u>附則1</u> <u>4.10. (3)</u> <u>以下同じ</u>	<u>本則4-12-1(1)</u>	<u>規程2-11-1(1)</u>
(略)			(略)		
(略)			(略)		
(略)			(略)		
附則2 3.1. 以下同じ	本則4-13-2(4)	規程2- <u>13</u> -1(2)③	附則2 3.1. 以下同じ	本則 4-13-2(4)	規程2- <u>12</u> -1(2)③
(略)			(略)		
(略)			(略)		
(略)			(略)		
(略)			(略)		
(略)			(略)		
(略)			(略)		
(略)			(略)		

(略)		
(略)		
<u>附則2</u> 4.3.(1) 以下同じ	本則4-13-2(5)	規程2- <u>13</u> -1(2)④
(略)		
(略)		
第9号様式 <u>(その2)</u> (別添2の5_ 関係)	改造自動車審査結果通知書	改造自動車等審査結果通知書

(削除) ※2-15へ移動

(略)		
(略)		
<u>附 則 2</u> 4.3.(1) 以下同じ	本則 4-13-2(5)	規程 2- <u>12</u> -1(2)④
(略)		
(略)		
第9号様式 (別添2の5 関係)	改造自動車審査結果通知書	改造自動車等審査結果通知書

2-13 改造自動車等

2-13-1 改造自動車、試作車又は組立車の事前書面審査及び検査

(1) 改造自動車、試作車又は組立車(以下「改造自動車等」という。)の新規検査、予備検査又は構造等変更検査並びに自動車検査証の記載事項変更(以下2-13において「新規検査等」という。)に係る検査は、この規程の定めるところによるほか、審査事務規程別添4「改造自動車審査要領」により実施するものとする。

また、試作車又は組立車の届出にあっては、改造自動車等の取扱い(「改造自動車等の取扱いについて」(平成7年11月21日付け自技第239号)及び「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについて(平成7年11月21日付け自技第240号)をいう。以下同じ。)を準用するものとする。

(2) 改造自動車等の新規検査等の申請を行おうとする者又は改造施工者(以下2-13において「届出者」という。)に対しては、新規検査等に先立ち、審査事務規程別添4「改造自動車審査要領」及び「改

造自動車等の取扱い」にかかわらず、様式 9 の改造自動車等届出書（以下「届出書」という。）、様式 10 の改造概要等説明書（以下「説明書」という。）及び添付資料（届出書、説明書及び添付資料（以下 2-13 において「届出書等」という。））を別表 2 に掲げる届出先の区分により、最寄りの事務所長又は支所長（以下 2-13 及び 2-14 において「事務所長等」という。）に提出することを求めるものとする。

(3) 届出者から、提出した(2)の届出書等を取上げる旨の申告があった場合には、審査事務規程別添 4「改造自動車審査要領」にかかわらず、様式 11 の取下願出書を、当該届出書等を提出した事務所長等に提出することを求めるものとする。

(4) 改造自動車等の検査は、提示のあった改造自動車等審査結果通知書の原本（試作車又は組立車にあつては、原本又はその写しとする。）、外観図及び改造部分詳細図等により検査を行うものとする。

(5) 改造自動車等の検査にあたって、改造自動車等審査結果通知書の指示事項と相違することが確認された場合は、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

2-13-2 審査事務規程別添 4「改造自動車審査要領」の読み替え
審査事務規程別添 4「改造自動車審査要領」中、次の表の中欄の字句は
同表右欄の字句に読み替えて適用する。

<u>改造自動車審査 要領</u>	<u>中欄</u>	<u>右欄</u>
<u>2. 以下同じ</u>	<u>改造自動車届出書</u>	<u>改造自動車等届出書</u>
<u>3. (2)①</u>	<u>本則 4-14(2)</u>	<u>規程 2-14-1(2)</u>
<u>4. 1. 4. 2. (1)</u>	<u>本則 4-15(2)</u>	<u>規程 2-13-1(2)</u>
<u>4. 1.</u>	<u>別表第 2</u>	<u>規程別表 2</u>

	<u>4.2.(1)①</u> 以下同じ	<u>地方検査部</u>	<u>主管事務所長又は沖縄事務所長</u>
	<u>4.2.(1)②</u>	<u>地方事務所</u>	<u>事務所長(主管事務所長又は沖縄事務所長を除く。)又は支所長</u>
	<u>4.2.(3)</u> 以下同じ	<u>事務所等</u>	<u>事務所又は支所</u>
	<u>5.1.(2)</u>	<u>別添 16「業務量統計システム報告要領」2.(4)に定める必要事項</u>	<u>様式 12 の改造自動車等受付台帳に定める記載事項</u>
	<u>5.1.(2)</u> 以下同じ	<u>業務量統計システム</u>	<u>改造自動車等受付台帳</u>
	<u>5.1.(2)</u>	<u>登録</u>	<u>記載</u>
	<u>5.3.(3)</u> <u>8.3.</u>		
	<u>5.3.(1)</u>	<u>本則 4-15(3)で規定する取下願出書は、第 6 号様式とする。</u>	<u>取下願出書は、規程 2-13-1(3)で規定する様式 11 とする。</u>
	<u>8.1</u> 以下同じ	<u>改造自動車審査結果通知書等</u>	<u>改造自動車等審査結果通知書等</u>
	<u>8.2.</u> 以下同じ	<u>現車審査</u>	<u>現車検査</u>
	<u>8.2.(1)⑥</u> 以下同じ	<u>本則 4-13</u>	<u>規程 2-12</u>
	<u>8.2.(2)③</u>	<u>審査項目</u>	<u>検査項目</u>
	<u>9.(1)</u>	<u>本則 4-7</u>	<u>規程 2-7</u>
	<u>別表第 3 3.⑧</u>	<u>60cm</u>	<u>40cm</u>
	<u>第 5 号様式</u>	<u>独立行政法人自動車技術総合</u>	<u>軽自動車検査協会</u>

2-13-3 「改造自動車等の取扱いについて」の読み替え

「改造自動車等の取扱いについて」中、次の表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

改造自動車等の取扱いについて	中欄	右欄
3. (1)	<u>事務規程の定めるところにより、改造自動車届出書及び添付資料を検査に先立って最寄りの独立行政法人自動車技術総合機構の地方の検査部長若しくは事務所長(以下「事務所長等」という。)</u>	<u>規程の定めるところにより、改造自動車等届出書及び添付資料を検査に先立って最寄りの事務所長等</u>
3. (2)	<u>試作車・組立車等届出書(以下「届出書」という。)、概要等説明書(以下「説明書」という。)</u> <u>及び別表に定める添付資料を検査に先立って最寄の運輸局長に提出するものとする。なお、2. (2)②及び2. (3)②にあつては、使用の本拠の位置を管轄する運輸局長に提出するものとする。</u>	<u>改造自動車等届出書(以下「届出書」という。)、概要等説明書(以下「説明書」という。)</u> <u>及び規程別表2に定める添付資料を検査に先立って、規程別表2に定める届出先の区分により、使用の本拠の位置を管轄する事務所長等に提出するものとする。</u>
3. (2)	<u>この場合、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所を経由することができるものとする。</u>	<u>この場合において、届出書等の提出は郵送等によることができる。</u> <u>ただし、普通郵便等、事務所</u>

		等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等を提出する場合であって、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が举证責任を負うものとする。
	<u>3. (4)</u> 以下同じ	<u>運輸局長</u> <u>事務所長等</u>
	<u>4. (3)</u>	<u>別表添付資料一覧表</u> <u>規程別表 2</u>
	<u>4. (4)</u>	<u>届出書及び添付資料を 1 部、</u> <u>説明書を 2 部</u> <u>届出書、添付資料及び説明書を 1 部</u>
	<u>6. (2)</u>	<u>試作車・組立車審査結果通知書（提出のあった説明書を試作車・組立車審査結果通知書としたもの。以下「試作車等通知書」という。）</u> <u>改造自動車等審査結果通知書</u>
	<u>6. (3)</u>	<u>試作車・組立車改造審査結果通知書（提出のあった説明書を試作車・組立車改造審査結果通知書としたもの。以下「改造通知書」という。）</u> <u>改造自動車等審査結果通知書</u>
	<u>7. (1)</u>	<u>当該運輸支局等と同一敷地内にある事務所長等</u> <u>事務所長等</u>
	<u>7. (1)</u>	<u>試作車等通知書又は改造通知書</u> <u>改造自動車等審査結果通知書</u>

2-14 並行輸入自動車

2-14-1 審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」の準用

- (1) 並行輸入自動車の新規検査又は予備検査（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下 2-14 において「新規検査等」という。）は、この規程の定めるところによるほか、審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」により実施するものとする。
- (2) 並行輸入自動車の新規検査等の申請を行おうとする者（以下 2-14 において「届出者」という。）に対しては、新規検査等に先立って新規検査等を申請する 事務所長又は支所長（以下 2-14 及び 2-15 において「事務所長等」という。） に対し、審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」に定めるところにより、並行輸入自動車届出書及び添付資料（2-14 において「届出書等」という。）を提出することを求めるものとする。
- (3) 届出者から、提出した届出書等を取下げの旨の申告があった場合には、審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」に定めるところにより取下願出書を、当該届出書等を提出した事務所等に提出することを求めるものとする。
- (4) 並行輸入自動車の新規検査等に係る検査は、届出書等の書面審査が新規検査等の前日までに終了したのものについて実施するものとする。
- (5) 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない並行輸入自動車の新規検査等の申請があった場合又は書面審査が終了した届出書等の内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり、検査当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合には、受

2-14 並行輸入自動車

2-14-1 審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」の準用

- (1) 並行輸入自動車の新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下 2-14 において「新規検査等」という。）は、この規程の定めるところによるほか、審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」により実施するものとする。
- (2) 並行輸入自動車の新規検査等の申請を行おうとする者（以下 2-14 において「届出者」という。）に対しては、新規検査等に先立って新規検査等を申請する事務所長等に対し、審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」に定めるところにより、並行輸入自動車届出書及び添付資料（2-14 において「届出書等」という。）を提出することを求めるものとする。
- (3) 届出者から、提出した届出書等を取下げの旨の申告があった場合には、審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」に定めるところにより取下願出書を、当該届出書等を提出した事務所等に提出することを求めるものとする。
- (4) 並行輸入自動車の新規検査等に係る検査は、届出書等の書面審査が新規検査等の前日までに終了したのものについて実施するものとする。
- (5) 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない並行輸入自動車の新規検査等の申請があった場合又は書面審査が終了した届出書等の内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり、検査当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合には、受

検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

2-14-2 審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」の読み替え

審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」中、下表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

並行輸入自動車審査要領	中欄	右欄
3.1.	本則 4-14(2)	規程 2-14-1(2)
3.1.(4)② 以下同じ	貨物自動車及び乗合自動車(特種用途自動車を含む)	貨物自動車(特種用途自動車を含む)
3.2.(2) 7.2. 7.4. 9.1. 9.2. 9.3.	事務所等の長(地方検査部にあつては、検査課の長)	事務所長等
3.2.(3) 以下同じ	事務所等	事務所又は支所
4.1.(2)	別添 16「業務量統計システム報告要領」2.(3)に定める必要事項	受付年月日、車名及び車台番号又はシリアル番号等必要な事項と整理番号
4.1.(2) 以下同じ	業務量統計システム	受付台帳
4.1.(2) 4.3.(3) 7.2. 9.1.	登録	記載
4.3.(1)	本則 4-14(3)	規程 2-14-1(3)

検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

2-14-2 審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」の読み替え

審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」中、次の表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

並行輸入自動車審査要領	中欄	右欄
3.1.	本則 4-14(2)	規程 2-14-1(2)
3.1.(4)② 以下同じ	貨物自動車及び乗合自動車(特種用途自動車を含む)	貨物自動車(特種用途自動車を含む)
3.2.(2) 7.2. 7.4. 9.1. 9.2. 9.3.	事務所等の長(地方検査部にあつては、検査課の長)	事務所長等
3.2.(3) 以下同じ	事務所等	事務所又は支所
4.1.(2)	別添 16「業務量統計システム報告要領」2.(3)に定める必要事項	受付年月日、車名及び車台番号又はシリアル番号等必要な事項と整理番号
4.1.(2) 以下同じ	業務量統計システム	受付台帳
4.1.(2) 4.3.(3) 7.2. 9.1.	登録	記載
4.3.(1)	本則 4-14(3)	規程 2-14-1(3)

5. 以下同じ	地方検査部	主管事務所又は沖縄事務所	5. 以下同じ	地方検査部	主管事務所又は沖縄事務所
5. 以下同じ	地方事務所	事務所（主管事務所及び沖縄事務所を除く。）又は支所	5. 以下同じ	地方事務所	事務所（主管事務所及び沖縄事務所を除く。）又は支所
6.2.3.(3) 以下同じ	現車審査	現車検査	6.2.3.(3) 以下同じ	現車審査	現車検査
6.2.3.(3) 6.2.7.(3)	通知	依頼	6.2.3.(3) 6.2.7.(3)	通知	依頼
6.2.4.	本則 5-3-8	規程 3-3-8	6.2.4.	本則 5-3-8	規程 3-3-8
6.5.	本則 4-5	規程 2-5	6.5.	本則 4-5	規程 2-5
6.12.2.(4) 以下同じ	本部	本部検査部検査企画課	6.12.2.(4) 以下同じ	本部	本部検査部検査企画課
6.12.3.(2)②	本則 4-18	規程 2- <u>18</u>	6.12.3.(2)②	本則 4-18	規程 2- <u>15</u>
8.	本則 4-7	規程 2-7	8.	本則 4-7	規程 2-7
8.9.(1) 8.9.(2)	本則 7-115	本則 7-115 及び規程 4-1	8.9.(1) 8.9.(2)	本則 7-115	本則 7-115 及び規程 4-1
第1号様式中	普通・小型・大型特殊	軽自動車	第1号様式中	普通・小型・大型特殊	軽自動車
第1号様式中	乗用・乗合・貨物・特種・建設機械	乗用・貨物・特種	第1号様式中	乗用・乗合・貨物・特種・建設機械	乗用・貨物・特種
第8号様式 以下同じ	独立行政法人自動車技術総合機構	軽自動車検査協会	第8号様式 以下同じ	独立行政法人自動車技術総合機構	軽自動車検査協会
第11号様式	(例) 東北検査部→東北照第号 和泉事務所→和泉照第号	(例) 宮城主管事務所→宮城照第号 和泉支所→和泉照第号	第11号様式	(例) 東北検査部→東北照第号 和泉事務所→和泉照第号	(例) 宮城主管事務所→宮城照第号 和泉支所→和泉照第号
第12号様式	本部検査部検査課	本部検査部検査企画課	第12号様式	本部検査部検査課	本部検査部検査企画課

第 12 号様式	検査部	主管事務所
第 12 号様式	事務所	事務所・支所
第 13 号様式、 第 14 号様式及 び第 17 号様式 中	所長（課長） 次長 上席検査 官 主席検査官 検査官	所長 課長 特別検査員 総括 検査員 上級検査員 主任検査 員 検査員

2-15 改造自動車等

2-15-1 改造自動車等の事前書面審査及び検査

(1) 改造自動車等の新規検査、予備検査又は構造等変更検査並びに自動車検査証の記載事項変更（以下 2-15 において「新規検査等」という。）に係る検査は、この規程の定めるところによるほか、審査事務規程別添 4「改造自動車審査要領」により実施するものとする。

また、試作車又は組立車の届出にあつては、改造自動車等の取扱いを準用するものとする。

(2) 改造自動車等の新規検査等の申請を行おうとする者又は改造施工者（以下 2-15 において「届出者」という。）に対しては、新規検査等に先立ち、審査事務規程別添 4「改造自動車審査要領」及び「改造自動車等の取扱い」にかかわらず、様式 9 の改造自動車等届出書（以下「届出書」という。）、様式 10 の改造概要等説明書（以下「説明書」という。）及び添付資料（届出書、説明書及び添付資料（以下 2-15 において「届出書等」という。））を別表 2 に掲げる届出先の区分により、最寄りの**事務所長等**に提出することを求めるものとする。

第 12 号様式	検査部	主管事務所
第 12 号様式	事務所	事務所・支所
第 13 号様式、 第 14 号様式 及び第 17 号 様式中	所長（課長） 次長 上席検査官 主席検査官 検査官	所長 課長 特別検査員 総括 検査員 上級検査員 主任検査 員 検査員

※2-13 から移動

2-13 改造自動車等

2-13-1 改造自動車、試作車又は組立車の事前書面審査及び検査

(1) 改造自動車、試作車又は組立車（以下「改造自動車等」という。）の新規検査、予備検査又は構造等変更検査並びに自動車検査証の記載事項変更（以下 2-13 において「新規検査等」という。）に係る検査は、この規程の定めるところによるほか、審査事務規程別添 4「改造自動車審査要領」により実施するものとする。

また、試作車又は組立車の届出にあつては、改造自動車等の取扱い（「改造自動車等の取扱いについて」（平成 7 年 11 月 21 日付け自技第 239 号）及び「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについて（平成 7 年 11 月 21 日付け自技第 240 号）をいう。以下同じ。）を準用するものとする。

(2) 改造自動車等の新規検査等の申請を行おうとする者又は改造施工者（以下 2-13 において「届出者」という。）に対しては、新規検査等に先立ち、審査事務規程別添 4「改造自動車審査要領」及び「改造自動車等の取扱い」にかかわらず、様式 9 の改造自動車等届出書（以下「届出書」という。）、様式 10 の改造概要等説明書（以下「説明書」という。）及び添付資料（届出書、説明書及び添付資料（以下 2-13 において「届出書等」という。））を別表 2 に掲げる届出先の区分により、最寄りの**事務所長又は支所長（以下 2-13 及び 2-14 にお**

- (3) 届出者から、提出した(2)の届出書等を取下げ旨の申告があった場合には、審査事務規程別添4「改造自動車審査要領」にかかわらず、様式11の取下願出書を、当該届出書等を提出した事務所長等に提出することを求めるものとする。
- (4) 改造自動車等の検査は、提示のあった改造自動車等審査結果通知書の原本（試作車又は組立車にあっては、原本又はその写しとする。）、外観図及び改造部分詳細図等により検査を行うものとする。
- (5) 改造自動車等の検査にあたって、改造自動車等審査結果通知書の指示事項と相違することが確認された場合は、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

2-15-2 審査事務規程別添4「改造自動車審査要領」の読み替え

審査事務規程別添4「改造自動車審査要領」中、下表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

改造自動車審査要領	中欄	右欄
2. 以下同じ	改造自動車届出書	改造自動車等届出書
3.(2)①	本則 4-14(2)	規程 2-14-1(2)
4.1. 4.2.(1)	本則 4-15(2)	規程 2-15-1(2)
4.1.	別表第2	規程別表2
4.2.(1)① 以下同じ	地方検査部	主管事務所長又は沖縄事務所長
4.2.(1)②	地方事務所	事務所長（主管事務所長又は沖縄事務所長を除く。）又は支所長
4.2.(3)	事務所等	事務所又は支所

いて「事務所長等」という。）に提出することを求めるものとする。

- (3) 届出者から、提出した(2)の届出書等を取下げ旨の申告があった場合には、審査事務規程別添4「改造自動車審査要領」にかかわらず、様式11の取下願出書を、当該届出書等を提出した事務所長等に提出することを求めるものとする。
- (4) 改造自動車等の検査は、提示のあった改造自動車等審査結果通知書の原本（試作車又は組立車にあっては、原本又はその写しとする。）、外観図及び改造部分詳細図等により検査を行うものとする。
- (5) 改造自動車等の検査にあたって、改造自動車等審査結果通知書の指示事項と相違することが確認された場合は、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

2-13-2 審査事務規程別添4「改造自動車審査要領」の読み替え

審査事務規程別添4「改造自動車審査要領」中、次の表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

改造自動車審査要領	中欄	右欄
2. 以下同じ	改造自動車届出書	改造自動車等届出書
3.(2)①	本則 4-14(2)	規程 2-14-1(2)
4.1. 4.2.(1)	本則 4-15(2)	規程 2-13-1(2)
4.1.	別表第2	規程別表2
4.2.(1)① 以下同じ	地方検査部	主管事務所長又は沖縄事務所長
4.2.(1)②	地方事務所	事務所長（主管事務所長又は沖縄事務所長を除く。）又は支所長
4.2.(3)	事務所等	事務所又は支所

以下同じ		
5. 1. (2)	別添 16「業務量統計システム報告要領」2. (4)に定める必要事項	様式 12 の改造自動車等受付台帳に定める記載事項
5. 1. (2) 以下同じ	業務量統計システム	改造自動車等受付台帳
5. 1. (2) 5. 3. (3) 8. 3.	登録	記載
5. 3. (1)	本則 4-15(3)で規定する取下願出書は、第 6 号様式とする。	取下願出書は、規程 2-15-1(3)で規定する様式 11 とする。
8. 1 以下同じ	改造自動車審査結果通知書等	改造自動車等審査結果通知書等
8. 2. 以下同じ	現車審査	現車検査
8. 2. (1)⑥ 以下同じ	本則 4-13	規程 2-13
8. 2. (2)③	審査項目	検査項目
9. (1)	本則 4-7	規程 2-7
別表第 3 3. ⑧	60cm	40cm
第 5 号様式	独立行政法人自動車技術総合機構	軽自動車検査協会

2-15-3 「改造自動車等の取扱いについて」の読み替え

「改造自動車等の取扱いについて」中、下表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

改造自動車等の取扱いについて	中欄	右欄
----------------	----	----

以下同じ		
5. 1. (2)	別添 16「業務量統計システム報告要領」2. (4)に定める必要事項	様式 12 の改造自動車等受付台帳に定める記載事項
5. 1. (2) 以下同じ	業務量統計システム	改造自動車等受付台帳
5. 1. (2) 5. 3. (3) 8. 3.	登録	記載
5. 3. (1)	本則 4-15(3)で規定する取下願出書は、第 6 号様式とする。	取下願出書は、規程 2-13-1(3)で規定する様式 11 とする。
8. 1 以下同じ	改造自動車審査結果通知書等	改造自動車等審査結果通知書等
8. 2. 以下同じ	現車審査	現車検査
8. 2. (1)⑥ 以下同じ	本則 4-13	規程 2-12
8. 2. (2)③	審査項目	検査項目
9. (1)	本則 4-7	規程 2-7
別表第 3 3. ⑧	60cm	40cm
第 5 号様式	独立行政法人自動車技術総合機構	軽自動車検査協会

2-13-3 「改造自動車等の取扱いについて」の読み替え

「改造自動車等の取扱いについて」中、次の表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

改造自動車等の取扱いについて	中欄	右欄
----------------	----	----

3. (1)	事務規程の定めるところにより、改造自動車届出書及び添付資料を検査に先立って最寄りの独立行政法人自動車技術総合機構の地方の検査部長若しくは事務所長(以下「事務所長等」という。)	規程の定めるところにより、改造自動車等届出書及び添付資料を検査に先立って最寄りの事務所長等	3. (1)	事務規程の定めるところにより、改造自動車届出書及び添付資料を検査に先立って最寄りの独立行政法人自動車技術総合機構の地方の検査部長若しくは事務所長(以下「事務所長等」という。)	規程の定めるところにより、改造自動車等届出書及び添付資料を検査に先立って最寄りの事務所長等
3. (2)	試作車・組立車等届出書(以下「届出書」という。)、概要等説明書(以下「説明書」という。)及び別表に定める添付資料を検査に先立って最寄の運輸局長に提出するものとする。なお、2. (2)②及び2. (3)②にあつては、使用の本拠の位置を管轄する運輸局長に提出するものとする。	改造自動車等届出書(以下「届出書」という。)、概要等説明書(以下「説明書」という。)及び規程別表2に定める添付資料を検査に先立って、規程別表2に定める届出先の区分により、使用の本拠の位置を管轄する事務所長等に提出するものとする。	3. (2)	試作車・組立車等届出書(以下「届出書」という。)、概要等説明書(以下「説明書」という。)及び別表に定める添付資料を検査に先立って最寄の運輸局長に提出するものとする。なお、2. (2)②及び2. (3)②にあつては、使用の本拠の位置を管轄する運輸局長に提出するものとする。	改造自動車等届出書(以下「届出書」という。)、概要等説明書(以下「説明書」という。)及び規程別表2に定める添付資料を検査に先立って、規程別表2に定める届出先の区分により、使用の本拠の位置を管轄する事務所長等に提出するものとする。
3. (2)	この場合、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所を経由することができるものとする。	この場合において、届出書等の提出は郵送等によることができる。 ただし、普通郵便等、事務所等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等を提出する場合であつて、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が挙証責任を負うものとする。	3. (2)	この場合、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所を経由することができるものとする。	この場合において、届出書等の提出は郵送等によることができる。 ただし、普通郵便等、事務所等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等を提出する場合であつて、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が挙証責任を負うものとする。

3. (4) 以下同じ	運輸局長	事務所長等
4. (3)	別表添付資料一覧表	規程別表 2
4. (4)	届出書及び添付資料を 1 部、 説明書を 2 部	届出書、添付資料及び説明書 を 1 部
6. (2)	試作車・組立車審査結果通知 書（提出のあった説明書を試 作車・組立車審査結果通知書 としたもの。以下「試作車等通 知書」という。）	改造自動車等審査結果通知 書
6. (3)	試作車・組立車改造審査結果 通知書（提出のあった説明書 を試作車・組立車改造審査結 果通知書としたもの。以下「改 造通知書」という。）	改造自動車等審査結果通知 書
7. (1)	当該運輸支局等と同一敷地内 にある事務所長等	事務所長等
7. (1)	試作車等通知書又は改造通知 書	改造自動車等審査結果通知 書

2-16 特種用途自動車の検査

2-16-1 規定の適用

- (1) 特種用途自動車に適用する規定については、それぞれの規定において、受検車両の受検時における各々の要素（例：自動車の種別、乗車定員、車両総重量等）を基に判断するものとする。

3. (4) 以下同じ	運輸局長	事務所長等
4. (3)	別表添付資料一覧表	規程別表 2
4. (4)	届出書及び添付資料を 1 部、 説明書を 2 部	届出書、添付資料及び説明書 を 1 部
6. (2)	試作車・組立車審査結果通知 書（提出のあった説明書を試 作車・組立車審査結果通知書 としたもの。以下「試作車等通 知書」という。）	改造自動車等審査結果通知 書
6. (3)	試作車・組立車改造審査結果 通知書（提出のあった説明書 を試作車・組立車改造審査結 果通知書としたもの。以下「改 造通知書」という。）	改造自動車等審査結果通知 書
7. (1)	当該運輸支局等と同一敷地内 にある事務所長等	事務所長等
7. (1)	試作車等通知書又は改造通知 書	改造自動車等審査結果通知 書

※2-23 から移動

2-23 特種用途自動車の検査

2-23-1 規定の適用

- (1) 特種用途自動車に適用する規定については、それぞれの規定において、受検車両の受検時における各々の要素（例：自動車の種別、乗車定員、車両総重量等）を基に判断するものとする。

この場合において、次のいずれかに該当する特種用途自動車については「貨物の運送の用に供する自動車」とみなして取扱うものとし、それ以外の特種用途自動車については「専ら乗用の用に供する自動車」とみなして取扱うものとする。

- ① 用途区分通達4-1-3(1)「特種な物品を運搬するための特種な物品積載設備を有する自動車」に規定する特種用途自動車

車体の形状：「粉粒体運搬車」「タンク車」「現金輸送車」「アスファルト運搬車」「コンクリートミキサー車」「冷蔵冷凍車」「活魚運搬車」「保温車」「販売車」「散水車」「塵芥車」「糞尿車」「ボートトレーラ」「オートバイトレーラ」「スノーモービルトレーラ」「粉粒体運搬車(トラクタ)」「冷蔵冷凍車(トラクタ)」

※セミトレーラ、フルトレーラにあつては、車体の形状を次例のとおり読み替える。

例：「粉粒体運搬車」→粉粒体運搬
セミトレーラ、粉粒体運搬フル
トレーラ

- ② 指定自動車等を架装した特種用途自動車(①の自動車を除く。)であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する用途が「乗用」、「幼児専用」又は「特種」以外のもの

イ 受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する用途が「特種」であつて、型式の頭部に付与されている排出ガス規制の識別記号が「乗用車」又は「二輪車」以外のもの

- ③ 指定自動車等以外の自動車を架装した特種用途自動車(①の自動車を除く。)であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 車両型式認可を受けた時点のカテゴリが「M₁」、「M₂」、「M₃」、

この場合において、次のいずれかに該当する特種用途自動車については「貨物の運送の用に供する自動車」とみなして取扱うものとし、それ以外の特種用途自動車については「専ら乗用の用に供する自動車」とみなして取扱うものとする。

- ① 用途区分通達4-1-3(1)「特種な物品を運搬するための特種な物品積載設備を有する自動車」に規定する特種用途自動車

車体の形状：「粉粒体運搬車」「タンク車」「現金輸送車」「アスファルト運搬車」「コンクリートミキサー車」「冷蔵冷凍車」「活魚運搬車」「保温車」「販売車」「散水車」「塵芥車」「糞尿車」「ボートトレーラ」「オートバイトレーラ」「スノーモービルトレーラ」「粉粒体運搬車(トラクタ)」「冷蔵冷凍車(トラクタ)」

※セミトレーラ、フルトレーラにあつては、車体の形状を次例のとおり読み替える。

例：「粉粒体運搬車」→粉粒体運
搬セミトレーラ、粉粒体運搬フル
トレーラ

- ② 指定自動車等を架装した特種用途自動車(①の自動車を除く。)であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する用途が「乗用」、「幼児専用」又は「特種」以外のもの

イ 受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する用途が「特種」であつて、型式の頭部に付与されている排出ガス規制の識別記号が「乗用車」又は「二輪車」以外のもの

- ③ 指定自動車等以外の自動車を架装した特種用途自動車(①の自動車を除く。)であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 車両型式認可を受けた時点のカテゴリが「M₁」、「M₂」、「M₃」、

「L₃」、「L₄」又は「L₅」以外のもの

イ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルに表示された TYPE が「Passenger Vehicle」、「Multipurpose Passenger Vehicle」又は「BUS」以外のもの

ウ 当該自動車に装備されている特種用途の設備を除いた状態において用途区分通達における貨物自動車等に分類されるもの

(2) 次の①に掲げるいずれかに該当する特種用途自動車については、(1)の規定にかかわらず、②に掲げる規定において、「貨物の運送の用に供する自動車」に該当しないものとして取扱うことができる。

① 対象となる特種用途自動車

ア 用途区分通達 4-1-3(1)に規定する特種用途自動車以外の特種用途自動車

イ 消防車

ウ 職務遂行に必要な放水装置を備えた警察車

② 対象となる規定

ア 審査事務規程 6-34, 7-34, 8-34 突入防止装置

2-16-2 車体の形状の判定

用途区分通達及び用途区分細部取扱い通達によるほか、次により取扱うものとする。

(1) 型式を「不明」とする並行輸入自動車又は型式が「不明」の自動車であって、当該自動車に装備されている特種用途の設備を除いた状態において用途区分通達における乗用自動車等に分類されるものについては、用途区分通達 4-1(3)①における「型式認証等を受けた自動車の用途が乗用自動車」とみなすものとし、同項中の「車体の形状」の判断については、審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」6.2.4.を準用するものとする。

「L₃」、「L₄」又は「L₅」以外のもの

イ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルに表示された TYPE が「Passenger Vehicle」、「Multipurpose Passenger Vehicle」又は「BUS」以外のもの

ウ 当該自動車に装備されている特種用途の設備を除いた状態において用途区分通達における貨物自動車等に分類されるもの

(2) 次の①に掲げるいずれかに該当する特種用途自動車については、(1)の規定にかかわらず、②に掲げる規定において、「貨物の運送の用に供する自動車」に該当しないものとして取扱うことができる。

① 対象となる特種用途自動車

ア 用途区分通達 4-1-3(1)に規定する特種用途自動車以外の特種用途自動車

イ 消防車

ウ 職務遂行に必要な放水装置を備えた警察車

② 対象となる規定

ア 審査事務規程 6-34, 7-34, 8-34 突入防止装置

2-23-2 車体の形状の判定

用途区分通達及び用途区分細部取扱い通達によるほか、次により取扱うものとする。

(1) 型式を「不明」とする並行輸入自動車又は型式が「不明」の自動車であって、当該自動車に装備されている特種用途の設備を除いた状態において用途区分通達における乗用自動車等に分類されるものについては、用途区分通達 4-1(3)①における「型式認証等を受けた自動車の用途が乗用自動車」とみなすものとし、同項中の「車体の形状」の判断については、審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」6.2.4.を準用するものとする。

(2) 用途区分細部取扱い通達に規定する車いす移動車は、車いす利用者の安全な乗車を確保できるものとして乗降口及び車いす固定装置に至るまでの通路は、有効幅 440mm 以上、有効高さ 1130mm 以上、車いすを固定する場所は、有効長さ 700mm 以上、有効幅 440mm 以上、有効高さ 1130mm 以上であること。

ただし、新規検査又は構造等変更検査において、当該自動車の車いす利用者の安全な乗車を確保することが確認できる写真の提出又は当該自動車による車いす利用者の乗車が確認できる場合にあっては、この限りでない。

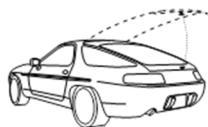
2-17 貨物自動車の検査

2-17-1 用途の判定

用途区分通達によるほか、次によるものとする。

(1) ハッチバッククーペ（同様の構造をもつ自動車を含む。）は、用途区分通達における物品積載設備の上方が開放される構造の自動車とは判断しない。

(参考図)



ハッチバッククーペ



クーペ

(2) 乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた指定自動車等及びこれらの自動車に対し「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車の乗車人員の携帯品の積載箇所は、用途区分通達における物品積載設備とは判断しない。

(2) 用途区分細部取扱い通達に規定する車いす移動車は、車いす利用者の安全な乗車を確保できるものとして乗降口及び車いす固定装置に至るまでの通路は、有効幅 440mm 以上、有効高さ 1130mm 以上、車いすを固定する場所は、有効長さ 700mm 以上、有効幅 440mm 以上、有効高さ 1130mm 以上であること。

ただし、新規検査又は構造等変更検査において、当該自動車の車いす利用者の安全な乗車を確保することが確認できる写真の提出又は当該自動車による車いす利用者の乗車が確認できる場合にあっては、この限りでない。

※2-24 から移動

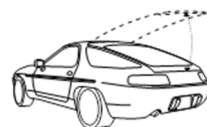
2-24 貨物自動車の検査

2-24-1 用途の判定

用途区分通達によるほか、次によるものとする。

(1) ハッチバッククーペ（同様の構造をもつ自動車を含む。）は、用途区分通達における物品積載設備の上方が開放される構造の自動車とは判断しない。

(参考図)



ハッチバッククーペ



クーペ

(2) 乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた指定自動車等及びこれらの自動車に対し「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車の乗車人員の携帯品の積載箇所は、用途区分通達における物品積載設備とは判断しない。

ただし、車体の形状がステーションワゴンのもの（ステーションワゴン以外の自動車であるが審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」6.2.4.を準用した場合にステーションワゴンと分類できるもの又は幌型の自動車であって座席後方の幌が車両の最後尾附近まであるものを含む。）に限り、後部座席等の取外し（座席定員の設定が複数ある状態で認証等を受けたものについて、後部座席の取外しを行った状態のものと同様な状態で認証等を受けたものを含む。）又は床面への格納固定を行い、これによってできた床面及び当該床面と連続した乗車人員の携帯品の積載箇所については物品積載設備とするものとする。

なお、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。

- ① 高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車
- ② 運転者席より後方に備えられた座席が回転することにより、高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能な自動車
- ③ 運転者席より後方に備えられた乗車を補助する装置が昇降することにより、高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能な自動車

- (3) 型式を「不明」とする並行輸入自動車又は型式が「不明」の自動車については、(1)及び用途区分通達により検査するものとする。

2-17-2 制動装置の規定の適用

乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた指定自動車等及びこれらの自動車に対し「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車（乗車定員10人未満（平成15年12月31日以前に製作された自動車にあつては、乗車定員11人未満）のものに限る。）の用途を貨物自動車（車両総重量3.5t以下のものに限る。）に変更する場合の制動装置の規定については、審査事務規程7-

ただし、車体の形状がステーションワゴンのもの（ステーションワゴン以外の自動車であるが審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」6.2.4.を準用した場合にステーションワゴンと分類できるもの又は幌型の自動車であって座席後方の幌が車両の最後尾附近まであるものを含む。）に限り、後部座席等の取外し（座席定員の設定が複数ある状態で認証等を受けたものについて、後部座席の取外しを行った状態のものと同様な状態で認証等を受けたものを含む。）又は床面への格納固定を行い、これによってできた床面及び当該床面と連続した乗車人員の携帯品の積載箇所については物品積載設備とするものとする。

なお、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。

- ① 高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車
- ② 運転者席より後方に備えられた座席が回転することにより、高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能な自動車
- ③ 運転者席より後方に備えられた乗車を補助する装置が昇降することにより、高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能な自動車

- (3) 型式を「不明」とする並行輸入自動車又は型式が「不明」の自動車については、(1)及び用途区分通達により検査するものとする。

2-24-2 制動装置の規定の適用

乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた指定自動車等及びこれらの自動車に対し「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車（乗車定員10人未満（平成15年12月31日以前に製作された自動車にあつては、乗車定員11人未満）のものに限る。）の用途を貨物自動車（車両総重量3.5t以下のものに限る。）に変更する場合の制動装置の規定については、審査事務規程7-

15の規定にかかわらず、審査事務規程 7-16 の規定を適用することができる。

2-18 破壊試験

この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。ただし、審査事務規程 7-13-1-3(3)、7-22-1-2(3)、7-24-1-2(2)、7-25-1-2(5)①から⑤まで及び⑧、7-27-1(1)、7-28-1(1)、7-29-1(1)、7-30-1(1)、7-31-1(2)②並びに 7-31 の 2-1(1)に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあっては、この限りでない。

(1)～(2) (略)

2-19 自動車検査証の記載事項変更等に係る保安基準適合性の確認 (略)

2-20 架装等により車両重量が増加した乗用自動車等の検査

乗用自動車(車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。)として認証を受けた四輪以上の指定自動車等(諸元表において許容限度が不明なものに限る。)であって架装等により車両重量が増加したものの検査については、第4章によるほか、次により取扱うものとする。

(1) 次に該当する場合には、それぞれの技術基準等に係る書面等による審査を省略することができる。

① (略)

② 審査事務規程 7-22-1-2(3)、7-24-1-2(2)、7-25-1-2(5)①から⑤まで及び⑧、7-27-1(1)、7-28-1(1)、7-29-1(1)並びに 7-30-1(1)に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等

15の規定にかかわらず、審査事務規程 7-16 の規定を適用することができる。

2-15 破壊試験

この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。ただし、審査事務規程 7-13-1-3(3)、7-22-1-2(3)、7-24-1-2(2)、7-25-1-2(4)①から⑤まで、7-27-1(1)、7-28-1(1)、7-29-1(1)、7-30-1(1)、7-31-1(2)②及び 7-31 の 2-1(1)に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあっては、この限りでない。

(1)～(2) (略)

2-16 自動車検査証の記載事項変更等に係る保安基準適合性の確認 (略)

2-17 架装等により車両重量が増加した乗用自動車等の検査

乗用自動車(車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。)として認証を受けた四輪以上の指定自動車等(諸元表において許容限度が不明なものに限る。)であって架装等により車両重量が増加したものの検査については、第4章によるほか、次により取扱うものとする。

(1) 次に該当する場合には、それぞれの技術基準等に係る書面等による審査を省略することができる。

① (略)

② 審査事務規程 7-22-1-2(3)、7-24-1-2(2)、7-25-1-2(4)①から⑤まで、7-27-1(1)、7-28-1(1)、7-29-1(1)及び 7-30-1(1)に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等

自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に 1.1 を乗じた値が、受検車両の車両重量と同一又は大きいもの

(2) それぞれの技術基準等に係る書面等による審査にあたり、提出された書面により次に該当することが確認できる場合には、当該技術基準等に適合するものとする。

① (略)

② 審査事務規程 7-22-1-2(3)、7-24-1-2(2)、7-25-1-2(5)①から⑤まで及び⑧、7-27-1(1)、7-28-1(1)、7-29-1(1)並びに7-30-1(1)に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等

自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、アに該当するもの

ア (略)

2-21 自動運行装置を備える自動車の検査

自動運行装置を備える自動車の検査については、次により取扱うものとする。

2-21-1 走行環境条件付与書の適用

走行環境条件付与書は、記載されている車台番号又はシリアル番号が、自動運行装置を備える自動車の車台番号又はシリアル番号と同一である場合にあっては、2-21-2 の規定に係る書面として取扱うとともに、2-12-1(1)⑧の規定に基づく自動運行装置に係る審査事務規程 7-104-2-3(1)の規定の適合性を証する書面として取扱うものとする。

自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に 1.1 を乗じた値が、受検車両の車両重量と同一又は大きいもの

(2) それぞれの技術基準等に係る書面等による審査にあたり、提出された書面により次に該当することが確認できる場合には、当該技術基準等に適合するものとする。

① (略)

② 審査事務規程 7-22-1-2(3)、7-24-1-2(2)、7-25-1-2(4)①から⑤まで、7-27-1(1)、7-28-1(1)、7-29-1(1)及び7-30-1(1)に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等

自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、アに該当するもの

ア (略)

※2-25 から移動

2-25 自動運行装置を備える自動車の検査

自動運行装置を備える自動車の検査については、次により取扱うものとする。

2-25-1 走行環境条件付与書の適用

走行環境条件付与書は、記載されている車台番号又はシリアル番号が、自動運行装置を備える自動車の車台番号又はシリアル番号と同一である場合にあっては、2-25-2 の規定に係る書面として取扱うとともに、2-11-1(1)⑧に基づく自動運行装置に係る審査事務規程 7-104-2-3(1)の規定の適合性を証する書面として取扱うものとする。

なお、2-21の規定において「走行環境条件付与書の提示」とあるのは、原本の提示及びその写しの提出を求めることをいう。この場合において、提出された写しに原本と照合済みである旨を表示するものとする。

2-21-2 自動運行装置を備える自動車の判断

(1) 新規検査又は予備検査（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）に係る自動車にあつては、自動車の種別に応じて、それぞれ次に定めるとおり自動運行装置を備える自動車と判断するものとする。

① 指定自動車等

審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」に定める新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に自動運行装置を備える旨の記載があるもの

② 並行輸入自動車

審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書（第1号様式（その2））の「自動運行装置」欄の「有」に○印が付されており、かつ、走行環境条件付与書の提示があるもの

③ 試作車又は組立車

走行環境条件付与書の提示があるもの

(2) 新規検査若しくは予備検査（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に限る。）、構造等変更検査又は継続検査に係る自動車にあつては、自動車の種別に応じて、それぞれ

なお、2-25の規定において「走行環境条件付与書の提示」とあるのは、原本の提示及びその写しの提出を求めることをいう。この場合において、提出された写しに原本と照合済みである旨を表示するものとする。

2-25-2 自動運行装置を備える自動車の判断

(1) 新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）に係る自動車にあつては、自動車の種別に応じて、それぞれ次に定めるとおり自動運行装置を備える自動車と判断するものとする。

① 指定自動車等

審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」に定める新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に自動運行装置を備える旨の記載があるもの

② 並行輸入自動車

審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書（第1号様式（その2））の「自動運行装置」欄の「有」に○印が付されており、かつ、走行環境条件付与書の提示があるもの

③ 試作車又は組立車

走行環境条件付与書の提示があるもの

(2) 新規検査若しくは予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に限る。）、構造等変更検査又は継続検査に係る自動車にあつては、自動車の種

次に定めるとおり自動運行装置を備える自動車と判断するものとする。

① 自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証の提示がある自動車

当該書面の備考欄に自動運行装置搭載車である旨の記載があるもの

② 新たに自動運行装置を取付けた旨の申告がなされた自動車
走行環境条件付与書の提示があるもの

2-21-3 走行環境条件付与書の提示等

(1) 2-21-2 (1) の規定により自動運行装置を備える自動車と判断した自動車にあっては、新たに運行の用に供しようとする初めての検査の際、走行環境条件付与書の提示について、次のとおり取扱うものとする。

① 自動運行装置を備えるものとして認証を受けた指定自動車等であって、当該装置の機能に影響がある装置の変更等を行った旨の申告がない自動車に備える自動運行装置については、審査事務規程 7-104-2-3 (2) ①に規定する装置として取扱い、走行環境条件付与書の提示は不要とする。

② 自動運行装置を備えないものとして認証を受けた指定自動車等であって、新たに当該装置を備えた旨の申告があった自動車又は自動運行装置の性能に影響のある装置の変更等（自動運行装置の取外しを除く。）を行った旨の申告があった自動車若しくは指定自動車等以外の自動車については、走行環境条件付与書の提示を求めるものとする。

(2) 2-21-2 (2) の規定により自動運行装置を備える自動車と判断した自動車にあっては、走行環境条件付与書の提示について、次の

別に応じて、それぞれ次に定めるとおり自動運行装置を備える自動車と判断するものとする。

① 自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証 ([法第 71 条の 2 の規定により交付を受けた場合に限る。](#)) の提示がある自動車

当該書面の備考欄に自動運行装置搭載車である旨の記載があるもの

② 新たに自動運行装置を取付けた旨の申告がなされた自動車
走行環境条件付与書の提示があるもの

2-25-3 走行環境条件付与書の提示等

(1) 2-25-2 (1) の規定により自動運行装置を備える自動車と判断した自動車にあっては、新たに運行の用に供しようとする初めての検査の際、走行環境条件付与書の提示について、次のとおり取扱うものとする。

① 自動運行装置を備えるものとして認証を受けた指定自動車等であって、当該装置の機能に影響がある装置の変更等を行った旨の申告がない自動車に備える自動運行装置については、審査事務規程 7-104-2-3 (2) ①に規定する装置として取扱い、走行環境条件付与書の提示は不要とする。

② 自動運行装置を備えないものとして認証を受けた指定自動車等であって、新たに当該装置を備えた旨の申告があった自動車又は自動運行装置の性能に影響のある装置の変更等（自動運行装置の取外しを除く。）を行った旨の申告があった自動車若しくは指定自動車等以外の自動車については、走行環境条件付与書の提示を求めるものとする。

(2) 2-25-2 (2) の規定により自動運行装置を備える自動車と判断した自動車にあっては、走行環境条件付与書の提示について、次の

とお取り扱いのものとする。

- ① 自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証の備考欄に自動運行装置搭載車である旨の記載がある自動車であって、自動運行装置の性能に影響がある装置の変更等を行った旨の申告がないものは、自動運行装置に係る変更等がないものとして取扱い、走行環境条件付与書の提示は不要とする。
- ② 新たに自動運行装置を備えた旨の申告があった自動車又は自動運行装置の性能に影響のある装置の変更等（自動運行装置の取外しを除く。）を行った旨の申告があった自動車については、走行環境条件付与書の提示を求めるものとする。

2-21-4 自動運行装置を備える自動車の検査中断

2-21-3 に規定する走行環境条件付与書の提示の求めに応じない場合又は自動運行装置を取外した旨の申告があった自動車であって、当該自動車の自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証の備考欄に自動運行装置搭載車である旨の記載がある場合は、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

2-22 軌陸車等の架装の仕様の確認

- (1) 軌陸車等にあつては、新規検査及び予備検査に限り、使用者が架装事業者等に発注した架装の仕様書その他の実際に運行の用に供する際の架装状態を示す書面（以下 2-22 において「仕様書等」という。）の提示を求め、架装の仕様の確認を行うものとする。

この場合において、仕様書等の提示のないとき及び仕様書等に記

とお取り扱いのものとする。

- ① 自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証（[法第 71 条の 2 の規定により交付を受けた場合に限る。](#)）の備考欄に自動運行装置搭載車である旨の記載がある自動車であって、自動運行装置の性能に影響がある装置の変更等を行った旨の申告がないものは、自動運行装置に係る変更等がないものとして取扱い、走行環境条件付与書の提示は不要とする。
- ② 新たに自動運行装置を備えた旨の申告があった自動車又は自動運行装置の性能に影響のある装置の変更等（自動運行装置の取外しを除く。）を行った旨の申告があった自動車については、走行環境条件付与書の提示を求めるものとする。

2-25-4 自動運行装置を備える自動車の検査中断

2-25-3 に規定する走行環境条件付与書の提示の求めに応じない場合又は自動運行装置を取外した旨の申告があった自動車であって、当該自動車の自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証（[法第 71 条の 2 の規定により交付を受けた場合に限る。](#)）の備考欄に自動運行装置搭載車である旨の記載がある場合は、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

2-18 軌陸車等の架装の仕様の確認

- (1) 軌陸車等にあつては、新規検査及び予備検査に限り、使用者が架装事業者等に発注した架装の仕様書その他の実際に運行の用に供する際の架装状態を示す書面（以下 2-18 において「仕様書等」という。）の提示を求め、架装の仕様の確認を行うものとする。

この場合において、仕様書等の提示のないとき及び仕様書等に記

載されている内容と当該自動車の装置が相違するときは、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告するものとする。

- (2) 架装の仕様の確認は、①から⑦までに掲げる装置について、仕様書等に記載されている内容と当該自動車に相違があるかどうかにより行うものとする。

なお、特に必要と認められる場合は、①から⑦までに掲げる装置以外の装置について、仕様の確認を行うことができるものとする。

- ① 軌道用車輪及びガイド車輪
- ② 軌道用車輪の駆動装置（駆動用のエンジンを含む。）
- ③ アウトリガー
- ④ 転車台
- ⑤ 物品積載装置
- ⑥ 作業台
- ⑦ 工具箱

- (3) 新規検査及び予備検査後初めて継続検査の申請があった軌陸車等にあつては、重量計等を用いて車両重量を測定し、当該自動車検査証に記載されている車両重量と相違があるかどうかを確認するものとする。

2-23 車台番号等の打刻依頼等

検査等の際、法第 32 条の各号に該当する自動車については、その旨を運輸支局等へ連絡するものとする。

2-24 出張検査

出張検査にあつては、この規程の定めるところによるほか、別に定めるところにより実施するものとする。

2-25 街頭検査（略）

載されている内容と当該自動車の装置が相違するときは、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告するものとする。

- (2) 架装の仕様の確認は、①から⑦までに掲げる装置について、仕様書等に記載されている内容と当該自動車に相違があるかどうかにより行うものとする。

なお、特に必要と認められる場合は、①から⑦までに掲げる装置以外の装置について、仕様の確認を行うことができるものとする。

- ① 軌道用車輪及びガイド車輪
- ② 軌道用車輪の駆動装置（駆動用のエンジンを含む。）
- ③ アウトリガー
- ④ 転車台
- ⑤ 物品積載装置
- ⑥ 作業台
- ⑦ 工具箱

- (3) 新規検査及び予備検査後初めて継続検査の申請があった軌陸車等にあつては、重量計等を用いて車両重量を測定し、当該自動車検査証に記載されている車両重量と相違があるかどうかを確認するものとする。

2-19 車台番号等の打刻依頼等

検査等の際、法第 32 条の各号に該当する自動車については、その旨を運輸支局又は自動車検査登録事務所（運輸監理部及び陸運事務所を含む。以下、「運輸支局等」という。）へ連絡するものとする。

2-20 出張検査

出張検査にあつては、この規程の定めるところによるほか、別に定めるところにより実施するものとする。

2-21 街頭検査（略）

(削除) ※2-8へ移動

2-22 検査状況等の電磁的な記録

2-22-1 検査状況の記録

- (1) この章の規定に基づく受検車両の検査状況については、別に定める方法により検査の高度化システム（以下「高度化システム」という。）を用いて検査の経過と同時に記録するものとする。
- (2) 出張検査又は障害等により高度化システムを使用できない場合は、軽自動車検査票 1 及び軽自動車検査票 2 に記録を行うものとする。

2-22-2 画像の取得及び保存

- (1) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査（完成検査終了証の発行後 9 月を経過した型式指定自動車、法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査であって、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものを除く。以下 2-22-2 において「新規検査等」という。）の受検車両にあつては、画像取得装置を用いて、画像の取得及び高度化システムへの保存を行うものとする。

ただし、自動車検査上屋に入場できない自動車に係る新規検査等の場合又は画像取得装置に障害が発生した場合にあつては、デジタルカメラ等により当該自動車の外観を撮影し、取得した画像を高度化システムに保存すればよい。

この場合において、高度化システムへの画像の保存は、画像の取得後速やかに行うこと。

- (2) 次回検査時に活用するための記録として、検査した次に掲げる部位をデジタルカメラ等を用いて撮影し、取得した画像を高度化システムに保存すること。

(削除) ※2-16 へ移動

(削除) ※2-17 へ移動

(削除) ※2-21 へ移動

2-26 量産型超小型モビリティの検査

量産型超小型モビリティとしての検査は第4章及び第5章の規定によるほか次により取扱うものとする。

(1) 長さ2.50m幅1.30mを超える変更を行う場合は、第4章の規定を適用し、認証時に衝突試験に係る試験速度を読み替えて適用された基

① 座席の変更に係る書面審査（座席、座席ベルト、座席ベルト取付装置、内装材料）を実施した自動車の座席まわり

② 審査事務規程7-100（8-100）に規定する鏡その他の装置を備えている自動車（指定自動車等であって審査事務規程7-100（8-100）に規定する鏡その他の装置に変更がない自動車を除く。）の当該装置の取付状況（新規検査等の受検車両に限る。）

③ その他撮影記録が必要と判断した部位

（例）改造自動車の改造部位、特種用途自動車の特種な設備、乗用から貨物へ改造した自動車の座席及び物品積載設備

(3) (1)及び(2)において取得する画像は、保安基準に適合している状態のものとする。

なお、画像を保存する際には、当該自動車に備えている装置を撮影したものであることを十分に確認すること。

(4) (1)及び(2)において取得した画像は、電磁的方法により国土交通省へ提供するものとする。

(5) 画像の取得に際して、受検者が画像の撮影を拒否した場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

2-23 特種用途自動車の検査（略）

2-24 貨物自動車の検査（略）

2-25 自動運行装置を備える自動車の検査（略）

(新設)

準並びに適用の除外を受けた基準の適合性を証する書面として2-12-1

(1) に規定する書面の提出を求めることとする。

(2) 最高速度 60 k m/h を超える旨の申告があった場合は、第 4 章の
規定を適用し、最高速度を証する書面及び認証時に衝突試験に係る試験
速度を読み替えて適用された基準並びに適用の除外を受けた基準の適合
性を証する書面として 2-12-1 (1) に規定する書面の提出を求めること
とする。

第 3 章 自動車検査証等及び軽自動車検査票の記載又は高度化システムへの記録

3-1 自動車検査証等の記載は、3-3 の規定により電子情報処理システムから出力し、印字したものとす。

3-2 検査結果通知情報の高度化システムへの記録又は軽自動車検査票への検査結果の記載

(1) 高度化システムにより検査を行う場合は、3-3 に掲げる検査結果通知情報を別に定める方法により高度化システムに記録するものとする。

なお、当分の間は、軽自動車検査票の各所定の欄及び合格印欄に検査担当者印を押印するものとし、検査機器による検査結果を軽自動車検査票 1 に印字するものとする。

(2) 軽自動車検査票により検査を行う場合は、3-3 に掲げる検査結果通知情報を次により記載するものとする。

① ボールペン等容易に消すことができないものを用いて記載す

第 3 章 自動車検査証、自動車予備検査証、限定自動車検査証及び軽自動車検査票の記載又は検査の高度化システムへの入力

3-1 自動車検査証、自動車予備検査証及び限定自動車検査証（以下「自動車検査証等」という。）の記載は、3-3 により電子情報処理システムから出力し、印字したものとす。

3-2 検査結果通知情報の高度化システムへの記録又は軽自動車検査票への検査結果の記載

(1) 高度化システムにより検査を行う場合は、3-3 に掲げる検査結果通知情報を別に定める方法により高度化システムに記録するものとする。

なお、当分の間は、軽自動車検査票 1 の各所定の欄及び合格印欄に検査担当者印を押印するものとし、検査機器による検査結果を軽自動車検査票 1 に印字するものとする。

この場合において、2-8 により同一性確認をしたときは、軽自動車検査票 1 の欄外等に車台番号の下三桁をボールペン等容易に消すことができないもので記載するものとする。

(2) 軽自動車検査票 1 及び軽自動車検査票 2 により検査を行う場合は、3-3 に掲げる検査結果通知情報を次により記載するものとする。

① ボールペン等容易に消すことができないものを用いて記載す

る。

- ② 記載を行おうとする欄に文字等が記載されているものについては、該当する事項について「○」で囲むことにより記載する。
- ③ 記載事項を変更、訂正又は抹消するときは、不用の記載事項を「-」をもって抹消し、検査担当者印の押印を行う。
- ④ 完成検査終了証（発行後9月を経過したものに限る。）又は自動車検査証返納証明書が交付されている自動車の検査に際し、構造等に関する事項に変更がない場合にあつては、軽自動車検査票1に「構造等変更無」と記載し、検査担当者印の押印を行うことにより、軽自動車検査票2に係る必要な事項の記載に代えることができる。
- ⑤ 軽自動車検査票を表裏で用いる場合は、重複する事項は軽自動車検査票1のみ記載することで足りることとする。

3-3 軽自動車検査票の記載方法及び検査結果通知情報

軽自動車検査票により検査結果の記録を行う場合は次のとおりとし、高度化システムにより検査結果通知情報の記録を行う場合は、各々の規定に準じて検査結果通知情報を記録し、自動車検査証等に印字するものとする。

3-3-1 車台番号欄

軽自動車検査票の車台番号欄は、次により記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

2-9の規定により受検車両と書面の同一性確認をしたときは、軽自動車検査票の所定の欄に検査担当者印の押印を行うものとする。なお、運輸支局等で職権により車台番号を打刻したものにあってはその番号とする。

る。

- ② 記載を行おうとする欄に文字等が記載されているものについては、該当する事項について「○」で囲むことにより記載する。
- ③ 記載事項を変更、訂正又は抹消するときは、不用の記載事項を「-」をもって抹消し、検査担当者印の押印を行う。
- ④ 完成検査終了証（発行後9月を経過したものに限る。）又は自動車検査証返納証明書が交付されている自動車の検査に際し、構造等に関する事項に変更がない場合にあつては、軽自動車検査票1に「構造等変更無」と記載し、検査担当者印の押印を行うことにより、軽自動車検査票2に係る必要な事項の記載に代えることができる。
- ⑤ 軽自動車検査票1及び軽自動車検査票2を表裏で用いる場合は、重複する事項は軽自動車検査票1のみ記載することで足りることとする。

3-3 軽自動車検査票等の記載方法及び検査結果通知情報

軽自動車検査票により検査結果の記録を行う場合は次のとおりとし、高度化システムにより検査結果通知情報の記録を行う場合は、各々の規定に準じて検査結果通知情報を記録し、自動車検査証等に印字するものとする。

3-3-1 車台番号及び原動機の型式欄

軽自動車検査票1及び軽自動車検査票2の車台番号及び原動機の型式欄は、次により記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

2-8により受検車両と書面の同一性確認をしたときは、軽自動車検査票1の所定の欄に検査担当者印の押印を行うものとする。また、軽自動車検査票1の欄外等に車台番号の下三桁をボールペン等容易に消すことができないもので記載する。なお、運輸支局等で職権により車台番号又は原動機の型式を打刻したものにあってはその番号又は型式、原動

機に表示された打刻等（鋳造浮出しを含む。）により原動機の型式が判明するものにあつてはその型式、並行輸入自動車にあつては、審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」6.2.7.により判定した原動機の型式を記載し、電気式ハイブリッド自動車（ガソリン、LPG 又は CNG を燃料とする自動車であつて、原動機として内燃機関及び電動機を備え、かつ、当該自動車の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置（以下「蓄電装置」という。）に充電する機能を備えたもの（ただし、蓄電装置を充電するための外部充電装置を備えている自動車を除く。））等複数の原動機により駆動する自動車にあつては、それぞれの原動機の型式を「-」でつなぐものとする。

3-3-2 走行距離計表示値欄

軽自動車検査票 1 の走行距離計表示値欄は、2-9 の規定によるほか、次により記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

- ① 受検車両の走行距離計の表示値を走行距離計表示値欄に記載し、当該欄に検査担当者印の押印を行う。

この場合において、走行距離計の表示値については、走行距離計の 100 の位未満は切り捨てるものとする。

- ② 受検車両の走行距離計がマイル表示であると判断した場合は、走行距離計表示値欄の「mile」を「○」で囲む。

3-3-3 初度検査年月欄（略）

3-3-4 車名欄及び型式欄

軽自動車検査票の車名欄及び型式欄は、次により記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

なお、電子情報処理システムにおいてコード設定されている車名についてはその表記とすること。

- ① 多仕様自動車、製造過程自動車及び新型届出自動車にあつては、諸元表に記載された車名及び型式

3-3-2 走行距離計表示値欄

軽自動車検査票 1 の走行距離計表示値欄は、2-9 によるほか、次により記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

- ① 受検車両の走行距離計の表示値を走行距離計表示値欄に記載し、当該欄に検査担当者印の押印を行う。

この場合において、走行距離計の表示値については、走行距離計の 100 の位未満は切り捨てるものとする。

- ② 受検車両の走行距離計がマイル表示であると判断した場合は、走行距離計表示値欄の「mile」を「○」で囲む。

3-3-3 初度検査年月欄（略）

3-3-4 車名欄及び型式欄

軽自動車検査票 2の車名欄及び型式欄は、次により記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

なお、電子情報処理システムにおいてコード設定されている車名についてはその表記とすること。

- ① 共通構造部型式指定自動車、製造過程自動車及び新型届出自動車にあつては、諸元表に記載された車名及び型式

②～⑦(略)

(削除)

3-3-5 原動機の型式欄

軽自動車検査票の原動機の型式欄は、次により記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

2-9の規定により受検車両と書面の同一性確認をしたときは、軽自動車検査票の所定の欄に検査担当者印の押印を行うものとする。なお、運輸支局等で職権により原動機の型式を打刻したものにあってはその型式、原動機に表示された打刻等（鋳造浮出しを含む。）により原動機の型式が判明するものにあってはその型式、並行輸入自動車にあっては、審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」6.2.7.により判定した原動機の型式を記載し、電気式ハイブリッド自動車（ガソリン、LPG又はCNGを燃料とする自動車であって、原動機として内燃機関及び電動機を備え、かつ、当該自動車の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置（以下「蓄電装置」という。）に充電する機能を備えたもの（ただし、蓄電装置を充電するための外部充電装置を備えている自動車を除く。))等複数の原動機により駆動する自動車にあっては、それぞれの原動機の型式を「-」でつなぐものとする。

3-3-6 用途欄 (略)

3-3-7 自家用・事業用欄 (略)

3-3-8 車体の形状欄 (略)

3-3-9 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄 (略)

3-3-10 車両重量欄 (略)

②～⑦(略)

3-3-5 欠番

※3-3-1 から移動

3-3-1 車台番号及び原動機の型式欄

軽自動車検査票 1 及び軽自動車検査票 2 の 車台番号及び原動機の型式欄 は、次により記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

2-8により受検車両と書面の同一性確認をしたときは、軽自動車検査票 1 の所定の欄に検査担当者印の押印を行うものとする。また、軽自動車検査票1の欄外等に車台番号の下三桁をボールペン等容易に消すことができないもので記載する。なお、運輸支局等で職権により 車台番号又は原動機の型式 を打刻したものにあってはその 番号又は型式、原動機に表示された打刻等（鋳造浮出しを含む。）により原動機の型式が判明するものにあってはその型式、並行輸入自動車にあっては、審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」6.2.7.により判定した原動機の型式を記載し、電気式ハイブリッド自動車（ガソリン、LPG又はCNGを燃料とする自動車であって、原動機として内燃機関及び電動機を備え、かつ、当該自動車の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置（以下「蓄電装置」という。）に充電する機能を備えたもの（ただし、蓄電装置を充電するための外部充電装置を備えている自動車を除く。))等複数の原動機により駆動する自動車にあっては、それぞれの原動機の型式を「-」でつなぐものとする。

3-3-6 用途欄 (略)

3-3-7 自家用・事業用欄 (略)

3-3-8 車体の形状欄 (略)

3-3-9 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄 (略)

3-3-10 車両重量欄 (略)

3-3-11 長さ欄、幅欄及び高さ欄 (略)

3-3-12 燃料の種類欄 (略)

3-3-13 総排気量又は定格出力欄 (略)

3-3-14 軸重欄 (略)

3-3-15 備考欄

(1) 自動車検査証等の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により軽自動車検査票2の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載し、自動車検査証等に印字する。

(削除)

記載を要する自動車	記載事項	記載例
1.～26.(略)	(略)	(略)
27. <u>多仕様</u> 自動車 (出荷検査証が発行されたものであって、発行後11月を経過しないものに限る。)	(略)	(略)
28. 法第41条第2項に定める自動運行装置を備えた自動車 (1) 指定自動車等であって、自動運行装置(走行環境条件を含む。)に係る変更	自動運行装置搭載車である旨	自動運行装置搭載車

3-3-11 長さ欄、幅欄及び高さ欄 (略)

3-3-12 燃料の種類欄 (略)

3-3-13 総排気量又は定格出力欄 (略)

3-3-14 軸重欄 (略)

3-3-15 備考欄

(1) 自動車検査証等の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により軽自動車検査票2の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載し、自動車検査証等に印字する。

表

記載を要する自動車	記載事項	記載例
1.～26.(略)	(略)	(略)
27. <u>共通構造部型式指定</u> 自動車(出荷検査証が発行されたものであって、発行後11月を経過しないものに限る。)	(略)	(略)
28. 法第41条第2項に定める自動運行装置を備えた自動車 (1) 指定自動車等であって、自動運行装置(走行環境条件を含む。)に係る変更	自動運行装置搭載車である旨	自動運行装置搭載車 <u>で</u> <u>ある旨</u>

<p>がないもの及び法第99条の3第1項の規定による許可を受け、特定改造等を行ったもの</p> <p>(2)(1)以外のもの</p>	<p>自動運行装置搭載車である旨</p> <p>走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日</p>	<p>自動運行装置搭載車</p> <p>走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日</p>	<p>がないもの</p> <p>(2)(1)以外のもの</p>	<p>自動運行装置搭載車である旨</p> <p>走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日</p>	<p>自動運行装置搭載車である旨</p> <p>走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日</p>
<p>29. 施行規則第35条の3第1項第29号の規定に基づく自動車</p>	<p>施行規則第35条の3第1項第29号の規定に基づく旨</p>	<p>この自動車の装置の一部は、長さ2.5m、幅1.3m、高さ2mを超えない軽自動車であって、最高速度60km毎時以下のものうち、高速自動車国道等において運行しないものとして基準への適合性の判定を行っています。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>※1 15-1. の記載事項は、新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査の際に確認したものを記載する。</p> <p>なお、近接排気騒音値は、それぞれに掲げる書面等に記載された整数位（小数第1位四捨五入）までを騒音値とする。</p> <p>自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）</p> <p>① 指定自動車等</p> <p>ア 諸元表</p> <p>イ 加速走行騒音試験結果成績表の提出がある場合には、当該成績表</p>			<p>※1 15-1. の記載事項は、新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査の際に確認したものを記載する。</p> <p>なお、近接排気騒音値は、それぞれに掲げる書面等に記載された整数位（小数第1位四捨五入）までを騒音値とする。</p> <p>自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）</p> <p>① 指定自動車等</p> <p>ア 諸元表</p> <p>イ 加速走行騒音試験結果成績表の提出がある場合には、当該成績表</p>		

ウ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示がある場合には、当該表示

② 指定自動車等以外の自動車

ア 認定証

イ COC ペーパー（車両データプレート内又はその近くに表示されているUN R51 に基づく㊟マーク（UN R51-03 以降のものに限る。）が確認できる場合に限る。）

ウ 加速走行騒音試験結果成績表の提出がある場合には、当該成績表

エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示がある場合には、当該表示

※2 相対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数は、次の区分に応じた整数位（小数第1 位切り上げ）までの値を記載する。

区分	記載する回転数
①～③(略)	(略)
④ <u>過回転防止</u> 装置を備えた自動車であって、当該装置の作動により原動機の回転数が①から③までに定める回転数に達しないもの	<u>過回転防止</u> 装置が作動する回転数の95%の回転数
<u>⑤ ④の自動車であって、アイドル時において加速ペダルの操作により原動機回転数を任意の回転数に調整することができないもの</u>	<u>過回転防止装置が作動する回転数</u>

ウ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示がある場合には、当該表示

② 指定自動車等以外の自動車

ア 認定証

イ COC ペーパー（車両データプレート内又はその近くに表示されているUN R51 に基づく㊟マーク（UN R51-03 以降のものに限る。）が確認できる場合に限る。）

ウ 加速走行騒音試験結果成績表の提出がある場合には、当該成績表

エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示がある場合には、当該表示

※2 相対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数は、次の区分に応じた整数位（小数第1 位切り上げ）までの値を記載する。

区分	記載する回転数
①～③(略)	(略)
④ <u>原動機の回転数を抑制する</u> 装置を備えた自動車 <u>(エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであって当該装置を容易に解除することができないものに限る。)</u> であって、当該装置の作動により原動機の回転数が①から③までに定める回転数に達しないもの	<u>原動機の回転数を抑制する</u> 装置が作動する回転数の95%の回転数
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

※3 絶対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数は、次の区分に応じた整数位（小数第1位切り上げ）までの値を記載する。

区分	記載する回転数
(略)	(略)
② <u>過回転防止</u> 装置を備えた自動車であつて、当該装置の作動により原動機の回転数が①に定める回転数に達しないもの	<u>過回転防止</u> 装置が作動する回転数

(2) 下表の「装置の性能等」欄に掲げる内容に関し、2-18ただし書の規定により破壊試験による適合性の判断を行わず、「審査事務規程より適用した規定」欄に掲げる規定により判断を行った場合は、軽自動車検査票2の備考欄に「備考欄の記載内容」欄の例により記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

装置の性能等	審査事務規程より適用した規定	備考欄の記載内容	備考欄コード
①～③(略)	(略)	(略)	(略)
④ 衝突時等における高電圧による乗員保護に係る性能等	7-25-1-2 <u>(7)</u>	この自動車に備える電気装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時の高電圧による乗車人員の保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行	471

※3 絶対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数は、次の区分に応じた整数位（小数第1位切り上げ）までの値を記載する。

区分	記載する回転数
(略)	(略)
② <u>原動機の回転数を抑制する</u> 装置を備えた自動車 <u>(エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであつて当該装置を容易に解除することができないものに限る。)</u> であつて、当該装置の作動により原動機の回転数が①に定める回転数に達しないもの	<u>原動機の回転数を抑制する</u> 装置が作動する回転数

(2) 下表の「装置の性能等」欄に掲げる内容に関し、2-15-1ただし書の規定により破壊試験による適合性の判断を行わず、「審査事務規程より適用した規定」欄に掲げる規定により判断を行った場合は、軽自動車検査票2の備考欄に「備考欄の記載内容」欄の例により記載し、自動車検査証等に印字するものとする。

装置の性能等	審査事務規程より適用した規定	備考欄の記載内容	備考欄コード
①～③(略)	(略)	(略)	(略)
④ 衝突時等における高電圧による乗員保護に係る性能等	7-25-1-2 <u>(6)</u>	この自動車に備える電気装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時の高電圧による乗車人員の保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行	471

		っていません。	
⑤～⑫(略)	(略)	(略)	(略)

(3) (略)

(4) 持込検査の結果、限定自動車検査証を交付する場合には、軽自動車検査票 1 にその旨を記載し、次のとおり限定自動車検査証に印字するものとする。

なお、②記載文中の「〇年〇月〇日」は、継続検査の申請の際に提出された自動車検査証の有効期間の満了する日とする。

① 新規検査又は予備検査の結果交付するもの

「この限定自動車検査証では運行することはできません」

② 継続検査の結果交付するもの

ア 継続検査の結果交付する限定自動車検査証の有効期間より、提出された自動車検査証の残存有効期間が多い場合

「限定自動車検査証の有効期間内において、必要な整備を行う場合又は継続検査の申請をする場合に運行できます。なお、申請の際に提出のあった自動車検査証の有効期間の満了する日は、〇年〇月〇日です」

イ 継続検査の結果交付する限定自動車検査証の有効期間が、提出された自動車検査証の有効期間の満了日を超える場合

「〇年〇月〇日（申請の際提出のあった自動車検査証の有効期間の満了する日）までの間に、必要な整備を行う場合又は継続検査の申請をする場合に運行できます」

ウ 自動車検査証の有効期間の満了日後に限定自動車検査証を交付する場合

「この限定自動車検査証では運行することはできません。なお、申請の際に提出のあった自動車検査証の有効期間の満了する日は、〇年〇月〇日です」

		っていません。	
⑤～⑫(略)	(略)	(略)	(略)

(3) (略)

(4) 持込検査の結果、限定自動車検査証を交付する場合には、軽自動車検査票 1 にその旨を記載し、次のとおり限定自動車検査証に印字するものとする。

なお、②記載文中の「〇年〇月〇日」は、継続検査の申請の際に提出された自動車検査証の有効期間の満了する日とする。

① 新規検査又は予備検査の結果交付するもの

「この限定自動車検査証では運行することはできません」

② 継続検査の結果交付するもの

ア 継続検査の結果交付する限定自動車検査証の有効期間より、提出された自動車検査証の残存有効期間が多い場合

「限定検査証の有効期間内において、必要な整備を行う場合又は継続検査の申請をする場合に運行できます。なお、申請の際に提出のあった自動車検査証の有効期間の満了する日は、〇年〇月〇日です」

イ 継続検査の結果交付する限定自動車検査証の有効期間が、提出された自動車検査証の有効期間の満了日を超える場合

「〇年〇月〇日（申請の際提出のあった自動車検査証の有効期間の満了する日）までの間に、必要な整備を行う場合又は継続検査の申請をする場合に運行できます」

ウ 自動車検査証の有効期間の満了日後に限定自動車検査証を交付する場合

「この限定自動車検査証では運行することはできません。なお、申請の際に提出のあった自動車検査証の有効期間の満了する日は、〇年〇月〇日です」

<p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(7) 施行規則第 35 条の 3 第 1 項第 29 号の規定に基づき自動車検査証に記載を要する自動車については、自動車検査証の備考欄に次の例により記載する。</u></p> <p><u>「この自動車の装置の一部は、長さ 2.5m、幅 1.3m、高さ 2m を超えない軽自動車であって、最高速度 60km 毎時以下のもののうち、高速自動車国道等において運行しないものとして基準への適合性の判定を行っています。」</u></p>
<p>3-3-16 (略)</p> <p>3-3-17 (略)</p> <p>3-4 検査結果の通知</p> <p>3-4-1 検査結果通知</p> <p>検査結果の通知は、検査当日に行うものとする。</p> <p>3-4-2 適合</p> <p>持込検査を行った場合において、自動車の構造及び装置が保安基準に適合すると認めるときは、軽自動車検査票 1 又は検査結果通知書 2 (障害等により高度化システムによる検査が行えない場合は軽自動車検査票 2) の該当する<u>所定</u>の箇所に検査担当者印の押印を行うとともに、高度化システムにより適合の入力を<u>行う</u>ものとする。</p> <p>この場合において、当日中に自動車検査証の交付又は返付が行えない事由がある場合にあつては、受検者と内容について確認するものとし、当該自動車の検査合格日から 15 日以内 (有効な限定自動車検査証の提出があつた場合は、当該限定自動車検査証の有効期間が満了する日まで) であれば、既に通知を行った<u>検査結果通知情報及び</u>軽自動車検査票を有効なものとして処理して差し支えない。</p> <p>なお、再入場による検査を行った場合において、保安基準に適合する</p>	<p>3-3-16 (略)</p> <p>3-3-17 (略)</p> <p>3-4 検査結果の通知</p> <p>3-4-1 検査結果通知</p> <p>検査結果の通知は、検査当日に行うものとする。</p> <p>3-4-2 適合</p> <p>持込検査を行った場合において、自動車の構造及び装置が保安基準に適合すると認めるときは、軽自動車検査票 1 又は<u>様式 5-2</u>の検査結果通知書 2 (障害等により高度化システムによる検査が行えない場合は軽自動車検査票 2) の該当する箇所に検査担当者印の押印を行うとともに、高度化システムにより適合の入力を<u>行い、受検者に通知する</u>ものとする。</p> <p>この場合において、当日中に自動車検査証の交付又は返付が行えない事由がある場合にあつては、受検者と内容について確認するものとし、当該自動車の検査合格日から 15 日以内 (有効な限定自動車検査証の提出があつた場合は、当該限定自動車検査証の有効期間が満了する日まで) であれば、既に通知を行った軽自動車検査票を有効なものとして処理して差し支えない。</p> <p>なお、再入場による検査を行った場合において、保安基準に適合する</p>

と認めたときは、該当する構造又は装置を検査した者が軽自動車検査票又は検査結果通知書の適合しない旨の記載を抹消することなく、軽自動車検査票の所定の箇所へ検査担当者印の押印を行うとともに、高度化システムにより適合の入力を行うものとする。

3-4-3 不適合

持込検査を行った場合において、自動車の構造又は装置が保安基準に適合すると認められないときは、高度化システムから出力された検査結果通知書により受検者に通知するものとする。

ただし、出張検査又は障害等により高度化システムを使用できない場合は、軽自動車検査票の当該項目を「○」で囲む等により保安基準に適合しない部分及び不具合の状況が容易に分かるように記載し、受検者に説明するものとする。

3-4-4 使用停止

持込検査を行った場合において、当該自動車が次に掲げる事例のように明らかに危険な状態で運行されると認められるときは、法第71条の2第1項の規定により当該自動車の使用を停止する必要があると認める場合として、軽自動車検査票1の備考欄に「使用停止」と朱書きにより記載するものとする。

- ① ロッド及びアーム類の脱落等かじ取装置の著しい損傷
- ② ブレーキ系統が失陥している等による制動能力の著しい不足
- ③ 燃料ホース・燃料パイプの切損、容易に修復できない燃料タンクの亀裂等による燃料装置からの著しい燃料漏れ

なお、当該自動車の自動車検査証を複写したものに「使用停止」と朱書きにより記載し、これを手渡すものとする。

また、当該修理が行われた旨の申告があった際は、6-2 の規定により限定自動車検査証を交付するものとする。

と認めたときは、該当する構造又は装置を検査した者が適合しない旨の記載を抹消することなく、当該箇所へ検査担当者印の押印を行うとともに、高度化システムにより適合の入力を行うものとする。

3-4-3 不適合

持込検査を行った場合において、自動車の構造又は装置が保安基準に適合すると認められないときは、高度化システムから出力された検査結果通知書1を軽自動車検査票に添付し、受検者に通知するものとする。

ただし、出張検査又は障害等により高度化システムを使用できない場合は、軽自動車検査票の当該項目を「○」で囲む等により保安基準に適合しない部分及び不具合の状況が容易に分かるように記載し、受検者に通知するものとする。

3-4-4 使用停止

持込検査を行った場合において、当該自動車が次に掲げる事例のように明らかに危険な状態で運行されると認められるときは、法第71条の2第1項に規定する当該自動車の使用を停止する必要があると認める場合として、軽自動車検査票1の備考欄に「使用停止」と朱書きにより記載するものとする。

- ① ロッド及びアーム類の脱落等かじ取装置の著しい損傷
- ② ブレーキ系統が失陥している等による制動能力の著しい不足
- ③ 燃料ホース・燃料パイプの切損、容易に修復できない燃料タンクの亀裂等による燃料装置からの著しい燃料漏れ

なお、当該自動車の自動車検査証を複写したものに「使用停止」と朱書きにより記載し、これを手渡すものとする。

また、当該修理が行われた旨の申告があった際は、6-2 により限定自動車検査証を交付するものとする。

3-4-5 検査中断

- (1) 検査途中において 2-3、2-6-3(3)⑤、2-7(5)、2-8-2(5)、2-9(2)、2-12-2(6)③、2-12-2(8)①、2-13-1(1)③、2-13-1(2)⑥、2-14-1(5)、2-15-1(5)、2-19(2)、2-21-4 及び 2-22(1)の規定に基づき、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を通告した場合並びに 2-2(1)⑥に規定する事項が反復又は継続して行われ適正な検査を実施できない場合には、その理由又は 2-3(1)に該当する番号のいずれかが記載された検査結果通知書にて受検者に通知するものとする。

ただし、出張検査又は障害等により高度化システムを使用できない場合は、軽自動車検査票にて受検者に説明するものとする。

この場合において、2-9(2)、2-12-2(6)③、2-15-1(5)及び2-22(1)の規定に基づく通告の理由は、それぞれ①、②及び③の例によるものとする。

- ① 「車台番号相違」若しくは「車台番号相違のおそれ」又は「原動機型式相違」若しくは「原動機型式相違のおそれ」
- ② 「仕様書の提示なし」又は「仕様書と相違あり」及び「相違する装置名」
- ③ 「外観図、各装置の詳細図なし」又は「外観図と相違あり」及び「相違する装置名」

- (2) (1)の規定による通知ができない場合であって、他の事務所等における申請が予想されるときは、高度化システムにより検査中断の通知ができない理由を入力する。

ただし、出張検査又は障害等により高度化システムが使用できない場合は、新たな軽自動車検査票 2 を用い、備考欄に車両番号又は車台番号及び検査中断の通知ができない理由を記載し、他の事務所に通知するものとする。

- (3) 初回の検査を行った日から 15 日以内に受検者から適正な検査が可

3-4-5 検査中断

- (1) 検査途中において 2-3、2-6-3(3)⑤、2-7(5)、2-8(2)、2-11-2(6)③、2-11-2(8)①、2-12-1(1)③、2-12-1(2)⑥、2-13-1(5)、2-14-1(5)、2-16(2)、2-18(1)、2-22-2(5) 及び 2-25-4の規定に基づき、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を通告した場合並びに 2-2(1)⑥に規定する事項が反復又は継続して行われ適正な検査を実施できない場合には、その理由又は 2-3(1)に該当する番号のいずれかが記載された検査結果通知書 1 を軽自動車検査票に添付し、受検者に通知するものとする。

この場合において、2-8(2)、2-11-2(6)③、2-13-1(5)及び2-18(1)の規定に基づく通告の理由は、それぞれ①、②及び③の例によるものとする。

- ① 「車台番号相違」若しくは「車台番号相違のおそれ」又は「原動機型式相違」若しくは「原動機型式相違のおそれ」
- ② 「仕様書の提示なし」又は「仕様書と相違あり」及び「相違する装置名」
- ③ 「外観図、各装置の詳細図なし」又は「外観図と相違あり」及び「相違する装置名」

- (2) (1)の規定による通知ができない場合であって、他の事務所等における申請が予想されるときは、高度化システムにより検査中断の通知ができない理由を入力する。

ただし、出張検査又は障害等により高度化システムが使用できない場合は、新たな軽自動車検査票 2 を用い、備考欄に車両番号又は車台番号及び検査中断の通知ができない理由を記載し、他の事務所に通知するものとする。

- (3) 初回の検査を行った日から 15 日以内に受検者から適正な検査が可

能となった旨の申し出があった場合は、新たに 2-6-2 に規定する手数料を徴収しないものとし、軽自動車検査票 1 の検査に支障のない部分に受付日付印を押印し、検査を再開するものとする。

なお、検査を中断する前に検査済みの装置等については、検査を省略することができる。

3-4-6 記載事項変更等に係る通知

2-19 の規定による確認を実施した場合には、3-4-2 から 3-4-5 までの規定にかかわらず、その結果を受検者に説明するものとする。

第 4 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

(1) 指定自動車等について新規検査又は予備検査（法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る検査を行う場合を除く。）の保安基準適合性の判定は、審査事務規程第 6 章の規定を準用して適用するものとする。

ただし、審査事務規程 7-115 の規定による最大積載量の算出にあたっては、その最大値を 350 kg とする。（次項及び第 3 項において同じ。）

また、審査事務規程 7-6-1(3)②の規定による傾斜角度計算により算出する場合における前車輪を揚げたときの揚程については、「60cm 以上」を「40cm 以上」と、審査事務規程 7-49-1(1) ②の規定は「専ら砂利、土砂の運搬に用いる軽自動車の荷台（荷台が傾斜するものに限る。）であって、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積（0.1 m³未満は切り捨てるものとする。）で除した数値が、1.3 t/m³未満のもの」と、それぞれ読み替えるものとする。

(2) 指定自動車等以外の自動車について、新規検査又は予備検査（法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第

能となった旨の申し出があった場合は、新たに 2-6-2 の手数料を徴収しないものとし、軽自動車検査票 1 の検査に支障のない部分に受付日付印を押印し、検査を再開するものとする。

なお、検査を中断する前に検査済みの装置等については、検査を省略することができる。

3-4-6 記載事項変更等に係る通知

2-16 の規定による確認を実施した場合には、3-4-2 から 3-4-5 までの規定にかかわらず、その結果を受検者に通知するものとする。

第 4 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

(1) 指定自動車等について、法第 59 条第 1 項の規定による新規検査又は法第 71 条第 1 項の規定による予備検査（法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る検査を行う場合を除く。）の保安基準適合性の判定は、審査事務規程第 6 章の規定を準用して適用するものとする。

ただし、審査事務規程 7-115 の最大積載量の算出にあたっては、その最大値を 350 kg とする。（次項及び第 3 項において同じ。）

また、審査事務規程 7-6-1(3)②の規定による傾斜角度計算により算出する場合における前車輪を揚げたときの揚程については、「60cm 以上」を「40cm 以上」と、審査事務規程 7-49-1(1) ②の規定は「専ら砂利、土砂の運搬に用いる軽自動車の荷台（荷台が傾斜するものに限る。）であって、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積（0.1 m³未満は切り捨てるものとする。）で除した数値が、1.3 t/m³未満のもの」と、それぞれ読み替えるものとする。

(2) 指定自動車等以外の自動車について、法第 59 条第 1 項の規定による新規検査又は法第 71 条第 1 項の規定による予備検査（法第 16 条

4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る検査を行う場合を除く。)の保安基準適合性の判定は、審査事務規程第 7 章の規定を準用して適用するものとする。

(3) 新規検査又は予備検査(法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る検査を行う場合に限る。)、継続検査及び構造等変更検査に係る検査の保安基準適合性の判定は、審査事務規程第 7 章の規定を準用して適用するものとする。

(4) (略)

(5) 保安基準第 56 条第 4 項の規定により認定を受けた自動車について、当該認定が効力を失った後の初めて、新規検査又は予備検査(法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る検査を行う場合に限る。)を行う場合には、当該認定の対象となっていた構造、装置又は性能に関する部分については、(4)の規定は適用しない。

第 5 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

(改造等による変更のない使用過程車) (略)

第 6 章 車両番号の指定等、自動車検査証等の交付等に係る処理

6-1 車両番号の指定等

新規検査に合格した自動車及び自動車予備検査証に基づく自動車検査

の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る検査を行う場合を除く。)の保安基準適合性の判定は、審査事務規程第 7 章の規定を準用して適用するものとする。

(3) 法第 59 条第 1 項の規定による新規検査又は法第 71 条第 1 項の規定による予備検査(法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る検査を行う場合に限る。)、法第 62 条第 1 項の規定による継続検査及び法第 67 条第 3 項の規定による構造等変更検査に係る検査の保安基準適合性の判定は、審査事務規程第 7 章の規定を準用して適用するものとする。

(4) (略)

(5) 保安基準第 56 条第 4 項の規定により認定を受けた自動車について、当該認定が効力を失った後の初めて、法第 59 条第 1 項の規定による新規検査又は法第 71 条第 1 項の規定による予備検査(法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る検査を行う場合に限る。)を行う場合には、当該認定の対象となっていた構造、装置又は性能に関する部分については、(4)の規定は適用しない。

第 5 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

(改造等による変更のない使用過程車) (略)

第 6 章 車両番号の指定等、自動車検査証等の交付等に係る処理

6-1 車両番号の指定等

新規検査に合格した自動車及び自動車予備検査証に基づく自動車検査

証の交付をする自動車並びに自動車検査証の記入申請に伴い車両番号が変更となる自動車及び車両番号標が滅失し、き損し、又はその識別が困難となった、又は次に掲げる理由により車両番号の変更の申請があった自動車には、施行規則第 36 条の 17 [の規定](#)によるほか、別に定める「検査対象軽自動車の車両番号の指定等に関する達」(平成 16 年 11 月 1 日付け理事長達第 18 号)により車両番号を指定し、又は変更するものとする。

- (1) 車両番号の分類番号が二字以下の自動車であって施行規則第 [1](#) 号様式備考(3)及び第 [12](#) 号様式備考(3)の規定に基づき、「[自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示](#)」(平成 [29](#) 年 [2](#) 月 [13](#) 日国土交通省告示第 [99](#) 号)により国土交通大臣の定める塗色とした車両番号標へ交換申請があった場合。

6-2 限定自動車検査証の交付

- (1) 持込検査の結果、不適合の通知を行ったときは、限定自動車検査証を交付するものとする。この場合において、限定自動車検査証の有効期間の起算日は、不適合の通知を行った日とする。ただし、検査当日のうちに [2-11](#) に規定する再入場を認める場合は、限定自動車検査証を交付しないことができるものとする。

なお、当該自動車が自動車点検基準(昭和 26 年運輸省令第 70 号)別表第 8 に該当する状態が複数ある等自動車全体の劣化・摩耗が進行していると認められるときはこの限りでない。

- (2) 限定自動車検査証を交付するときは、次の各号によるものとする。
 - ① 自動車検査証(新規検査又は予備検査にあつては申請書)に記載された車両と電子情報処理システムから出力し、印字した限定自動車検査証(その 1)に記載された車両が同一であることを確

証の交付をする自動車並びに自動車検査証の記入申請に伴い車両番号が変更となる自動車及び車両番号標が滅失し、き損し、又はその識別が困難となった、又は次に掲げる理由により車両番号の変更の申請があった自動車には、施行規則第 36 条の 17 によるほか、別に定める「検査対象軽自動車の車両番号の指定等に関する達」(平成 16 年 11 月 1 日付け理事長達第 18 号)により車両番号を指定し、又は変更するものとする。

- (1) 車両番号の分類番号が二字以下の自動車であつて[道路運送車両法施行規則\(昭和二十六年運輸省令第七十四号\)第一号様式備考\(3\)及び第十二号様式備考\(3\)の規定に基づき、自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示](#)(平成 [二十九](#) 年 [二月十三](#) 日国土交通省告示第 [九十九](#) 号)により国土交通大臣の定める塗色とした車両番号標へ交換申請があった場合。

6-2 限定自動車検査証の交付

- (1) 持込検査の結果、不適合の通知を行ったときは、[法第 71 条の 2 第 1 項の規定による](#)限定自動車検査証を交付するものとする。この場合において、限定自動車検査証の有効期間の起算日は、不適合の通知を行った日とする。ただし、検査当日のうちに [2-10](#) に規定する再入場を認める場合は、限定自動車検査証を交付しないことができるものとする。

なお、当該自動車が自動車点検基準(昭和 26 年運輸省令第 70 号)別表第 8 に該当する状態が複数ある等自動車全体の劣化・摩耗が進行していると認められるときはこの限りでない。

- (2) 限定自動車検査証を交付するときは、次の各号によるものとする。
 - ① 自動車検査証(新規検査又は予備検査にあつては申請書)に記載された車両と電子情報処理システムから出力し、印字した限定自動車検査証(その 1)に記載された車両が同一であることを確

認する。

- ② 電子情報処理システムから出力し、印字した限定自動車検査証（その2）の保安基準に適合しない部分の欄に、手書きにて軽自動車検査票1の保安基準に適合しない部分を記載する。

この場合において、高度化システムを用いて検査状況を記録した車両にあっては、検査結果通知書1（疑義が生じた場合は高度化システムにより検査結果通知情報を確認）を確認し、限定自動車検査証（その2）に保安基準に適合しない部分を記載する。

- ③ 電子情報処理システムを導入していない出張検査場においては、提出のあった自動車検査証を書き換えることにより限定自動車検査証（その1）を作成し、有効期間を記入した後、書き換えにおいて抹消した箇所及び記入した有効期間の末尾に事務所名小印を押印するものとする。

また、限定自動車検査証（その2）の作成においては、軽自動車検査票1の一部の複写又は軽自動車検査票1の保安基準に適合しない部分を記載することにより作成し、車台番号の末尾に事務所名小印を押印するものとする。

6-3 自動車重量税の納付

新規検査及び自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付並びに継続検査、臨時検査及び構造等変更検査による自動車検査証の返付は、自動車重量税法第8条又は第10条の2（OSS申請をする場合に限る。）の規定により自動車重量税を納付した後でなければ行わないものとする。

6-3-1 自動車重量税の納付の確認等

- (1) 自動車重量税法第8条の規定による納付の確認等は、自動車重量税関係法令によるほか、次によるものとする。

- ① 自動車重量税は、自動車重量税印紙を自動車重量税納付書に貼

認する。

- ② 電子情報処理システムから出力し、印字した限定自動車検査証（その2）の保安基準に適合しない部分の欄に、手書きにて軽自動車検査票1の保安基準に適合しない部分を記載する。

この場合において、高度化システムを用いて検査状況を記録した車両にあっては、検査結果通知書1（疑義が生じた場合は高度化システムにより検査結果通知情報を確認）を確認し、限定自動車検査証（その2）に保安基準に適合しない部分を記載する。

- ③ 電子情報処理システムを導入していない出張検査場においては、提出のあった自動車検査証を書き換えることにより限定自動車検査証（その1）を作成し、有効期間を記入した後、書き換えにおいて抹消した箇所及び記入した有効期間の末尾に事務所名小印を押印するものとする。

また、限定自動車検査証（その2）の作成においては、軽自動車検査票1の一部の複写又は軽自動車検査票1の保安基準に適合しない部分を記載することにより作成し、車台番号の末尾に事務所名小印を押印するものとする。

6-3 自動車重量税の納付

新規検査及び自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付並びに継続検査、臨時検査及び構造等変更検査による自動車検査証の返付は、自動車重量税法（昭和46年法律第89号）第8条又は第10条の2（OSS申請をする場合に限る。）に規定する方法により自動車重量税を納付した後でなければ行わないものとする。

6-3-1 自動車重量税の納付の確認等

- (1) 自動車重量税法第8条に規定する方法による納付の確認等は、自動車重量税関係法令によるほか、次によるものとする。

- ① 自動車重量税は、自動車重量税印紙を様式6の自動車重量税納

付して納付させること。

- ② 自動車重量税納付書は所定の欄に記載があることを確認すること。
 - ③ 自動車重量税印紙が貼付された自動車重量税納付書の提出があったときは、自動車重量税納付書に貼付された自動車重量税印紙が真性のものであること及び貼付された自動車重量税印紙の額が当該自動車に課されるべき自動車重量税の額と相違していないことを確認し、当該自動車重量税納付書の紙面と自動車重量税印紙の彩紋にかけ受付日付印をもって消印すること。
- (2) 自動車重量税法第 10 条の 2 の規定による納付の確認は、申請者から納付された自動車重量税納付情報を財務省が所有する歳入金電子納付システムから取得することによって確認するものとする。

6-3-2 非課税自動車の取扱い

昭和 49 年 4 月 30 日以前に法第 97 条の 3 第 1 項又は法第 60 条第 1 項の規定により車両番号の指定を受けたことがある自動車については、非課税自動車として取扱うものとする。

この場合において、自動車重量税納付書には、非課税自動車である旨の記述をした上で受付日付印を押印すること。

6-3-3 自動車重量税の還付

租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 90 条の 15 第 4 項及び租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 51 条の 5 第 6 項の規定により、還付金を受けようとする使用済自動車の所有者に、解体届出と同時に、自動車重量税還付申請書を軽自動車検査協会に対し提出させるものとする。

付書（以下「自動車重量税納付書」という。）に貼付して納付させること。

- ② 自動車重量税納付書は所定の欄に記載があることを確認すること。
 - ③ 自動車重量税印紙が貼付された自動車重量税納付書の提出があったときは、自動車重量税納付書に貼付された自動車重量税印紙が真性のものであること及び貼付された自動車重量税印紙の額が当該自動車に課されるべき自動車重量税の額と相違していないことを確認し、当該自動車重量税納付書の紙面と自動車重量税印紙の彩紋にかけ受付日付印をもって消印すること。
- (2) 自動車重量税法第 10 条の 2 に規定する方法による納付の確認は、申請者から納付された自動車重量税納付情報を財務省が所有する歳入金電子納付システムから取得することによって確認するものとする。

6-3-2 非課税自動車の取扱い

昭和 49 年 4 月 30 日以前に法第 97 条の 3 第 1 項又は法第 60 条第 1 項の規定により車両番号の指定を受けたことがある自動車については、非課税自動車として取扱うものとする。

この場合において、自動車重量税納付書には、非課税自動車である旨の記述をした上で受付日付印を押印すること。

6-3-3 自動車重量税の還付

租税特別措置法（昭和 32 年法律第 28 号）第 90 条の 15 第 4 項及び租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 51 条の 5 第 6 項の規定により、還付金を受けようとする使用済自動車の所有者は、解体届出と同時に、重量税還付申請書を軽自動車検査協会に対し提出しなければならない。

6-4 自動車損害賠償責任保険契約等の確認 (略)

6-5 放置違反金滞納情報の確認

(1) 継続検査後の自動車検査証の有効期間の更新又は構造等変更検査後の記載事項を変更した自動車検査証の返付であって、道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の7第2項の規定に基づく放置違反金の滞納によって、自動車検査証の有効期間の更新又は記載事項を変更した自動車検査証の返付ができない場合には、自動車検査証の備考欄に「放置違反金滞納情報あり」である旨の記載と受付日付印を押印し、申請書並びに添付書面(軽自動車検査票を除く。)を申請者に返却するものとする。

なお、放置違反金の納付後に、再度申請が行われ、当該検査の合格日から15日以内の場合は、回収済の軽自動車検査票が有効なものとして処理して差し支えない。

(2) 継続検査申請にかかる限定自動車検査証交付の場合であって、申請に係る自動車が道路交通法第51条の6第2項の規定に基づく国家公安委員会から放置違反金滞納の通知を受けている場合には、限定自動車検査証の備考欄に「放置違反金滞納情報あり」である旨を記載し、限定自動車検査証を交付するものとする。

6-6 軽自動車税種別割の滞納がないことの確認 (略)

6-7 自動車検査証等、自動車検査証返納証明書、輸出予定届出証明書及び検査記録事項等証明書の記載

自動車検査証等、自動車検査証返納証明書、輸出予定届出証明書及び検査記録事項等証明書の記載事項は、第3章の規定による他、電子情報処理システムから出力し、印字したものとする。

6-8 申請書等の受理

検査等に関し、申請書、請求書若しくは届出書又は光ディスク申請に

6-4 自動車損害賠償責任保険契約等の確認 (略)

6-5 放置違反金滞納情報の確認

(1) 継続検査後の自動車検査証の有効期間の更新又は構造等変更検査後の記載事項を変更した自動車検査証の返付であって、道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の7第2項に基づく放置違反金の滞納によって、自動車検査証の有効期間の更新又は記載事項を変更した自動車検査証の返付ができない場合には、自動車検査証の備考欄に「放置違反金滞納情報あり」である旨の記載と受付日付印を押印し、申請書並びに添付書面(軽自動車検査票を除く。)を申請者に返却するものとする。

なお、放置違反金の納付後に、再度申請が行われ、当該検査の合格日から15日以内の場合は、回収済の軽自動車検査票が有効なものとして処理して差し支えない。

(2) 継続検査申請にかかる限定自動車検査証交付の場合であって、申請に係る自動車が道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の6第2項に基づく国家公安委員会から放置違反金滞納の通知を受けている場合には、限定自動車検査証の備考欄に「放置違反金滞納情報あり」である旨を記載し、限定自動車検査証を交付するものとする。

6-6 軽自動車税種別割の滞納がないことの確認 (略)

6-7 自動車検査証、自動車予備検査証、限定自動車検査証、自動車検査証返納証明書、輸出予定届出証明書及び検査記録事項等証明書の記載

自動車検査証、自動車予備検査証、限定自動車検査証、自動車検査証返納証明書、輸出予定届出証明書及び検査記録事項等証明書の記載事項は、第3章の規定による他、電子情報処理システムから出力し、印字したものとする。

6-8 申請書等の受理

検査等に関し、申請書、請求書若しくは届出書又は光ディスク申請に

よる提出があったときは、申請書、請求書若しくは届出書又は光ディスク申請並びにこれらの添付書面（以下「申請書等」という。）に不備のないことを確認したうえ、当該申請書、請求書若しくは届出書又は光ディスク申請一覧に受付日付印を押印して受理するものとする。

OSS 申請により、6-9 及び 6-10 の規定による申請があった場合には、当該申請に必要な提出書面が電磁的方法により提出された申請データに不備がないことを確認したうえ、受理するものとする。

申請に際し代理人申請を行う場合には、申請依頼書又はこれと同等の書面を提出させるものとする。

6-9 新規検査

6-9-1 必要な書面

6-8 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- (1) 車両番号の指定を受けたことがない自動車（新車）
 - ① 新規検査申請書（軽第 2 号様式は、自動車の諸元等に変更がある場合に限る。ただし、高度化システムに入力した電磁的情報が電子情報処理システムに作成された場合を除く。）
 - ② 申請審査書又は申請手数料一括納付書
 - ③ 完成検査終了証（完成検査終了証が交付された場合に限る。ただし、完成検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合を除く。）
 - ④ 排出ガス検査終了証（排出ガス検査終了証が交付された場合に限る。ただし、排出ガス検査終了証に記載すべき事項が電磁的方

よる提出があったときは、申請書、請求書若しくは届出書又は光ディスク申請並びにこれらの添付書面（以下「申請書等」という。）に不備のないことを確認したうえ、当該申請書、請求書若しくは届出書又は光ディスク申請一覧表に受付日付印を押印して受理するものとする。

なお、法人が申請、請求及び届出する場合には、名称、役職及び代表者の氏名が記載されていること。

OSS 申請により、6-9 及び 6-10 に規定されている申請があった場合には、当該申請に必要な提出書面が電磁的方法により提出された申請データに不備がないことを確認したうえ、受理するものとする。

申請に際し代理人申請を行う場合には、申請依頼書又はこれと同等の書面を提出すること。

6-9 新規検査

6-9-1 必要な書面

6-8 の申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- (1) 車両番号の指定を受けたことがない自動車（新車）
 - ① 新規検査申請書（様式 7-1、様式 7-2（自動車の諸元等に変更がある場合に限る。ただし、高度化システムに入力した電磁的情報が電子情報処理システムに作成された場合を除く。））
 - ② 申請審査書（手数料納入補助シート）（以下「申請審査書」という。）（様式 2）又は申請手数料一括納付書（以下「一括納付書」という。）（様式 3）
 - ③ 完成検査終了証（完成検査終了証が交付された場合（完成検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合を除く。）に限る。）
 - ④ 排出ガス検査終了証（排出ガス検査終了証が交付された場合（排出ガス検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情

法により登録情報処理機関に提供された場合を除く。)

- ⑤ 算定燃費値取得済証（提出された場合に限る。）
- ⑥ 施行規則第 36 条第 5 項に係る書面
- ⑦ 施行規則第 36 条第 6 項に係る書面
- ⑧ 譲渡証明書（譲渡証明書に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合を除く。）又は販売証明書等（以下「使用者であることを証する書面」という。）
- ⑨ 使用者の住所を証する書面（国若しくは地方公共団体の使用する自動車又は自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要。以下同じ。）

ア 使用者が個人の場合

発行されてから 3 ヶ月以内のものであって、住民票、印鑑（登録）証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（写しでもよい。）

ただし、OSS 申請であって、公的個人認証サービスが発行する署名用電子証明書の送信があった場合は当該電子証明書

イ 使用者が法人の場合

a 発行されてから 3 ヶ月以内のものであって、商業登記簿謄（抄）本若しくは登記事項証明書又は印鑑（登録）証明書（写しでもよい。）

ただし、OSS 申請であって、商業登記電子証明書の送信があった場合は当該電子証明書

b a に掲げる書面が存在しない法人にあつては、発行されてから 3 ヶ月以内のものであって、公的機関が発行する事業証明書、営業証明書、課税証明書等又は電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書（写しでもよい。）

報処理機関に提供された場合を除く。）に限る。

- ⑤ 算定燃費値取得済証（提出された場合に限る）
- ⑥ 施行規則第 36 条第 5 項に係る書面
- ⑦ 施行規則第 36 条第 6 項に係る書面
- ⑧ 譲渡証明書（譲渡証明書に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合を除く。）、販売証明書等（以下「使用者であることを証する書面」という。）
- ⑨ 使用者の住所を証する書面（国若しくは地方公共団体の使用する自動車又は自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要。以下同じ。）

ア 使用者が個人の場合

発行されてから 3 ヶ月以内のものであって、住民票、印鑑（登録）証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（写しでもよい。）

ただし、OSS 申請であって、公的個人認証サービスが発行する署名用電子証明書の送信があった場合は当該電子証明書

イ 使用者が法人の場合

a 発行されてから 3 ヶ月以内のものであって、商業登記簿謄（抄）本若しくは登記事項証明書又は印鑑（登録）証明書（写しでもよい。）

ただし、OSS 申請であって、商業登記電子証明書の送信があった場合は当該電子証明書

b a に掲げる書面が存在しない法人にあつては、発行されてから 3 ヶ月以内のものであって、公的機関が発行する事業証明書、営業証明書、課税証明書等又は電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書（写しでもよい。）

- ⑩ 申請依頼書等（代理人による申請、届出又は請求の場合。以下同じ。）
- ⑪ 保険証明書（保険証明書に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合を除く。以下同じ。）
- ⑫ 自動車重量税納付書
- ⑬ 軽自動車検査票（自動車の提示が必要な場合に限る。）
- ⑭ その他の書面（次の左欄に該当する自動車にあつては、それぞれ右欄に示す書面。以下同じ。）

自動車の別	書 面
事業用自動車	事業用自動車であることを証する書面の写し（運輸支局、運輸監理部又は陸運事務所の確認印をもつて代えることができる。）
道路運送法施行規則第 52 条の規定を受けた家用自動車	許可を受けたことを証する書面の写し（運輸支局、運輸監理部又は陸運事務所の確認印をもって代えることができる。）
爆発性液体を運送するため車台にタンクを固定した自動車	当該タンクについて消防法第 11 条第 5 項の市町村等の行う完成検査に合格したことを証する書面
緊急自動車	公安委員会の指定申請結果通知書又は届出済証明書等
道路維持作業車	
自主防犯活動用自動車	警視総監又は道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。）が交付した有効な証明書の写し

- ⑩ 申請依頼書等（代理人による申請、届出又は請求の場合。以下同じ。）
- ⑪ 自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書（以下「保険証明書」という。）（保険証明書に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合を除く。以下同じ。）
- ⑫ 自動車重量税納付書
- ⑬ 軽自動車検査票（自動車の提示が必要な場合に限る。）
- ⑭ その他の書面（次の左欄に該当する自動車にあつては、それぞれ右欄に示す書面。以下同じ。）

自動車の別	書 面
事業用自動車	事業用自動車であることを証する書面の写し（運輸支局、運輸監理部又は陸運事務所の確認印をもつて代えることができる。）
道路運送法施行規則第 52 条の規定を受けた家用自動車	許可を受けたことを証する書面の写し（運輸支局、運輸監理部又は陸運事務所の確認印をもって代えることができる。）
爆発性液体を運送するため車台にタンクを固定した自動車	当該タンクについて消防法第 11 条第 5 項の市町村等の行う完成検査に合格したことを証する書面
緊急自動車	公安委員会の指定申請結果通知書又は届出済証明書等
道路維持作業車	
自主防犯活動用自動車	警視総監又は道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。）が交付した有効な証明書の写し

2-13 の規定による当日提出書面審査の対象となる自動車	新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び当日提出書面審査に係る添付資料
2-15 の規定による改造自動車であらかじめ書面審査を受けた自動車	改造自動車等審査結果通知書及び改造等審査に係る添付資料
輸入車特別取扱自動車	輸入自動車特別取扱届出済書
2-14 の規定による並行輸入自動車であらかじめ書面審査を受けた自動車	自動車通関証明書、並行輸入自動車審査に係る添付資料
保線作業車	使用者が架装業者等に発注した架装の仕様書その他の実際に運行の用に供する際の架装状態を示す書面
軌道兼用車	

(2) 車両番号の指定を受けたことがある自動車

- ① 新規検査申請書（車両番号欄に返納時の車両番号を記載させるものとし、軽第2号様式は、自動車の諸元等に変更がある場合に限る。ただし、高度化システムに入力した電磁的情報が電子情報処理システムに作成された場合を除く。）
- ② 申請審査書又は申請手数料一括納付書
- ③ 限定自動車検査証（限定自動車検査証の交付を受けている場合に限る。）

2-12 の当日提出書面審査の対象となる自動車	新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び当日提出書面審査に係る添付資料
2-13 の改造自動車であらかじめ書面審査を受けた自動車	改造自動車等審査結果通知書及び改造等審査に係る添付資料
輸入車特別取扱自動車	輸入自動車特別取扱届出済書
2-14 の並行輸入自動車であらかじめ書面審査を受けた自動車	自動車通関証明書、並行輸入自動車審査に係る添付資料
保線作業車	使用者が架装業者等に発注した架装の仕様書その他の実際に運行の用に供する際の架装状態を示す書面
軌道兼用車	

(2) 車両番号の指定を受けたことがある自動車

- ① 新規検査申請書（様式 7-1（車両番号欄に返納時の車両番号を記載する。）、様式 7-2（自動車の諸元等に変更がある場合に限る。ただし、高度化システムに入力した電磁的情報が電子情報処理システムに作成された場合を除く。））
- ② 申請審査書（様式 2）又は一括納付書（様式 3）
- ③ 限定自動車検査証（限定自動車検査証の交付を受けている場合に限る。）

- ④ 保安基準適合証又は限定保安基準適合証（保安基準適合証（保安基準適合証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合を除く。以下同じ。）又は限定保安基準適合証の提出がある場合に限る。）
- ⑤ 自動車検査証返納証明書、軽自動車届出済証返納証明書（交付を受けている自動車に限る。）又は軽自動車届出済証（昭和48年9月30日以前に交付を受けている自動車に限る。）
- ⑥ 算定燃費値取得済証（提出された場合に限る。）
- ⑦ 使用者であることを証する書面（軽自動車検査証返納確認書を含む。）
- ⑧ 使用者の住所を証する書面
- ⑨ 点検整備記録簿
- ⑩ 保険証明書
- ⑪ 自動車重量税納付書
- ⑫ 申請依頼書等
- ⑬ 軽自動車検査票（自動車の提示が必要な場合に限る。）
- ⑭ その他の書面

6-9-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（申請審査書又は申請手数料一括納付書にあつては手数料表示部分を含む。）に押印するものとする。
- (2) 自動車重量税納付書の確認等は、6-3 の規定により行うものとする。
- (3) 電子情報処理システムに申請書を投入し、車両番号を指定後、自動車検査証を出力し、印字するものとする。
OSS 申請にあつては、電子情報処理システムにより申請車両を確定し、車両番号を指定後、自動車検査証を出力し、印字するものとする。

- ④ 保安基準適合証又は限定保安基準適合証（保安基準適合証（保安基準適合証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合を除く。以下同じ。）又は限定保安基準適合証の提出がある場合に限る。）
- ⑤ 自動車検査証返納証明書、軽自動車届出済証返納証明書（交付を受けている自動車に限る。）又は軽自動車届出済証（昭和48年9月30日以前に交付を受けている自動車に限る。）
- ⑥ 算定燃費値取得済証（提出された場合に限る。）
- ⑦ 使用者であることを証する書面（軽自動車検査証返納確認書（以下「返納確認書」という。）を含む。))
- ⑧ 使用者の住所を証する書面
- ⑨ 点検整備記録簿
- ⑩ 保険証明書
- ⑪ 自動車重量税納付書
- ⑫ 申請依頼書等
- ⑬ 軽自動車検査票（自動車の提示が必要な場合に限る。）
- ⑭ その他の書面

6-9-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（申請審査書又は一括納付書にあつては手数料表示部分を含む。）に押印するものとする。
- (2) 自動車重量税納付書の確認等は、6-3 により行うものとする。
- (3) 電子情報処理システムに申請書を投入し、車両番号を指定後、自動車検査証を出力し、印字するものとする。
OSS 申請にあつては、電子情報処理システムにより申請車両を確定し、車両番号を指定後、自動車検査証を出力し、印字するものとする。

6-9-3 自動車検査証及び検査標章の交付

軽自動車検査票又は限定自動車検査証に記載された検査結果、若しくは完成検査終了証又は自動車検査証返納証明書及び保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の記載内容と電子情報処理システムから出力し、印字した自動車検査証を照合したうえ、自動車検査証及び検査標章を交付するものとする。

この場合において、限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

なお、検査標章の表示箇所は、次の各号によるものとする。(以下第6章において同じ)

- ① 車室内後写鏡を有する自動車にあつては、車室内後写鏡の前方の前面ガラスの上部とする。この場合において、当該自動車の前方から検査標章の文字の識別が困難となるときは、車室内後写鏡の隠れる範囲内において文字の識別が可能となる位置まで下方にずらした位置とする。
- ② ①に掲げる自動車以外の自動車にあつては、前面ガラスの上部であつて運転者席から最も遠い位置とする。この場合において、当該自動車の前方から検査標章の文字の識別が困難となるときは、文字の識別が可能となる位置まで下方にずらした位置とする。
- ③ ①若しくは②による表示が困難な場合又は運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれのある場合(車載カメラ等の視野を遮る場合を含む。)は、運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれの少ない位置であつて検査標章の文字の識別が可能となる位置とする。
- ④ 運転者室又は前面ガラスを有しない自動車については、自動車の後面に取りつけられた車両番号標の左上部の見易い位置とす

6-9-3 自動車検査証及び検査標章の交付

軽自動車検査票又は限定自動車検査証に記載された検査結果、若しくは完成検査終了証又は自動車検査証返納証明書及び保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の記載内容と電子情報処理システムから出力し、印字した自動車検査証を照合したうえ、自動車検査証及び検査標章を交付するものとする。

この場合において、限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

なお、検査標章の表示箇所は、次の各号によるものとする。(以下第6章において同じ)

- ① 車室内後写鏡を有する自動車にあつては、車室内後写鏡の前方の前面ガラスの上部とする。この場合において、当該自動車の前方から検査標章の文字の識別が困難となるときは、車室内後写鏡の隠れる範囲内において文字の識別が可能となる位置まで下方にずらした位置とする。
- ② ①に掲げる自動車以外の自動車にあつては、前面ガラスの上部であつて運転者席から最も遠い位置とする。この場合において、当該自動車の前方から検査標章の文字の識別が困難となるときは、文字の識別が可能となる位置まで下方にずらした位置とする。
- ③ ①若しくは②による表示が困難な場合又は運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれのある場合(車載カメラ等の視野を遮る場合を含む。)は、運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれの少ない位置であつて検査標章の文字の識別が可能となる位置とする。
- ④ 運転者室又は前面ガラスを有しない自動車については、自動車の後面に取りつけられた車両番号標の左上部の見易い位置とす

る。

ただし、道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和 47 年法律第 62 号）施行前の改正前の施行規則第 14 号様式の車両番号標を取付けた自動車の場合は、車体後面の左側で見易い位置とする。

6-10 継続検査

6-10-1 必要な書面

6-8 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- ① 継続検査申請書
- ② 申請審査書又は申請手数料一括納付書（継続検査申請書に収納済印影の表示を行わない場合に限る。）
- ③ 自動車検査証又は限定自動車検査証
- ④ 保安基準適合証又は限定保安基準適合証（保安基準適合証又は限定保安基準適合証の提出がある場合に限る。）
- ⑤ 点検整備記録簿（保安基準適合証の提出がある場合を除く）
- ⑥ 保険証明書（保険証明書の提示を省略しない場合に限る。ただし、保安基準適合標章を交付した自動車であって、保険証明書の提示を省略しない場合は、当該保険証明書の写し。）
- ⑦ 軽自動車税（種別割）納税証明書、軽自動車税納税証明書又は納付に係る領収書（税関係機関の確認印をもって代えることができる。）
- ⑧ 自動車重量税納付書
- ⑨ 申請依頼書等
- ⑩ 軽自動車検査票（自動車の提示が必要な場合に限る。）

る。

ただし、道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和 47 年法律第 62 号）施行前の改正前の施行規則第 14 号様式の車両番号標を取付けた自動車の場合は、車体後面の左側で見易い位置とする。

6-10 継続検査

6-10-1 必要な書面

6-8 の申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- ① 継続検査申請書 （様式 7-3 又は、様式 7-7）
- ② 申請審査書 （様式 2） 又は 一括納付書（様式 3）（継続検査申請書に収納済印影の表示を行わない場合に限る。）
- ③ 自動車検査証又は限定自動車検査証 （限定自動車検査証の交付を受けている場合に限る。）
- ④ 保安基準適合証又は限定保安基準適合証（保安基準適合証又は限定保安基準適合証の提出がある場合に限る。）
- ⑤ 点検整備記録簿（保安基準適合証の提出がある場合を除く）
- ⑥ 保険証明書（保険証明書の提示を省略しない場合に限る。ただし、保安基準適合標章を交付した自動車であって、保険証明書の提示を省略しない場合は、当該保険証明書の写。）
- ⑦ 軽自動車税（種別割）納税証明書、軽自動車税納税証明書又は納付に係る領収書（税関係機関の確認印をもって代えることができる。）
- ⑧ 自動車重量税納付書
- ⑨ 申請依頼書等
- ⑩ 軽自動車検査票（自動車の提示が必要な場合に限る。）

6-10-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（手数料を必要とする申請にあっては、手数料表示部分（申請審査書又は申請手数料一括納付書の提出がある場合にあっては、手数料表示部分））に押印するものとする。
- (2) 自動車重量税納付書の確認等は、6-3 の規定により行うものとする。
- (3) 電子情報処理システムに申請書を投入し、自動車検査証を出力し、印字するものとする。

OSS 申請にあっては、電子情報処理システムにより申請車両を確定し、自動車検査証を出力し、印字するものとする。

6-10-3 自動車検査証の返付及び検査標章の交付

軽自動車検査票若しくは限定自動車検査証に記載された検査結果又は保安基準適合証及び自動車検査証又は限定保安基準適合証及び限定自動車検査証の記載内容と電子情報処理システムから出力し、印字した自動車検査証を照合したうえ、自動車検査証を返付及び検査標章を交付するものとする。

この場合において、旧自動車検査証及び限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を構ずるものとする。

ただし、電子情報処理システムを導入していない出張検査場においては、自動車検査証の有効期間を記入したときにその記入した有効期間の末尾に事務所名小印を押印することにより自動車検査証を返付できるものとする。

また、検査標章を交付する場合には、予め一括して検査標章を出力しておき、これを自動車検査証を返付する際に同時に交付するものとする。

なお、保安基準適合証及び保険証明書に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合においては、登録情報処理機

6-10-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（手数料を必要とする申請にあっては、手数料表示部分（申請審査書又は一括納付書の提出がある場合にあっては、手数料表示部分））に押印するものとする。
- (2) 自動車重量税納付書の確認等は、6-3 により行うものとする。
- (3) 電子情報処理システムに申請書を投入し、自動車検査証を出力し、印字するものとする。

OSS 申請にあっては、電子情報処理システムにより申請車両を確定し、自動車検査証を出力し、印字するものとする。

6-10-3 自動車検査証の返付及び検査標章の交付

軽自動車検査票若しくは限定自動車検査証に記載された検査結果又は保安基準適合証及び自動車検査証又は限定保安基準適合証及び限定自動車検査証の記載内容と電子情報処理システムから出力し、印字した自動車検査証を照合したうえ、自動車検査証を返付及び検査標章を交付するものとする。

この場合において、旧自動車検査証及び限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を構ずるものとする。

ただし、電子情報処理システムを導入していない出張検査場においては、自動車検査証の有効期間を記入したときにその記入した有効期間の末尾に事務所名小印を押印することにより自動車検査証を返付できるものとする。

また、検査標章を交付する場合には、予め一括して検査標章を出力しておき、これを自動車検査証を返付する際に同時に交付するものとする。

なお、保安基準適合証及び保険証明書に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合においては、登録情報処理機

関に記載すべき事項の照会を行い処理することとする。

6-11 構造等変更検査

6-11-1 必要な書面

6-8 に規定する 申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

(1) 諸元欄事項以外にも変更がある場合

① 自動車検査証記入申請書 (軽第2号様式は、高度化システムに入力した電磁的情報が電子情報処理システムに作成された場合を除く。)

② 申請審査書

③ 譲渡証明書 (所有者に変更がある場合に限る。)

④ 自動車検査証又は限定自動車検査証

⑤ 算定燃費値取得済証 (提出された場合に限る。)

⑥ 点検整備記録簿

⑦ 保険証明書

⑧ 自動車重量税納付書

(削除)

⑨ 申請依頼書等

⑩ 軽自動車検査票

関に記載すべき事項の照会を行い処理することとする。

6-11 構造等変更検査

6-11-1 必要な書面

6-8 の 申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

(1) 諸元欄事項以外に変更がある場合

① 自動車検査証記入申請書 (様式7-1及び様式7-2 (高度化システムに入力した電磁的情報が電子情報処理システムに作成された場合を除く。)) 又は自動車予備検査証記入申請書 (様式7-1及び様式7-2 (高度化システムに入力した電磁的情報が電子情報処理システムに作成された場合を除く。)(車両番号欄に自動車予備検査証番号を記載する。))

② 申請審査書 (様式2)

③ 譲渡証明書 (自動車予備検査証の交付を受けている場合であって、所有者に変更がある場合に限る。)

④ 自動車検査証、自動車予備検査証又は限定自動車検査証 (限定自動車検査証の交付を受けている場合に限る。)

⑤ 算定燃費値取得済証 (提出された場合に限る。)

⑥ 点検整備記録簿 (車両番号の指定を受けたことがある自動車に限る。)

⑦ 保険証明書 (自動車予備検査証の交付を受けている場合を除く。)

⑧ 自動車重量税納付書 (自動車予備検査証の交付を受けている場合を除く。)

⑨ その他の書面

⑩ 申請依頼書等

⑪ 軽自動車検査票

⑩ その他の書面

(2) 諸元欄事項以外には変更がない場合

① 自動車検査証記入申請書（軽第2号様式は、高度化システムに入力した電磁的情報が電子情報処理システムに作成された場合は、諸元欄事項への記入は不要とする。）

② 申請審査書

（削除）

③ 自動車検査証又は限定自動車検査証

④ 算定燃費値取得済証（提出された場合に限る。）

⑤ 点検整備記録簿

⑥ 保険証明書

⑦ 自動車重量税納付書

（削除）

⑧ 申請依頼書等

⑨ 軽自動車検査票

⑩ その他の書面

(3) (1) (2) の場合であって、自動車予備検査証の交付を受けている場合

① 自動車検査証記入申請書（軽第2号様式は、高度化システムに

（新設）

(2) 諸元欄事項以外に変更がない場合

① 自動車検査証記入申請書（様式7-2（高度化システムに入力した電磁的情報が電子情報処理システムに作成された場合は、諸元欄事項への記入は不要とする。））又は自動車予備検査証記入申請書（様式7-2（高度化システムに入力した電磁的情報が電子情報処理システムに作成された場合は、諸元欄事項への記入は不要とする。）（車両番号欄に自動車予備検査証番号を記載する。）））

② 申請審査書（様式2）

③ 譲渡証明書（自動車予備検査証の交付を受けている場合であって、所有者に変更がある場合に限る。）

④ 自動車検査証、自動車予備検査証又は限定自動車検査証（限定自動車検査証の交付を受けている場合に限る。）

⑤ 算定燃費値取得済証（提出された場合に限る。）

⑥ 点検整備記録簿（車両番号の指定を受けたことがある自動車に限る。）

⑦ 保険証明書（自動車予備検査証の交付を受けている場合を除く。）

⑧ 自動車重量税納付書（自動車予備検査証の交付を受けている場合を除く。）

⑨ その他の書面

⑩ 申請依頼書等

⑪ 軽自動車検査票

（新設）

（新設）

入力した電磁的情報が電子情報処理システムに作成された場合を除く。)

② 申請審査書

③ 自動車予備検査証

④ 算定燃費値取得済証（提出された場合に限る。）

⑤ 点検整備記録簿（車両番号の指定を受けたことがある自動車）

⑥ 申請依頼書等

⑦ 軽自動車検査票

⑧ その他の書面

6-11-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（申請審査書にあつては手数料表示部分を含む。）に押印するものとする。
- (2) 自動車重量税納付書の確認等は、6-3 の規定により行うものとする。
- (3) 電子情報処理システムに申請書を投入し、車両番号を指定後（用途等の変更により車両番号の変更を伴う場合に限る。）、自動車検査証を出力し、印字するものとする。

なお、予備検査にあつては、自動車予備検査証番号を自動車予備検査証に出力し、印字するものとする。

6-11-3 自動車検査証及び検査標章又は自動車予備検査証の交付

軽自動車検査票又は限定自動車検査証に記載された検査結果と電子情報処理システムから出力し、印字した自動車検査証又は自動車予備検査証を照合したうえ、自動車検査証及び検査標章又は自動車予備検査証を交付するものとする。

この場合において、旧自動車検査証及び限定自動車検査証又は旧自動車予備検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

6-11-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（申請審査書にあつては手数料表示部分を含む。）に押印するものとする。
- (2) 自動車重量税納付書の確認等は、6-3 により行うものとする。
- (3) 電子情報処理システムに申請書を投入し、車両番号を指定後（用途等の変更により車両番号の変更を伴う場合に限る。）、自動車検査証を出力し、印字するものとする。

なお、予備検査にあつては、自動車予備検査証番号を自動車予備検査証に出力し、印字するものとする。

6-11-3 自動車検査証及び検査標章又は自動車予備検査証の交付

軽自動車検査票又は限定自動車検査証に記載された検査結果と電子情報処理システムから出力し、印字した自動車検査証又は自動車予備検査証を照合したうえ、自動車検査証及び検査標章又は自動車予備検査証を交付するものとする。

この場合において、旧自動車検査証及び限定自動車検査証又は旧自動車予備検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

6-12 臨時検査

6-12-1 必要な書面

6-8 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- ① 臨時検査申請書
- ② 申請審査書（臨時検査申請書に収納済印影の表示を行わない場合に限る。）
- ③ 自動車検査証又は限定自動車検査証

- ④ 点検整備記録簿
- ⑤ 保険証明書
- ⑥ 自動車重量税納付書
- ⑦ 軽自動車検査票

6-13 予備検査

6-13-1 必要な書面

6-8 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- (1) 車両番号の指定を受けたことがない自動車
 - ① 自動車予備検査申請書（軽第2号様式は、自動車の諸元等に変更がある場合に限る。ただし、高度化システムに入力した電磁的情報が電子情報処理システムに作成された場合を除く。）
 - ② 申請審査書又は申請手数料一括納付書
 - ③ 完成検査終了証（完成検査終了証が交付された場合に限る。ただし、完成検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合を除く。）
 - ④ 排出ガス検査終了証（排出ガス検査終了証が交付された場合に限る。ただし、排出ガス検査終了証に記載すべき事項が電磁的方

6-12 臨時検査

6-12-1 必要な書面

6-8 の申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- ① 臨時検査申請書（様式7-3）
- ② 申請審査書（臨時検査申請書に収納済印影の表示を行わない場合に限る。）
- ③ 自動車検査証又は限定自動車検査証（限定自動車検査証の交付を受けている場合に限る。）

- ④ 点検整備記録簿
- ⑤ 保険証明書
- ⑥ 自動車重量税納付書
- ⑦ 軽自動車検査票

6-13 予備検査

6-13-1 必要な書面

6-8 の申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- (1) 車両番号の指定を受けたことがない自動車
 - ① 自動車予備検査申請書（様式7-1、様式7-2（自動車の諸元等に変更がある場合に限る。ただし、高度化システムに入力した電磁的情報が電子情報処理システムに作成された場合を除く。））
 - ② 申請審査書（様式2）又は一括納付書（様式3）
 - ③ 完成検査終了証（完成検査終了証が交付された場合（完成検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合を除く。）に限る。）
 - ④ 排出ガス検査終了証（排出ガス検査終了証が交付された場合（排出ガス検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情

法により登録情報処理機関に提供された場合を除く。)

- ⑤ 算定燃費値取得済証（提出された場合に限る。）
- ⑥ 施行規則第 36 条第 5 項に係る書面
- ⑦ 施行規則第 36 条第 6 項に係る書面
- ⑧ 所有者であることを証する書面
- ⑨ 申請依頼書等

（削除）

⑩ 軽自動車検査票（当該自動車の提示が必要な場合に限る。）

⑪ その他の書面

(2) 車両番号の指定を受けたことがある自動車

- ① 自動車予備検査申請書（車両番号欄に返納時の車両番号を記載 させるものとし、軽第 2 号様式は、自動車の諸元等に変更がある場合に限る。ただし、高度化システムに入力した電磁的情報が電子情報処理システムに作成された場合を除く。）
- ② 申請審査書又は 申請手数料一括納付書
- ③ 限定自動車検査証（限定自動車検査証の交付を受けている場合に限る。）
- ④ 保安基準適合証又は限定保安基準適合証（保安基準適合証又は限定保安基準適合証の提出がある場合に限る。）
- ⑤ 自動車検査証返納証明書又は軽自動車届出済証返納証明書（交付を受けている自動車に限る。）
- ⑥ 所有者であることを証する書面（軽自動車検査証返納確認書含む。）
- ⑦ 申請依頼書等
- ⑧ 点検整備記録簿

（削除）

⑨ 軽自動車検査票（当該自動車の提示が必要な場合に限る。）

報処理機関に提供された場合を除く。） に限る。）

- ⑤ 算定燃費値取得済証（提出された場合に限る。）
- ⑥ 施行規則第 36 条第 5 項に係る書面
- ⑦ 施行規則第 36 条第 6 項に係る書面
- ⑧ 所有者であることを証する書面
- ⑨ 申請依頼書等

⑩ その他の書面

⑪ 軽自動車検査票（当該自動車の提示が必要な場合に限る。）

（新設）

(2) 車両番号の指定を受けたことがある自動車

- ① 自動車予備検査申請書（様式 7-1（車両番号欄に返納時の車両番号を記載する。）、様式 7-2（自動車の諸元等に変更がある場合に限る。ただし、高度化システムに入力した電磁的情報が電子情報処理システムに作成された場合を除く。））
- ② 申請審査書 （様式 2） 又は 一括納付書（様式 3）
- ③ 限定自動車検査証（限定自動車検査証の交付を受けている場合に限る。）
- ④ 保安基準適合証又は限定保安基準適合証（保安基準適合証又は限定保安基準適合証の提出がある場合に限る。）
- ⑤ 自動車検査証返納証明書又は軽自動車届出済証返納証明書（交付を受けている自動車に限る。）
- ⑥ 所有者であることを証する書面（返納確認書含む。）

⑦ 申請依頼書等

⑧ 点検整備記録簿

⑨ その他の書面

⑩ 軽自動車検査票（当該自動車の提示が必要な場合に限る。）

⑩ その他の書面

6-13-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（申請審査書又は申請手数料一括納付書にあつては手数料表示部分を含む。）に押印するものとする。
- (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、自動車予備検査証番号を指定後、自動車予備検査証を出力し、印字するものとする。

6-13-3 自動車予備検査証の交付

軽自動車検査票又は限定自動車検査証に記載された検査結果、若しくは完成検査終了証又は自動車検査証返納証明書及び保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の記載内容と電子情報処理システムから出力し、印字した自動車予備検査証を照合したうえ、交付するものとする。

この場合において、限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

6-14 自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付

6-14-1 必要な書面

6-8 に規定する申請書等の受理にあつては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- ① 自動車検査証交付申請書（車両番号欄に自動車予備検査証番号を記載させる。）
- ② 自動車予備検査証
- ③ 自動車検査証返納証明書又は軽自動車届出済証返納証明書（交付を受けている自動車に限る。）
- ④ 使用者であることを証する書面（軽自動車検査証返納確認書を含む。）
- ⑤ 使用者の住所を証する書面

(新設)

6-13-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（申請審査書又は一括納付書にあつては手数料表示部分を含む。）に押印するものとする。
- (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、自動車予備検査証番号を指定後、自動車予備検査証を出力し、印字するものとする。

6-13-3 自動車予備検査証の交付

軽自動車検査票又は限定自動車検査証に記載された検査結果、若しくは完成検査終了証又は自動車検査証返納証明書及び保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の記載内容と電子情報処理システムから出力し、印字した自動車予備検査証を照合したうえ、交付するものとする。

この場合において、限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

6-14 自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付

6-14-1 必要な書面

6-8 の申請書等の受理にあつては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- ① 自動車検査証交付申請書（様式 7-1（車両番号欄に自動車予備検査証番号を記載する。））
- ② 自動車予備検査証
- ③ 自動車検査証返納証明書又は軽自動車届出済証返納証明書（交付を受けている自動車に限る。）
- ④ 使用者であることを証する書面（返納確認書を含む。）
- ⑤ 使用者の住所を証する書面

- ⑥ 保険証明書
- ⑦ 自動車重量税納付書
- ⑧ 申請依頼書等
- ⑨ その他の書面

6-14-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分に押印するものとする。
- (2) 自動車重量税納付書の確認等は、6-3 の規定により行うものとする。
- (3) 電子情報処理システムに申請書を投入し、車両番号を指定後、自動車検査証を出力し、印字するものとする。

6-14-3 自動車検査証及び検査標章の交付

申請書及び添付資料と電子情報処理システムから出力し、印字した自動車検査証を照合したうえ、自動車検査証及び検査標章を交付するものとする。

この場合において、自動車予備検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

6-15 自動車予備検査証の記入

6-15-1 必要な書面

6-8 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- ① 自動車予備検査証記入申請書（車両番号欄に自動車予備検査証番号を記載させる。）
- ② 自動車予備検査証又は限定自動車検査証
- ③ 算定燃費値取得済証（提出された場合に限る。）
- ④ 譲渡証明書（所有者に変更がある場合に限る。）

- ⑥ 保険証明書
- ⑦ 自動車重量税納付書
- ⑧ 申請依頼書等
- ⑨ その他の書面

6-14-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分に押印するものとする。
- (2) 自動車重量税納付書の確認等は、6-3 により行うものとする。
- (3) 電子情報処理システムに申請書を投入し、車両番号を指定後、自動車検査証を出力し、印字するものとする。

6-14-3 自動車検査証及び検査標章の交付

申請書及び添付資料と電子情報処理システムから出力し、印字した自動車検査証を照合したうえ、自動車検査証及び検査標章を交付するものとする。

この場合において、自動車予備検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

6-15 自動車予備検査証の記入

6-15-1 必要な書面

6-8 の申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- ① 自動車予備検査証記入申請書（様式 7-1、様式 7-2、様式 7-5）
車両番号欄に自動車予備検査証番号を記載する。）
- ② 自動車予備検査証又は限定自動車検査証 （限定自動車検査証の交付を受けている場合に限る。）
- ③ 算定燃費値取得済証（提出された場合に限る。）
- ④ 譲渡証明書（所有者に変更がある場合に限る。）

6-15-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分に押印するものとする。
- (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、自動車予備検査証を出力し、印字するものとする。

6-15-3 自動車予備検査証の交付

申請書及び添付資料と電子情報処理システムから出力し、印字した自動車予備検査証を照合したうえ、交付するものとする。

この場合において、旧自動車予備検査証又は旧限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

6-16 自動車検査証の記入

6-16-1 必要な書面

6-8 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- ① 自動車検査証記入申請書
- ② 自動車検査証又は限定自動車検査証
- ③ 算定燃費値取得済証（提出された場合に限る。）
- ④ 使用者の住所を証する書面
- ⑤ 申請依頼書等
- ⑥ 譲渡証明書又はその他の変更の事実を確認する書面

6-16-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分に押印するものとする。
- (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、車両番号を指定後（使用の本拠の位置の変更、車両番号標の滅失等により車両番号の変更を伴う場合に限る。）に、自動車検査証を出力し、印字するものとする。

6-16-3 自動車検査証又は限定自動車検査証の交付

6-15-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分に押印するものとする。
- (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、自動車予備検査証を出力し、印字するものとする。

6-15-3 自動車予備検査証の交付

申請書及び添付資料と電子情報処理システムから出力し、印字した自動車予備検査証を照合したうえ、交付するものとする。

この場合において、旧自動車予備検査証又は旧限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

6-16 自動車検査証の記入

6-16-1 必要な書面

6-8 の申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- ① 自動車検査証記入申請書 (様式 7-1、様式 7-2、様式 7-3、様式 7-5、様式 7-6)
- ② 自動車検査証又は限定自動車検査証 (限定自動車検査証の交付を受けている場合に限る。)
- ③ 算定燃費値取得済証（提出された場合に限る。）
- ④ 使用者の住所を証する書面
- ⑤ 申請依頼書等
- ⑥ 譲渡証明書又はその他の変更の事実を確認する書面

6-16-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分に押印するものとする。
- (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、車両番号を指定後（使用の本拠の位置の変更、車両番号標の滅失等により車両番号の変更を伴う場合に限る。）自動車検査証を出力し、印字するものとする。

6-16-3 自動車検査証又は限定自動車検査証の交付

申請書及び添付資料と電子情報処理システムから出力し、印字した自動車検査証又は限定自動車検査証を照合したうえ、交付するものとする。

この場合において、旧自動車検査証又は旧限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

6-17 自動車検査証返納届出等

6-17-1 必要な書面

6-8 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- (1) 自動車検査証返納届出（(2)から(4)の場合を除く。）
 - ① 自動車検査証返納届出書
 - ② 自動車検査証又は限定自動車検査証
 - ③ 申請依頼書等
- (2) 自動車検査証返納証明書交付申請
 - ① 自動車検査証返納証明書交付申請書
 - ② 申請審査書又は申請手数料一括納付書（自動車検査証返納証明書交付申請書に収納済印影の表示を行わない場合に限る。）
 - ③ 自動車検査証又は限定自動車検査証
 - ④ 申請依頼書等
- (3) 自動車検査証返納・解体届出・自動車重量税還付申請
 - ① 解体届出書
 - ② 自動車検査証又は限定自動車検査証
 - ③ 申請依頼書等及び委任状（自動車重量税還付申請であって、還

申請書及び添付資料と電子情報処理システムから出力し、印字した自動車検査証又は限定自動車検査証を照合したうえ、交付するものとする。

この場合において、旧自動車検査証又は旧限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

6-17 自動車検査証返納届出等

6-17-1 必要な書面

6-8 の申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- (1) 自動車検査証返納届出（(2)から(4)の場合を除く。）
 - ① 自動車検査証返納届出書 (様式 7-4) (以下「返納届出書」という。)
 - ② 自動車検査証又は限定自動車検査証 (限定自動車検査証の交付を受けている場合に限る。)
 - ③ 申請依頼書等
- (2) 自動車検査証返納証明書交付申請
 - ① 自動車検査証返納証明書交付申請書 (様式 7-4)
 - ② 申請審査書 (様式 2) 又は 一括納付書 (様式 3)（自動車検査証返納証明書交付申請書に収納済印影の表示を行わない場合に限る。）
 - ③ 自動車検査証又は限定自動車検査証 (限定自動車検査証の交付を受けている場合に限る。)
 - ④ 申請依頼書等
- (3) 自動車検査証返納・解体届出・自動車重量税還付申請
 - ① 解体届出書 (様式 7-4-3)
 - ② 自動車検査証又は限定自動車検査証 (限定自動車検査証の交付を受けている場合に限る。)
 - ③ 申請依頼書等及び委任状（自動車重量税還付申請であって、還

付金の受領権限を委任する場合に限る。)

(4) 解体等届出 (滅失・用途廃止等)

- ① 解体等届出書
- ② 自動車検査証又は限定自動車検査証

③ 滅失等の事実を証する書面

④ 申請依頼書等

(5) 自動車検査証返納後の郵送による解体届出 (自動車重量税還付申請を除く。)

- ① 解体届出書
- ② 解体届出 (自動車重量税還付申請なし) の届出送付票 (様式 8)
- ③ 送返信用封筒 (日本産業規格角形 2 号以上)

6-17-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分 (手数料を必要とする申請にあっては、手数料表示部分 (申請審査書又は申請手数料一括納付書の提出がある場合にあっては、手数料表示部分)) に押印するものとする。
- (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、6-17-1(2)は自動車検査証返納証明書、6-17-1(3) (自動車重量税還付申請の場合に限る。) は、自動車重量税還付付表を出力し、印字するものとする。

6-17-3 自動車検査証返納証明書及び自動車重量税還付付表の交付

- (1) 自動車検査証返納証明書を交付するときは、申請書と電子情報処理システムから出力し、印字した自動車検査証返納証明書を照合のうえ、交付するものとする。

この場合において、旧自動車検査証又は旧限定自動車検査証には、受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

- (2) 自動車重量税還付付表 1 を交付するときは、申請書と電子情報処

付金の受領権限を委任する場合に限る。)

(4) 解体等届出 (滅失・用途廃止等)

- ① 解体等届出書 (様式 7-4-2)
- ② 自動車検査証又は限定自動車検査証 (限定自動車検査証の交付を受けている場合に限る。)

③ 滅失等の事実を証する書面

④ 申請依頼書等

(5) 自動車検査証返納後の郵送による解体届出 (自動車重量税還付申請を除く。)

- ① 解体届出書 (様式 7-4-3)
- ② 解体届出 (自動車重量税還付申請なし) の届出送付票 (様式 8)
- ③ 送返信用封筒 (日本産業規格角形 2 号以上)

6-17-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分 (手数料を必要とする申請にあっては、手数料表示部分 (申請審査書又は一括納付書の提出がある場合にあっては、手数料表示部分)) に押印するものとする。
- (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、6-17-1(2)は自動車検査証返納証明書、6-17-1(3) (自動車重量税還付申請の場合に限る。) は、自動車重量税還付付表を出力し、印字するものとする。

6-17-3 自動車検査証返納証明書及び自動車重量税還付付表の交付

- (1) 自動車検査証返納証明書を交付するときは、申請書と電子情報処理システムから出力し、印字した自動車検査証返納証明書を照合のうえ、交付するものとする。

この場合において、旧自動車検査証又は旧限定自動車検査証には、受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

- (2) 自動車重量税還付付表 1 を交付するときは、申請書と電子情報処

理システムから出力し、印字した自動車重量税還付付表 1 を照合のうえ、交付するものとする。

この場合において、自動車検査証及び限定自動車検査証には、受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

6-18 輸出予定届出証明書交付申請

6-18-1 必要な書面

6-8 に規定する 申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- ① 輸出予定届出証明書交付申請書
- ② 申請審査書又は申請手数料一括納付書（輸出予定届出証明書交付申請書に収納済印影の表示を行わない場合に限る。）
- ③ 自動車検査証又は限定自動車検査証

- ④ 申請依頼書等

6-18-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（手数料を必要とする申請にあつては、手数料表示部分（申請審査書又は申請手数料一括納付書の提出がある場合にあつては、手数料表示部分））に押印するものとする。
- (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、輸出予定届出証明書を出力し、印字するものとする。

6-18-3 輸出予定届出証明書の交付

申請書及び自動車検査証と電子情報処理システムから出力し、印字した輸出予定届出証明書を照合したうえ、交付するものとする。

この場合において、自動車検査証及び限定自動車検査証には、受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

理システムから出力し、印字した自動車重量税還付付表 1 を照合のうえ、交付するものとする。

この場合において、自動車検査証及び限定自動車検査証には、受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

6-18 輸出予定届出証明書交付申請

6-18-1 必要な書面

6-8 の 申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- ① 輸出予定届出証明書交付申請書 （様式 7-4-2）
- ② 申請審査書 （様式 2） 又は 一括納付書（様式 3）（輸出予定届出証明書交付申請書に収納済印影の表示を行わない場合に限る。）
- ③ 自動車検査証又は限定自動車検査証 （限定自動車検査証の交付を受けている場合に限る。）

- ④ 申請依頼書等

6-18-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（手数料を必要とする申請にあつては、手数料表示部分（申請審査書又は一括納付書の提出がある場合にあつては、手数料表示部分））に押印するものとする。
- (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、輸出予定届出証明書を出力し、印字するものとする。

6-18-3 輸出予定届出証明書の交付

申請書及び自動車検査証と電子情報処理システムから出力し、印字した輸出予定届出証明書を照合したうえ、交付するものとする。

この場合において、自動車検査証及び限定自動車検査証には、受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

6-19 輸出予定届出証明書返納届

6-19-1 必要な書面

6-8 に規定する 申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- ① 輸出予定届出証明書返納届出書
- ② 輸出予定届出証明書
- ③ 申請依頼書等

6-19-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分に押印するものとする。
- (2) 電子情報処理システムに申請書を投入するものとする。

6-20 再輸入見込届

6-20-1 必要な書面

6-8 に規定する 申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- ① 再輸入見込届出書
- ② 自動車検査証
- ③ 施行規則第40条の9第2項に係る書面
- ④ 申請依頼書等

6-20-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分に押印するものとする。
- (2) 電子情報処理システムに申請書を投入するものとする。

6-21 自動車検査証返納後の所有者変更記録申請

6-21-1 必要な書面

6-8 に規定する 申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- ① 所有者変更記録申請書
- ② 譲渡証明書

6-19 輸出予定届出証明書返納届

6-19-1 必要な書面

6-8 の 申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- ① 輸出予定届出証明書返納届出書 (様式 7-4-2)
- ② 輸出予定届出証明書
- ③ 申請依頼書等

6-19-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分に押印するものとする。
- (2) 電子情報処理システムに申請書を投入するものとする。

6-20 再輸入見込届

6-20-1 必要な書面

6-8 の 申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- ① 再輸入見込届出書 (様式 7-4-2)
- ② 自動車検査証
- ③ 施行規則第40条の9第2項に係る書面
- ④ 申請依頼書等

6-20-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分に押印するものとする。
- (2) 電子情報処理システムに申請書を投入するものとする。

6-21 自動車検査証返納後の所有者変更記録申請

6-21-1 必要な書面

6-8 の 申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- ① 所有者変更記録申請書 (様式 7-1)
- ② 譲渡証明書

③ 新所有者の住所を証する書面

④ 申請依頼書等

6-21-2 受付日付印の押印及び処理

(1) 受付日付印を申請書の下部余白部分に押印するものとする。

(2) 電子情報処理システムに申請書を投入する。

6-22 検査記録事項等証明書交付請求

6-22-1 必要な書面

6-8 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

この場合において、申請書の記載事項を電子情報処理システムと照合するものとする。

① 検査記録事項等証明書交付請求書

② 申請審査書又は申請手数料一括納付書（検査記録事項等証明書交付請求書に収納済印影の表示を行わない場合に限る。）

③ 申請依頼書等

6-22-2 受付日付印の押印及び処理

(1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（手数料を必要とする申請にあつては、手数料表示部分（申請審査書又は申請手数料一括納付書の提出がある場合にあつては、手数料表示部分））に押印するものとする。

(2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、検査記録事項等証明書を出力し、印字するものとする。

6-22-3 検査記録事項等証明書の交付

申請書と電子情報処理システムから出力し、印字した検査記録事項等証明書を照合したうえ、交付するものとする。

③ 新所有者の住所を証する書面

④ 申請依頼書等

6-21-2 受付日付印の押印及び処理

(1) 受付日付印を申請書の下部余白部分に押印するものとする。

(2) 電子情報処理システムに申請書を投入する。

6-22 検査記録事項等証明書交付請求

6-22-1 必要な書面

6-8 の申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

この場合において、申請書の記載事項を電子情報処理システムと照合するものとする。

① 検査記録事項等証明書交付請求申請書（様式 7-3）

② 申請審査書（様式 2）又は一括納付書（様式 3）（検査記録事項等証明書交付請求申請書に収納済印影の表示を行わない場合に限る。）

③ 申請依頼書等

6-22-2 受付日付印の押印及び処理

(1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（手数料を必要とする申請にあつては、手数料表示部分（申請審査書又は一括納付書の提出がある場合にあつては、手数料表示部分））に押印するものとする。

(2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、検査記録事項等証明書を出力し、印字するものとする。

6-22-3 検査記録事項等証明書の交付

申請書と電子情報処理システムから出力し、印字した検査記録事項等証明書を照合したうえ、交付するものとする。

6-23 自動車検査証、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の再交付

6-23-1 必要な書面

6-8 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

この場合において、申請書の記載事項を電子情報処理システムと照合するものとし、(3)にあつては、申請書を自動車検査証（新規検査又は予備検査にあつては申請書）及び軽自動車検査票に添付されている検査結果通知書1と照合し6-2(2)に準じて行うものとする。

(1) 自動車検査証の再交付

- ① 自動車検査証再交付申請書
- ② 申請審査書又は申請手数料一括納付書（自動車検査証再交付申請書に収納済印影の表示を行わない場合に限る。）
- ③ 自動車検査証（滅失の場合を除く。）
- ④ 申請依頼書等

(2) 自動車予備検査証の再交付

- ① 自動車予備検査証再交付申請書（軽第3号様式（車両番号欄に自動車予備検査証番号を記載させる。））
- ② 申請審査書又は申請手数料一括納付書（自動車予備検査証再交付申請書に収納済印影の表示を行わない場合に限る。）
- ③ 自動車予備検査証（滅失の場合を除く。）
- ④ 申請依頼書等

(3) 限定自動車検査証の再交付

- ① 限定自動車検査証再交付申請書
- ② 申請審査書又は申請手数料一括納付書（限定自動車検査証再交付申請書に収納済印影の表示を行わない場合に限る。）
- ③ 限定自動車検査証（滅失の場合を除く。）
- ④ 申請依頼書等

6-23 自動車検査証、自動車予備検査証及び限定自動車検査証再交付

6-23-1 必要な書面

6-8 の申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

この場合において、(1)及び(2)にあつては、申請書の記載事項を電子情報処理システムと照合するものとし、(3)にあつては、申請書を自動車検査証（新規検査又は予備検査にあつては申請書）及び軽自動車検査票と照合し6-2(2)に準じて行うものとする。

(1) 自動車検査証の再交付

- ① 自動車検査証再交付申請書（様式7-3）
- ② 申請審査書（様式2）又は一括納付書（様式3）（自動車検査証再交付申請書に収納済印影の表示を行わない場合に限る。）
- ③ 自動車検査証（滅失の場合を除く。）
- ④ 申請依頼書等

(2) 自動車予備検査証の再交付

- ① 自動車予備検査証再交付申請書（様式7-3（車両番号欄に自動車予備検査証番号を記載する。））
- ② 申請審査書（様式2）又は一括納付書（様式3）（自動車予備検査証再交付申請書に収納済印影の表示を行わない場合に限る。）
- ③ 自動車予備検査証（滅失の場合を除く。）
- ④ 申請依頼書等

(3) 限定自動車検査証の再交付

- ① 限定自動車検査証再交付申請書（様式7-3）
- ② 申請審査書（様式2）又は一括納付書（様式3）（限定自動車検査証再交付申請書に収納済印影の表示を行わない場合に限る。）
- ③ 限定自動車検査証（滅失の場合を除く。）
- ④ 申請依頼書等

6-23-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（手数料を必要とする申請にあっては、手数料表示部分（申請審査書又は申請手数料一括納付書の提出がある場合にあっては、手数料表示部分））に押印するものとする。
- (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、自動車検査証、自動車予備検査証又は限定自動車検査証を出力し、印字するものとする。
この場合において、自動車検査証、自動車予備検査証又は限定自動車検査証（その1）の備考欄に再交付の旨を印字するものとする。

6-23-3 自動車検査証、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の交付

- 申請書と電子情報処理システムから出力し、印字した自動車検査証、自動車予備検査証又は限定自動車検査証と照合したうえ、交付するものとする。
- この場合において、旧自動車検査証、旧自動車予備検査証又は旧限定自動車検査証が提出されたときは、当該自動車検査証等には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

6-24 検査標章の再交付

6-24-1 必要な書面

- (1) 6-8 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。なお、き損し、又はその識別が困難となったことを事由とするときは、当該検査標章の提出を求めること。
 - ① 検査標章再交付申請書
 - ② 申請審査書又は申請手数料一括納付書（検査標章再交付申請書に手数料納入済印影の表示を行わない場合に限る。）
 - ③ 自動車検査証又は限定自動車検査証

6-23-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（手数料を必要とする申請にあっては、手数料表示部分（申請審査書又は一括納付書の提出がある場合にあっては、手数料表示部分））に押印するものとする。
- (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、自動車検査証、自動車予備検査証又は限定自動車検査証を出力し、印字するものとする。
この場合において、自動車検査証及び限定自動車検査証（その1）の備考欄に再交付の旨を印字するものとする。

6-23-3 自動車検査証、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の交付

- 申請書と電子情報処理システムから出力し、印字した自動車検査証、自動車予備検査証又は限定自動車検査証と照合したうえ、交付するものとする。
- この場合において、旧自動車検査証、旧自動車予備検査証又は旧限定自動車検査証が提出されたときは、当該自動車検査証等には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

6-24 検査標章の再交付

6-24-1 必要な書面

- (1) 6-8 の申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。なお、き損し、又はその識別が困難となったことを事由とするときは、当該検査標章の提出を求めること。
 - ① 検査標章再交付申請書 （様式 7-3）
 - ② 申請審査書 （様式 2） 又は 一括納付書（様式 3）（検査標章再交付申請書に手数料納入済印影の表示を行わない場合に限る。）
 - ③ 自動車検査証又は限定自動車検査証 （限定自動車検査証の交付を受けている場合に限る。）

④ 申請依頼書等

6-24-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分(手数料を必要とする申請にあっては、手数料表示部分(申請審査書又は申請手数料一括納付書の提出がある場合にあっては、手数料表示部分))に押印するものとする。
- (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、自動車検査証又は限定自動車検査証及び検査標章を出力し、印字するものとする。

この場合において、自動車検査証又は限定自動車検査証(その1)の備考欄に再交付の旨及びその年月日を印字するものとする。

また、他の事務所等が管轄する自動車の検査標章を再交付したときは、自動車検査証又は限定自動車検査証の備考欄に再交付の旨、その年月日及び再交付した事務所名を印字するものとする。

6-24-3 検査標章の交付

申請書と電子情報処理システムから印字した自動車検査証又は限定自動車検査証を照合したうえ、交付するものとする。

この場合において、旧自動車検査証又は旧限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

6-25 光ディスクによる申請

様式省令第7条第2項及び自動車の登録及び検査に関する申請における光ディスクによる手続に係る光ディスクへの記録方式等に関する告示に基づき、OCR(光学的文字読取装置をいう。)に代えて光ディスクによる申請の場合の受理にあたっては、それぞれ次に示す書面の記載内容を確認するものとする。

6-25-1 必要な書面

6-8に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる光ディスクの記録内容及び書面の記載内容を確認するものとする。

- (1) 新規検査(車両番号の指定を受けたことのない型式指定自動車であ

④ 申請依頼書等

6-24-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分(手数料を必要とする申請にあっては、手数料表示部分(申請審査書又は一括納付書の提出がある場合にあっては、手数料表示部分))に押印するものとする。
- (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、自動車検査証又は限定自動車検査証及び検査標章を出力し、印字するものとする。

この場合において、自動車検査証又は限定自動車検査証(その1)の備考欄に再交付の旨及びその年月日を印字するものとする。

また、他の事務所等が管轄する自動車の検査標章を再交付したときは、自動車検査証又は限定自動車検査証の備考欄に再交付した旨、その年月日及び再交付した事務所名を印字するものとする。

6-24-3 検査標章の交付

申請書と電子情報処理システムから印字した自動車検査証又は限定自動車検査証を照合したうえ、交付するものとする。

この場合において、旧自動車検査証又は旧限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

6-25 光ディスクによる申請

様式省令第7条第2項及び自動車の登録及び検査に関する申請における光ディスクによる手続に係る光ディスクへの記録方式等に関する告示に基づき、OCR(光学的文字読取装置をいう。)に代えて光ディスクによる申請の場合の受理にあたっては、それぞれ次に示す書面の記載内容を確認するものとする。

6-25-1 必要な書面

6-8の申請書等の受理にあたっては、次に掲げる光ディスクの記録内容及び書面の記載内容を確認するものとする。

- (1) 新規検査(車両番号の指定を受けたことのない型式指定自動車であ

って、諸元事項に変更の無い車両に限る。)

① 申請にかかる光ディスク

② 光ディスク申請一覧

③ 6-9-1(1)②以降の各号を準用する。(ただし、⑩を除く。)

(2) 自動車検査証記入申請(氏名・名称、住所又は使用の本拠の位置のいずれかに変更がある場合に限る。)

① 申請にかかる光ディスク

② 光ディスク申請一覧

③ 6-16-1の②以降の各号を準用する。(ただし、⑤を除く。)

(3) 自動車検査証返納証明書交付申請

① 申請にかかる光ディスク

② 光ディスク申請一覧

③ 6-17-1(2)の②以降の各号を準用する。(ただし、④を除く。)

6-25-2 受付日付印の押印及び処理

(1) 受付日付印を光ディスク申請一覧の下部余白部分及び手数料を必要とする申請にあつては、申請手数料一括納付書の手数料表示部分に押印するものとする。

(2) 自動車重量税納付書の確認等は、6-3の規定により行なうものとする。(6-25-1(1)の規定による申請に限る。)

(3) 電子情報処理システムに光ディスクを投入し、車両番号を指定後(6-25-1(1)及び6-25-1(2)(使用の本拠の位置の変更により車両番号の変更を要するものに限る。))に、自動車検査証又は自動車検査証返納証明書を出し、印字するものとする。

6-25-3 自動車検査証又は自動車検査証返納証明書の交付

完成検査終了証の記載内容(6-25-1(1)の規定によるものに限る。)、光ディスク申請一覧及び添付資料と電子情報処理システムから出力し、印字した自動車検査証又は自動車検査証返納証明書と照合したうえ、自動

って、諸元事項に変更の無い車両に限る。)

① 申請にかかる光ディスク

② 光ディスク申請一覧表

③ 6-9-1(1)②以降の各号を準用する。

(2) 自動車検査証記入申請(氏名・名称、住所又は使用の本拠の位置のいずれかに変更がある場合に限る。)

① 申請にかかる光ディスク

② 光ディスク申請一覧表

③ 6-16-1の②以降の各号を準用する。

(3) 自動車検査証返納証明書交付申請

① 申請にかかる光ディスク

② 光ディスク申請一覧表

③ 6-17-1(2)の②以降の各号を準用する。

6-25-2 受付日付印の押印及び処理

(1) 受付日付印を光ディスク申請一覧表の下部余白部分及び手数料を必要とする申請にあつては、一括納付書の手数料表示部分に押印するものとする。

(2) 自動車重量税納付書の確認等は、6-3により行なうものとする。(6-25-1(1)の申請に限る。)

(3) 電子情報処理システムに光ディスクを投入し、車両番号を指定後(6-25-1(1)及び6-25-1(2)(使用の本拠の位置の変更により車両番号の変更を要するものに限る。))自動車検査証又は自動車検査証返納証明書を出し、印字するものとする。

6-25-3 自動車検査証又は自動車検査証返納証明書の交付

完成検査終了証の記載内容(6-25-1(1)に限る。)、光ディスク申請一覧表及び添付資料と電子情報処理システムから出力し、印字した自動車検査証又は自動車検査証返納証明書と照合したうえ、自動車検査証又は自

車検査証又は自動車検査証返納証明書を交付するものとする。

この場合において、旧自動車検査証又は旧限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

第7章

7-1 電子情報処理システム (略)

7-2 電子情報処理システムへの入力 (略)

7-3 検査等事項の略号化等 (略)

7-4 検査記録内容等

- (1) 自動車検査証の備考欄の記録は、3-3-15 に掲げる例によるものとする。
- (2) 6-10-3 の規定により自動車検査証を返付したときは、電子情報処理システムに継続検査を受けた年月日並びに事務所等名を記録するものとする。
- (3) 軽自動車検査ファイルの記録事項の変更、訂正又は復元の処理は、記録の際に用いた申請書又は業務用申請書で行うものとする。

7-5 電子情報処理システムに重度の故障が発生した場合の特例等 (略)

第8章 臨時検査

8-1 適用

この章の規定は、臨時検査に係る検査を行う場合に適用する。

8-2 検査の実施の方法 (略)

第9章 雑則

9-1 自動車検査証用紙及び検査標章の管理

自動車検査証用紙及び検査標章の使用枚数については、電子情報処理

自動車検査証返納証明書を交付するものとする。

この場合において、旧自動車検査証又は旧限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

第7章

7-1 電子情報処理システム (略)

7-2 電子情報処理システムへの入力 (略)

7-3 検査等事項の略号化等 (略)

7-4 検査記録内容等

- (1) 自動車検査証の備考欄の記録は、3-3-15 の例によるものとする。
- (2) 6-10-3 により自動車検査証を返付したときは、電子情報処理システムに継続検査を受けた年月日並びに事務所等名を記録するものとする。
- (3) 軽自動車検査ファイルの記録事項の変更、訂正又は復元の処理は、記録の際に用いた申請書又は業務用申請書で行うものとする。

7-5 電子情報処理システムに重度の故障が発生した場合の特例等 (略)

第8章 臨時検査

8-1 適用

この章の規定は、法第63条第2項の規定による臨時検査に係る検査を行う場合に適用する。

8-2 検査の実施の方法 (略)

第9章 雑則

9-1 自動車検査証用紙及び検査標章の管理

自動車検査証用紙及び検査標章の使用枚数については、電子情報処理

システムによる出力枚数と日々照合するものとする。

9-2 申請書等の保存期間

申請書等の保存は以下によるものとし、申請書等の保存期間の起算日は申請届出された日以後、初めて迎える4月1日とする。

保存期間	申請書等（添付書面を含む。）
5年	①解体届出書（返納と同時届出を含む。） ②自動車重量税納付書 ③ <u>自動車</u> 重量税還付申請書 ④被災した車両に係る <u>自動車</u> 重量税の特例的な還付申請書
(略)	(略)
2年	①継続検査申請書（臨時検査を含む。） ②自動車検査証記入申請書（構造等変更検査及び予備検査を含む。） ③自動車検査証返納届 <u>出書</u> ④自動車検査証返納証明書交付申請書 ⑤輸出予定届出証明書交付申請書 ⑥輸出予定届出証明書返納届出書 ⑦再輸入見込届出書 ⑧自動車検査証返納後の所有者変更記録申請書 ⑨検査記録事項等証明書交付請求書 ⑩自動車検査証・検査標章・限定自動車検査証・自動車予備検査証再交付申請書 ⑪解体等届出書 ⑫輸出届出書 ⑬非課税証明書

システムによる出力枚数と日々照合するものとする。

9-2 申請書等の保存期間

申請書等の保存は以下によるものとし、申請書等の保管期間の起算日は申請届出された日以後、初めて迎える4月1日とする。

保存期間	申請書等（添付書面を含む。）
5年	①解体届出書（返納と同時届出を含む。） ②自動車重量税納付書 ③重量税還付申請書 ④被災した車両に係る重量税の特例的な還付申請書
(略)	(略)
2年	①継続検査申請書（臨時検査を含む。） ②自動車検査証記入申請書（構造等変更検査及び予備検査を含む。） ③自動車検査証返納届 ④自動車検査証返納証明書交付申請書 ⑤輸出予定届出証明書交付申請書 ⑥輸出予定届出証明書返納届出書 ⑦再輸入見込届出書 ⑧自動車検査証返納後の所有者変更記録申請書 ⑨検査記録事項等証明書交付請求書 ⑩自動車検査証・検査標章・限定自動車検査証・自動車予備検査証再交付申請書 ⑪解体等届出書 ⑫輸出届出書 ⑬非課税証明書

9-3 焼却等の措置 (略)

9-4 経過措置

(1) 次の各号に掲げる軽自動車については、「軽自動車の使用届出等に関する取扱いについて」(昭和40年9月6日自管第122号)第2により車両番号を指定することができる。

ア 道路運送車両法の一部を改正する法律(昭和47年法律第62号)の施行前に使用の届出をした軽自動車

イ ア以外の軽自動車であって昭和50年3月31日以前に新規検査を受けた軽自動車のうち車体の構造等により、施行規則等の一部を改正する省令(昭和48年運輸省令第33号)による改正後の施行規則第13号様式の3の車両番号標を表示することができない軽自動車

(2) (略)

附 則 [令和3年3月9日協会規程第2号]

1. この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 (検査の実施の方法) (2-7 関係)

検査の種別	検査の実施の方法
新規検査及び予備検査	1~5 (略) 6 完成検査終了証又は出荷検査証の提出がある検査 型式指定自動車及び多仕様自動車は、次に掲げる全ての要件を満足するものについては、2 (多仕様自動車にあつては、(1) から (9) までに掲げる事項について当該器具を用いて検査する装置が多仕様自動車として認証を受けた範囲に含まれているものに限る。)、3 (多仕様自動車は (8) を除く) の検査を提出書面の審査に代えることができる。

9-3 焼却等の措置 (略)

9-4 経過措置

(1) 次の各号に掲げる軽自動車については、「軽自動車の使用届出等に関する取扱いについて」(昭和40年9月6日自管第122号)第2により車両番号を指定することができる。

ア 道路運送車両法の一部を改正する法律第62号の施行前に使用の届出をした軽自動車

イ ア以外の軽自動車であって昭和50年3月31日以前に新規検査を受けた軽自動車のうち車体の構造等により、施行規則等の一部を改正する省令(昭和48年運輸省令第33号。以下「一部改正省令」という。)による改正後の施行規則第13号様式の3の車両番号標を表示することができない軽自動車

(2) (略)

別表1 (検査の実施の方法) (2-7 関係)

検査の種別	検査の実施の方法
新規検査及び予備検査	1~5 (略) 6 完成検査終了証又は出荷検査証の提出がある検査 型式指定自動車及び共通構造部型式指定自動車は、次に掲げる全ての要件を満足するものについては、2、3 (共通構造部型式指定自動車は (9) を除く。) 及び4 ((5) 及び(6)に限る。) の検査を提出書面の審査に代えることができる。 ただし、提出のあった書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、検査を代えることが妥当ではな

<p>ただし、提出のあった書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、検査を代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りではない。</p> <p>(1)型式指定自動車</p> <p>①完成検査終了証（発行後 9 月を経過しないものに限る。）があること</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>②（略）</p> <p>③（略）</p> <p>(2)多仕様自動車</p> <p>①出荷検査証（発行後 11 月を経過しないものに限る。）があること</p> <p>②当該自動車の別記様式の表中に記載されている項目のうち「16 かじ取り装置」、「21 制動装置(貨物)」、「22 制動装置(乗用)」、「75 騒音」、「77 排出ガス」、「78 排出ガス」、「85 前照灯」、「118 警音器の音圧」及び「130 速度計」に○印が付されている装置に変更</p>	<p>いと判断する場合はこの限りではない。</p> <p>(1)型式指定自動車</p> <p>①完成検査終了証（発行後 9 月を経過しないものに限る。）があること</p> <p><u>②改造自動車以外の自動車であること</u></p> <p><u>③事前届出対象自動車以外の自動車であって、新規検査等届出書の「事前審査管理番号」欄が空欄であること</u></p> <p>④（略）</p> <p>⑤（略）</p> <p>(2)共通構造部型式指定自動車</p> <p>①次のいずれかの出荷検査証（発行後 11 月を経過しないものに限る。）があること</p> <p><u>ア 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領第 3 号様式の出荷検査証であって、備考欄に「当該型式で認証を受けていない仕様に変更有」と記載されていないもの</u></p> <p><u>イ 「排出ガス検査終了証」の備考欄を利用した出荷検査証であって、当該備考欄に「型式指定番号 ※2」と記載されていないもの</u></p> <p>②当該自動車に係る構造・装置について変更がないこと。</p> <p><u>ただし、次に掲げるものを除く。</u></p> <p><u>ア 同一型式内の他の類別（類別区分番号）に設定されている構造・装置の仕様への変更</u></p>
--	---

	<p><u>がないこと。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p>		<p><u>イ 次に掲げる構造・装置の変更</u></p> <p><u>(a) タイヤ (タイヤのパターン違いによる仕様変更に限る。)</u></p> <p><u>(b) 燃料タンク (UN R34 を適用しない自動車に限る。)</u></p> <p><u>(c) 突入防止装置</u></p> <p><u>(d) 座席及び座席ベルト (取外す場合に限る。)</u></p> <p><u>(e) 物品積載装置</u></p> <p><u>(f) 運転台以外に装着される灯火装置、反射器及び指示装置</u></p> <p><u>ウ 乗車定員の減員</u></p> <p>③ (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
<ul style="list-style-type: none"> 別表 2 (改造自動車等の届出先及び添付書類等一覧表) 様式 1~7 (略) 		<ul style="list-style-type: none"> 別表 2 (改造自動車等の届出先及び添付書類等一覧表) 様式 1~7 (略) 	

・様式8 (解体届出 (自動車重量税還付申請なし) の届出送付票)

解体届出(自動車重量税還付申請なし)の届出送付票

申請書類の不備(記載漏れ、誤記載等)を防ぐため、下記事項について記入及びチェックのうえ、申請書類とともに送付して下さい。

- 解体届出とは、既に一時使用中止の手続きを行い、その後、当該自動車をスクラップ(解体)にしたときに行う手続きです。
- ※車検の残存期間が1ヶ月以上ある場合は、解体届出と同時に自動車重量税還付申請を行うことにより、還付を受けることができます。
- ※自動車検査証の交付を受けている軽自動車の解体届出及び重量税還付申請を行うものにつきましては、送付による取扱いが行っておられないので、取扱窓口をご確認のうえ、事務所又は支所の窓口へ申請してください。

届出者・申請者 チェック項目	チェック欄	軽自動車検査協会使用欄 補正等のご連絡
1. 自動車検査証返納届出の手続きが行われていますか?	はい <input type="checkbox"/>	確認 不備事項 <input type="checkbox"/>
2. 使用済自動車を引取った事業者(引取業者)から解体が完了した旨(解体報告)の連絡がありましたか?	はい <input type="checkbox"/>	確認 不備事項 <input type="checkbox"/>
3. 解体届の記入欄は鉛筆で記入し、記載漏れ、誤記はありませんか?	① 車種番号 <input type="checkbox"/> ② 車体番号 <input type="checkbox"/> ③ 製造年月日 <input type="checkbox"/> ④ 重量 <input type="checkbox"/> ⑤ 車検の有無 <input type="checkbox"/> ⑥ 車検の有効期限 <input type="checkbox"/>	確認 不備事項 <input type="checkbox"/>
4. 解体届の解体届/申請者(所有者)の記入欄はボールペンで記入し、記載漏れ、誤記はありませんか?	届出者/申請者(所有者)の氏名又は住所 <input type="checkbox"/> 申請年月日 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/>	確認 不備事項 <input type="checkbox"/>
5. (80) 重量税還付申請の有無の欄に「0」が記載されていますか?	はい <input type="checkbox"/> 還付申請を行わない。 車検の残存期間が1ヶ月以上ある場合でも自動車重量税が還付されません。	確認 不備事項 <input type="checkbox"/>
6. 返信用封筒に宛名及び切手の貼付はありますか? 返信用封筒に宛名を記載し、切手(1円分)を貼ってください。なお、送付用、返信用ともにA4サイズが折らずに入る「角」封筒を使用して下さい。	宛名 <input type="checkbox"/> 返信用封筒 <input type="checkbox"/> 切手 <input type="checkbox"/>	確認 不備事項 <input type="checkbox"/>
7. 封筒内内容物(送付するもの)の確認	申請書 <input type="checkbox"/> 返信用封筒 <input type="checkbox"/> 送付票(本紙) <input type="checkbox"/>	確認 不備事項 <input type="checkbox"/>

※ 注意事項 (必ずお読み下さい。)

- 1) 送付による解体届出を行う軽自動車は、次にすべての要件を満たしていること。
 - ※ 自動車検査証返納届出の手続きが行われていること。
 - ※ 重量税還付申請がないこと。(解体届後の重量税還付申請はできません。)
 - ※ 使用済自動車を引取った事業者(引取業者)から解体が完了した旨(解体報告)の連絡がなされた軽自動車であること。
- 2) 送付に係る費用(返信用をむ)は、届出(申請者)の負担となります。
 - ※ 書類不備(記載漏れ、誤記載)等の場合であっても返信用送付費用を使用いたします。
 - 補正後二度送付を行う際には、あらかじめ返信用封筒が必要となります。
- 3) 事務所、支所の窓口へ申請書を出される場合は、当日届出させて頂いておりますが、送付による場合は、処理に時間を要します。
- 4) 自動車重量税還付申請(車検残存期間が1ヶ月以上ある場合に限り)の詳細につきましては、取扱所ホームページをご確認下さい。なお、重量税還付申請を行う場合は、解体届出と同時に窓口へ申請して頂きたい。(解体届後の重量税還付申請はできません。)

※ お手数ですが、特内の記載をお願いします。
下記の事項の解体届出について、送付により届出ます。

車種番号	届出(申請)者の氏名又は名称
車台番号	住所
	電話番号

軽自動車検査協会使用欄(返信連絡欄)

上記の解体届出について書類をご送付頂きましたが、解体届出の届出送付票(書類)等ご送付頂いた書類の取り間違いがございましたら、ご連絡いたします。
ご送付頂きました書類一式をご返送いたしますので、お手数ですが、補正のうえ再度郵送されるか、取り寄りの場合事務所窓口へ届出してください。
なお、再度送付される場合は、返信用封筒(切手貼付)が必要となります。

この度、ご送付頂きました申請につきましては、送付による取扱いを行っておりません。
ご送付頂いた書類一式をご返送いたしますので、お手数ですが、申請窓口をご確認のうえ、協会事務所窓口へ申請してください。

(取扱連絡先) 〒108-0075
東京都港区港南3-3-7
軽自動車検査協会
解体届受付窓口
TEL 03-6433-1555 応答時間: 8:45~17:00(土・日・祝祭日・12/29~1/3を除く)

・様式9~13 (略)

・様式8 (解体届出 (重量税還付申請なし) の届出送付票)

解体届出(重量税還付申請なし)の届出送付票

届出書類の不備(記載漏れ、誤記載等)を防ぐため、下記事項について記入及びチェックのうえ、届出書類とともに送付して下さい。

- 解体届出とは、既に一時使用中止の手続きを行い、その後、当該自動車をスクラップ(解体)にしたときに行う手続きです。
- ※車検の残存期間が1ヶ月以上ある場合は、解体届出と同時に自動車重量税還付申請を行うことにより、還付を受けることができます。
- ※自動車検査証の交付を受けている軽自動車の解体届出及び重量税還付申請を行うものにつきましては、送付による取扱いが行っておられないので、取扱窓口をご確認のうえ、事務所又は支所の窓口へ申請してください。

届出者 チェック項目	チェック欄	軽自動車検査協会使用欄 補正等のご連絡
1. 自動車検査証返納届出の手続きが行われていますか?	はい <input type="checkbox"/>	確認 不備事項 <input type="checkbox"/>
2. 使用済自動車を引取った事業者(引取業者)から解体が完了した旨(解体報告)の連絡がありましたか?	はい <input type="checkbox"/>	確認 不備事項 <input type="checkbox"/>
3. 解体届出の記入欄は黒色で記入し、記載漏れ、誤記はありませんか?	① 車種番号 <input type="checkbox"/> ② 車体番号 <input type="checkbox"/> ③ 製造年月日 <input type="checkbox"/> ④ 重量 <input type="checkbox"/> ⑤ 車検の有無 <input type="checkbox"/> ⑥ 車検の有効期限 <input type="checkbox"/>	確認 不備事項 <input type="checkbox"/>
4. 解体届出の届出者(申請者(所有者))の記入欄は黒色で記入し、記載漏れ、誤記、押印漏れはありませんか? (訂正箇所には訂正印が押印されていますか?)	届出者/申請者(所有者)の氏名又は住所 <input type="checkbox"/> 申請年月日 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/>	確認 不備事項 <input type="checkbox"/>
5. (80) 重量税還付申請の有無の欄に「0」が記載されていますか?	はい <input type="checkbox"/> 還付申請を行わない。 車検の残存期間が1ヶ月以上ある場合でも自動車重量税が還付されません。	確認 不備事項 <input type="checkbox"/>
6. 返信用封筒に宛名及び切手の貼付はありますか? 返信用封筒に宛名を記載し、切手(1円分)を貼ってください。なお、送付用、返信用ともにA4サイズが折らずに入る「角」封筒を使用して下さい。	宛名 <input type="checkbox"/> 返信用封筒 <input type="checkbox"/> 切手 <input type="checkbox"/>	確認 不備事項 <input type="checkbox"/>
7. 封筒内内容物(送付するもの)の確認	申請書 <input type="checkbox"/> 返信用封筒 <input type="checkbox"/> 送付票(本紙) <input type="checkbox"/>	確認 不備事項 <input type="checkbox"/>

※ 注意事項 (必ずお読みください。)

- 1) 送付による解体届出を行う軽自動車は、次にすべての要件を満たしていること。
 - ※ 自動車検査証返納届出の手続きが行われていること。
 - ※ 重量税還付申請がないこと。(解体届後の重量税還付申請はできません。)
 - ※ 使用済自動車を引取った事業者(引取業者)から解体が完了した旨(解体報告)の連絡がなされた軽自動車であること。
- 2) 送付に係る費用(返信用をむ)は、届出者(申請者)の負担となります。
 - ※ 書類不備(記載漏れ、誤記載)等の場合であっても返信用送付費用を使用いたします。
 - 補正後二度送付を行う際には、あらかじめ返信用封筒が必要となります。
- 3) 事務所、支所の窓口へ申請書を出される場合は、当日届出させて頂いておりますが、送付による場合は、処理に時間を要します。
- 4) 自動車重量税還付申請(車検残存期間が1ヶ月以上ある場合に限り)の詳細につきましては、取扱所ホームページをご確認下さい。なお、重量税還付申請を行う場合は、解体届出と同時に窓口へ申請して頂きたい。(解体届後の重量税還付申請はできません。)

※ お手数ですが、特内の記載をお願いします。
下記の事項の解体届出について、送付により届出ます。

車種番号	届出者の氏名又は名称
車台番号	住所
	電話番号

軽自動車検査協会使用欄(返信連絡欄)

上記の解体届出について書類をご送付頂きましたが、解体届出の届出送付票(書類)等ご送付頂いた書類の取り間違いがございましたら、ご連絡いたします。
ご送付頂きました書類一式をご返送いたしますので、お手数ですが、補正のうえ再度郵送されるか、取り寄りの場合事務所窓口へ届出してください。
なお、再度送付される場合は、返信用封筒(切手貼付)が必要となります。

この度、ご送付頂きました届出につきましては、送付による取扱いを行っておりません。
ご送付頂いた書類一式をご返送いたしますので、お手数ですが、申請窓口をご確認のうえ、協会事務所窓口へ申請してください。

(取扱連絡先) 〒108-0075
東京都港区港南3-3-7
軽自動車検査協会
解体届受付窓口
TEL 03-6433-1555 応答時間: 8:45~17:00(土・日・祝祭日・12/29~1/3を除く)

・様式9~13 (略)